

沼田市公共施設等総合管理計画 (案)



平成 29 年 月

沼 田 市

目 次

全体概要（要約）	1
第1章 計画策定の背景と目的	2
1.1 背景と目的	2
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 対象施設	4
第2章 本市の現状	6
2.1 公共施設等の現況	6
2.2 人口の現状と課題	12
2.3 公共施設等の将来における更新費用の推計	14
2.4 財政状況と課題	16
2.5 市民ニーズ	19
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	20
3.1 計画期間	20
3.2 公共施設等を取り巻く問題点（現状や課題に関する基本認識）	20
3.3 公共施設等の課題	21
3.4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	22
3.5 目標の設定	24
3.6 基本方針を推進するための実施方針	25
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	27
4.1 公共施設	27
4.2 インフラ	76
第5章 公共施設マネジメントの推進体制	78
5.1 全庁的な取組体制の構築	78
5.2 情報管理	78
5.3 情報共有	78
5.4 フォローアップの実施方針	79
参考 公共施設の統廃合による財政的効果の検証（シミュレーション）	80

全体概要（要約）

■本市では多くの公共施設等を保有しており、老朽化も進行しています。

特に公共施設は、総数 341 施設・総床面積約 30 万㎡を保有しており、一人当たりの面積規模は、産業構造や人口規模が類似する全国の市の平均と比較して約 5 割多い状態にあります。老朽化も進行しており、10 年後には大規模改修の目安となる建築後 30 年を経過した建物は全体の約 9 割にも上るとみられています。

■人口や財政に目を移すと、厳しい現状が浮かび上がります。

人口推計では、平成 27 年度時点で約 5.1 万人であった人口は 40 年後の平成 67 年度には約 2.3 万人となり約 55%も減少し、このうち二人に一人が高齢者になっていると予想されています。

財政に関する推計では、現在保有する全ての公共施設に対する大規模改修及び更新に要する資金は今後 40 年間で約 3,000 億円（約 76 億円／年）と推計されます。こうした公共施設等の改修や更新のための現状の予算は約 18 億円／年であり、今後 40 年間にわたり同額を確保できたとしてもなお大幅に足りない水準にあることがわかります。

■沼田市公共施設等総合管理計画を策定します。

このような状況を打破するため、「新しい公共施設のかたちを未来へつなげよう」という基本理念に、基本的な方針として「1. 施設の長期活用」、「2. 施設の機能や規模の最適化」、「3. ライフサイクルコスト（LCC）の縮減と更新投資の平準化」の 3 点を設定する沼田市公共施設等総合管理計画を策定しました。

■持続可能な財政運営を実現するためには、現在保有する公共施設等の長寿命化や運営の効率化、民間資金等の活用などの施策に加え、総量削減も避けては通れない状況にあります。

本計画では、人口や財政、大規模改修・更新費用の推計結果に基づき、40 年後に公共施設等の総量を現在に比べ 6 割にする（建物の床面積を 40%削減する）、という目標を掲げました。インフラについてはその性質上総量削減の数値目標は本計画では設定しませんが、公共施設と同様にこのたび定めた 3 つの方針に基づき総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

公共施設等は市民生活を支えるためのものであり、公共施設等を支えるために市民のみなさんの負担が増えることは本末転倒であり、また、次世代において、公共施設のあり方を選択する自由度を大きく制約させるわけにはいきません。

今後は、この計画の考えに沿った具体的な取り組みをまとめ、将来の沼田市を見据えた総合的な視点で、公共施設の最適化に向けた取り組みを進めていきます。

第1章 計画策定の背景と目的

1.1 背景と目的

我が国においては、笹子トンネル天井崩落事故が起こるなど、高度成長期に一斉に整備された公共施設・インフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」において、インフラについて「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月には、総務省により全国の自治体に、公共施設等総合管理計画の策定を要請しました。

本市においても二度の市町村合併を経ながら、学校・スポーツ施設など多くの公共施設や道路・上下水道・橋りょうなどのインフラ資産を整備してきました。

それらの公共施設のうち、インフラを除いたハコモノの延床面積では全体の約5割が建築後30年を経過し、加えて、上下水道、道路、橋りょうなどのインフラの多くも、老朽化が進んでいます。

一方で、少子高齢化による人口減少の時代を迎え、社会保障関係費の増加や税収の落ち込みが予想され、公共施設等への投資力が低下し、このままでは現状どおりに公共施設等を維持・更新していくことが困難な状況となることが予測されます。

こうした状況は、今後ますます進行するものと考えられ、安全で持続的な市民サービスを提供するためには公共施設等を総合的かつ計画的に管理していく必要があります。

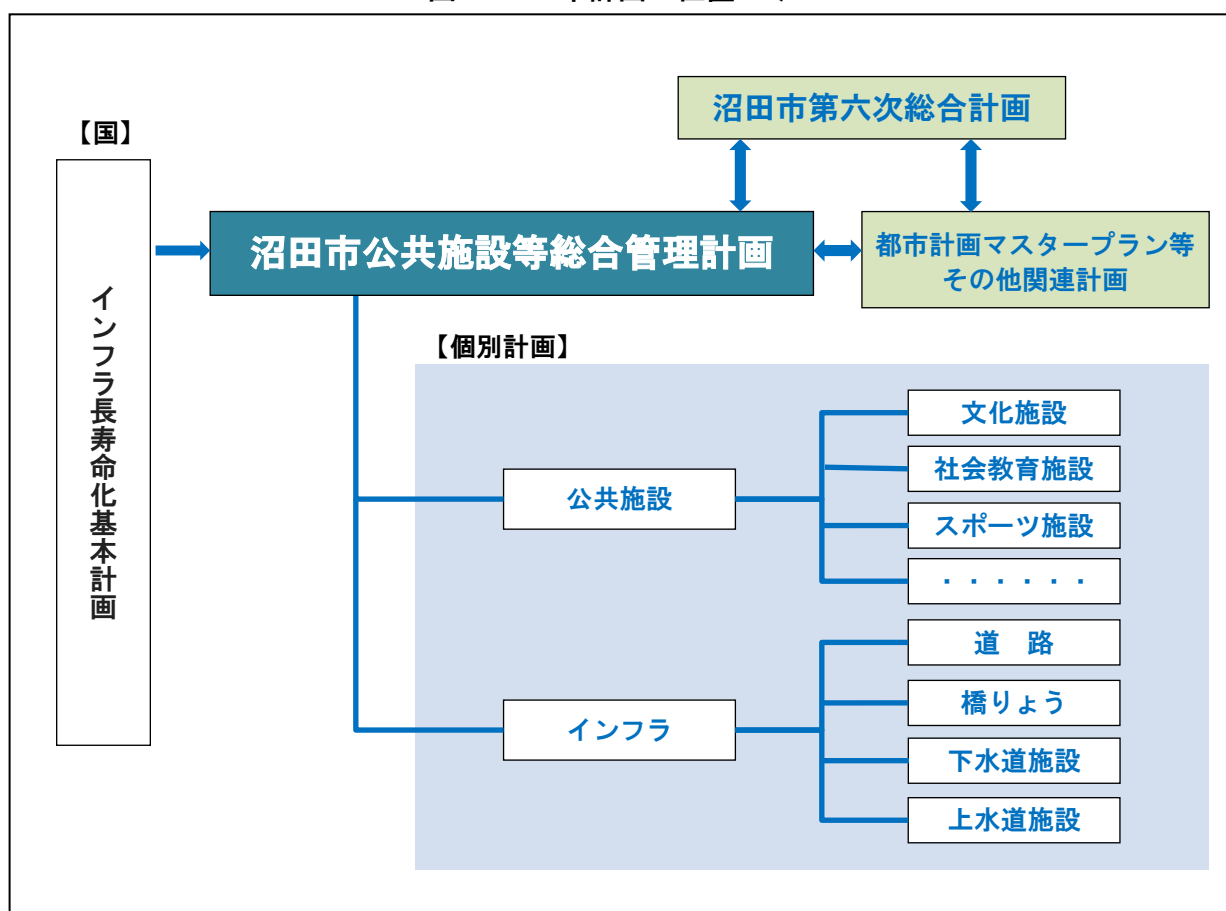
このようなことから、本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等の現状や課題を整理し、総合的に企画、管理、活用することを目的として「沼田市公共施設等総合管理計画」を策定します。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたるものであり、今後の個別施設における個別計画の指針となるものです。

また、本市の最上位計画である沼田市第六次総合計画のもと、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示したものです。

図 1.2.1 本計画の位置づけ



1.3 対象施設

本計画では、学校や庁舎といった「公共施設」と、道路や水道などの「インフラ」とを合わせた市有財産を対象とします。

(1) 公共施設

本計画の対象とする公共施設は以下のとおりです。

表 1.3.1 公共施設

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
市民文化系施設	集会施設	56	17,570.38	5.9%
	文化施設	2	1,110.31	0.4%
社会教育系施設	図書館	1	4,957.78	1.7%
	博物館等	8	1,866.39	0.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	34	34,781.44	11.7%
	レクリエーション施設・観光施設	20	9,170.85	3.1%
学校教育系施設	学校	21	106,907.00	36.0%
	その他教育施設	3	2,836.95	1.0%
子育て支援施設	幼稚園・保育園	13	7,294.43	2.5%
	児童施設	6	1,719.02	0.6%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2	1,771.88	0.6%
	障害福祉施設	1	163.96	0.1%
	保健施設	3	6,086.82	2.0%
	その他社会福祉施設	3	1,767.04	0.6%
行政系施設	庁舎等	5	12,695.37	4.3%
	消防施設	54	2,796.17	0.9%
	その他行政系施設	2	41,888.15	14.1%
公営住宅	公営住宅	23	21,720.00	7.3%
公園	公園	23	1,423.89	0.5%
供給処理施設	供給処理施設	22	12,047.09	4.1%
その他	その他	39	6,595.65	2.2%
計		341	297,170.57	100.0%

注) 端数処理の関係上数値の合計が一致しない場合がある。

(2) インフラ

本計画の対象とするインフラは、道路、橋りょう、上水道施設及び下水道施設とします。

表 1.3.2 インフラ資産

分 類		箇所数等	備 考
道路	市道	1, 399, 959m (実延長)	出典： ・本庁管内：道路現況(総括)台帳 (H 27 年度) ・白沢管内：道路現況調書 (H27 年度) ・利根管内：道路現況(総括)台帳 (H 28 年度)
	農道	26, 758m	出典：農道調書 (H27. 8. 1 現在)
	林道	84, 215m	出典：林道台帳 (H23. 3. 31 現在)
橋りょう	橋数	313 橋	出典：橋調書 (H27 年)
上水道施設	上水道 (管路)	165, 590m	出典：沼田市資料
	簡易水道 (管路)	428, 109m	
下水道施設	公共下水道 (管路)	128, 128m	
	特定環境保全 公共下水道 (管路)	96, 275m	
	農業集落排水 (管路)	41, 103m	

第2章 本市の現状

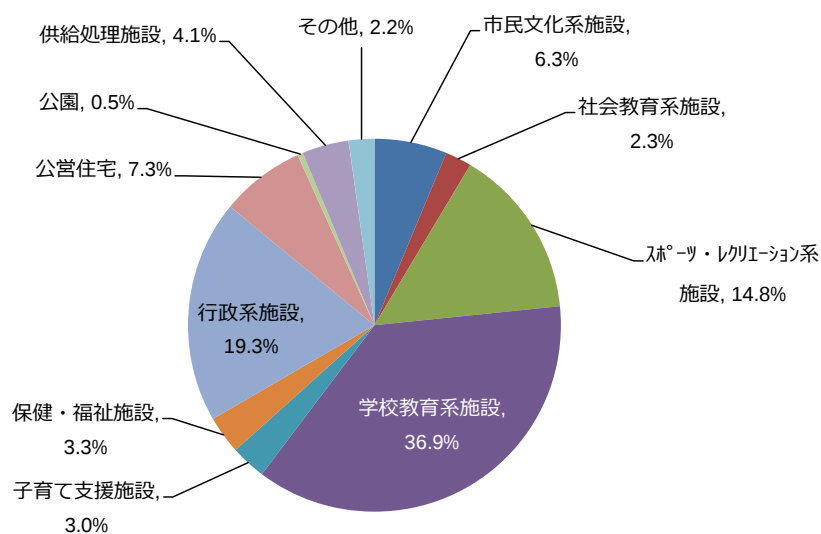
2.1 公共施設等の現況

2.1.1 公共施設

(1) 公共施設の用途別内訳

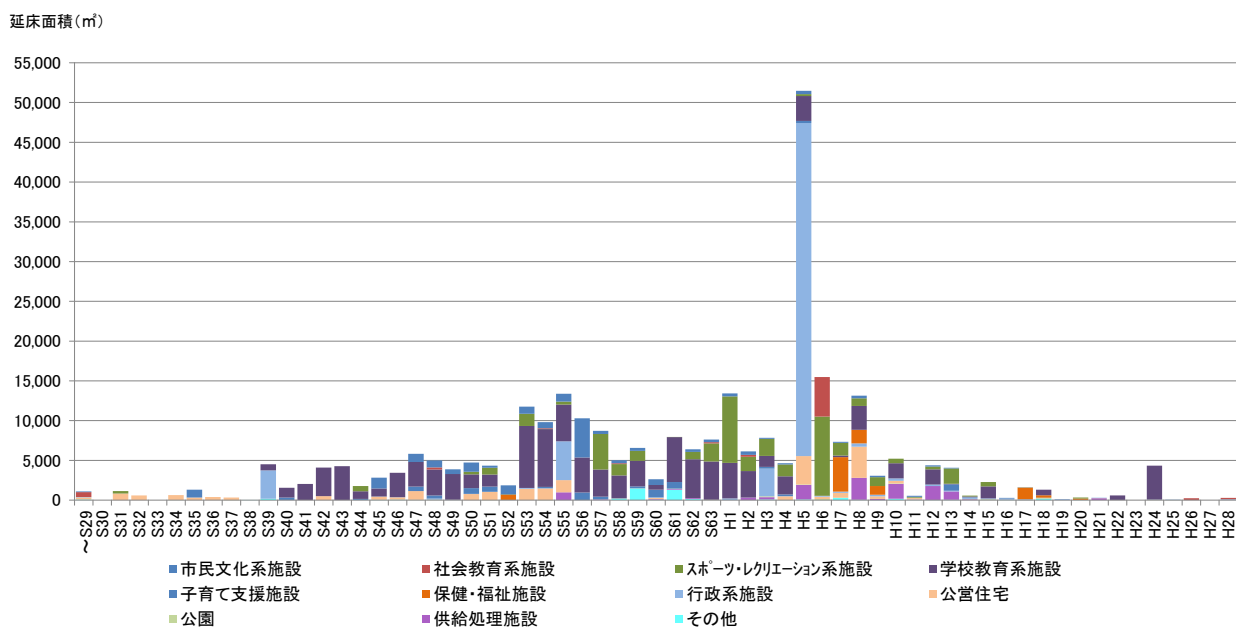
延床面積の内訳によると、学校教育系施設が全体の約 37%、次いで行政系施設の約 19%、スポーツ・レクリエーション施設の約 15%の順となっており、この3分類で全体の約7割を占めています。

図 2.1.1 公共施設の用途別延床面積



(2) 公共施設の築年度別整備状況

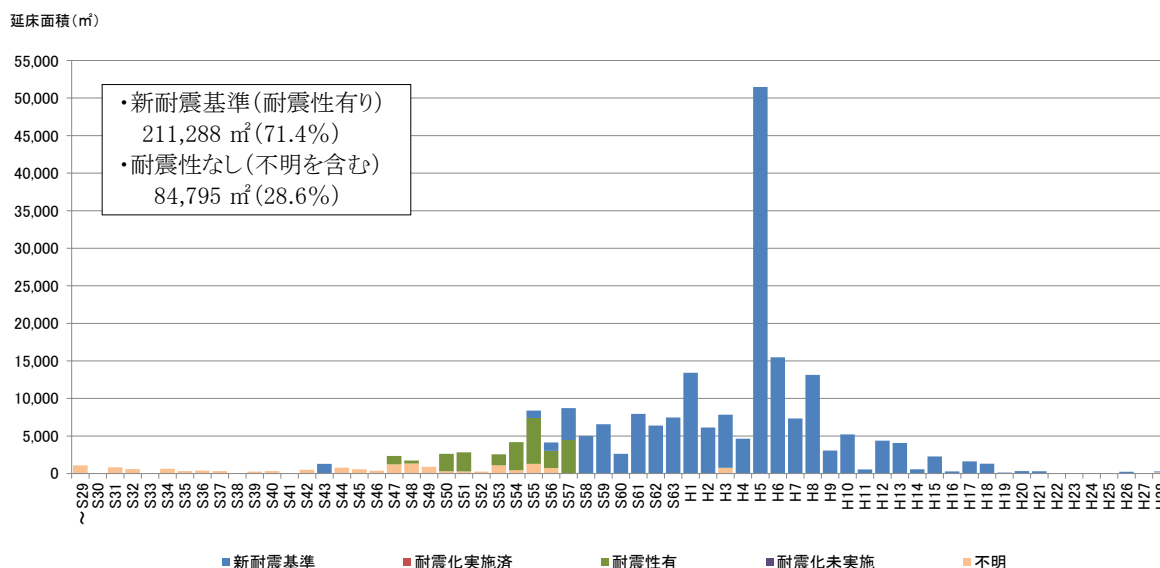
図 2.1.2 公共施設の年度別整備状況



(3) 耐震化の状況

公共施設の床面積で耐震化の状況をみると、約 71%が新耐震基準¹または耐震性がある施設であり、約 29%が耐震性がないまたは不明（建築年度が不明を含む）な施設となっています。

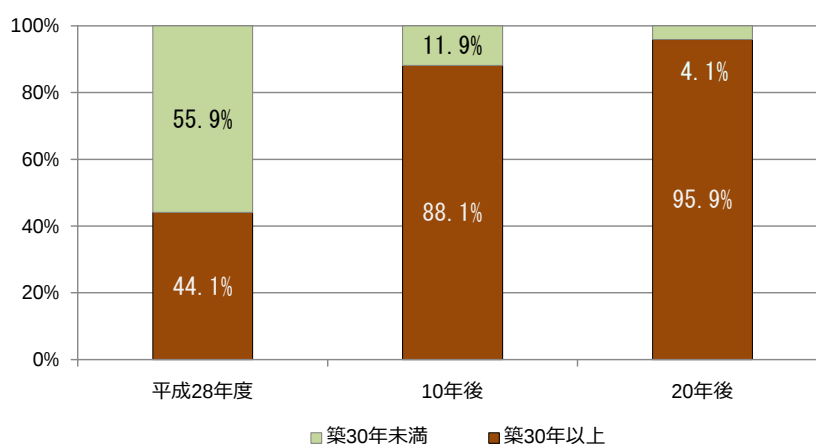
図 2.1.3 公共施設の耐震化状況



(4) 公共施設の老朽化と更新需要の増大

平成 28(2016)年度現在、大規模改修の目安となる築 30 年以上経過した公共施設は延床面積全体の約 44%ですが、これが 10 年後には約 88%になると見込まれ、早急な老朽化対策が必要な状況です。

図 2.1.4 公共施設の築年別延床面積の割合



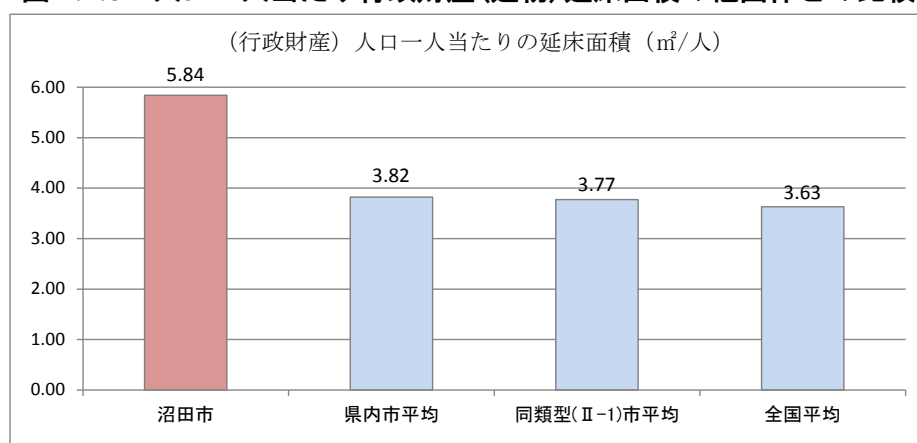
¹ 新耐震基準とは、建築基準法の改正によって 1981 年(昭和 56 年)6 月 1 日に施行された耐震基準であり、従来の耐震基準を旧耐震基準として区別している。耐震基準は、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるものですが、旧耐震基準に比べ新耐震基準は、震度 6 強から 7 に達する大規模地震を想定し、耐震性の向上を図った基準となっている。

（５）公共施設保有量その他団体との比較

本市が所有する公共施設の一人当たりの面積規模について、県内市、同類型市（Ⅱ-1²⁾）及び全国市区町村のデータと比較しました。

公共施設の比較は、地方公共団体の公共施設の現況を明らかにする「公共施設状況調」の調査結果をもとに行いました。その結果、本市の市民一人当たりの行政財産³⁾（建物）の延床面積は 5.84 ㎡/人であるのに対し、県内市平均値は 3.82 ㎡/人、同類型市（Ⅱ-1）の平均値⁴⁾ が 3.77 ㎡/人となっており、本市の方が約 5 割多いことがわかります。

図 2.1.5 人口一人当たり行政財産(建物)延床面積の他団体との比較



出典：平成 26 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）及び各住民基本台帳における平成 28 年 1 月 1 日現在の人口より算出
本市のみ最新情報とする

²⁾ 決算カードに記載の「類型」は、人口規模や産業構造により区分されていることから、類似団体の比較を「同類型」で行うこととした。沼田市はⅡ-1 類型に分類される。Ⅱ-1 類型都市とは、産業構造が二次産業 95%未満かつ三次産業 55%以上 95%未満、人口が 5 万人以上 10 万人未満の都市。

³⁾ 出典：「平成 26 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）」の「市町村経年比較表（平成 18 年度～26 年度）」に記載の行政財産のうち、土地を除いた施設。行政財産とは、市が行政上の目的のために所有しているもので、一般的に「公共施設等」とは行政財産のことを示す。

⁴⁾ 全国の「Ⅱ-1 類型市」の平均値。（平均値は沼田市を含む。）

2.1.2 インフラ

(1) 道路

本市の道路は市道、農道、林道があり総延長は約 1,511km となっています。

表 2.1.1 道路延長等

道路区分			実延長 (m)	道路部面積 ^{※1} (㎡)	備 考
市 道	1 級	本庁管内	48, 775	419, 128	出典： ・ 本庁管内：道路現況(総括)台帳 (H 27 年度) ・ 白沢管内：道路現況調書 (H27 年度) ・ 利根管内：道路現況(総括)台帳 (H 28 年度)
		白沢管内	10, 999	92, 378	
		利根管内	24, 164	177, 099	
	2 級	本庁管内	47, 683	265, 251	
		白沢管内	13, 141	71, 009	
		利根管内	28, 882	142, 163	
	その他	本庁管内	673, 031	2, 543, 483	
		白沢管内	139, 565	611, 129	
		利根管内	413, 719	1, 423, 491	
	計		1, 399, 959	5, 745, 131	
農 道	本庁管内		13, 365	57, 954	出典：農道調書 (H27. 8. 1 現在)
	白沢管内		13, 393	18, 680 ^{※2}	
	計		26, 758	76, 634	
林 道	本庁管内		29, 951	130, 932	出典：林道台帳 (H23. 3. 31 現在)
	白沢管内		6, 559	26, 260	
	利根管内		47, 705	189, 622 ^{※3}	
	計		84, 215	346, 814	
合 計			1, 510, 932	6, 168, 579	

※1) 林道は車道部の面積

※2) 一部区間で幅員が不明確所を除く

※3) 幅員が一定しない区間は、幅員の最大値と最小値の平均値で面積を算出

(2) 橋りょう

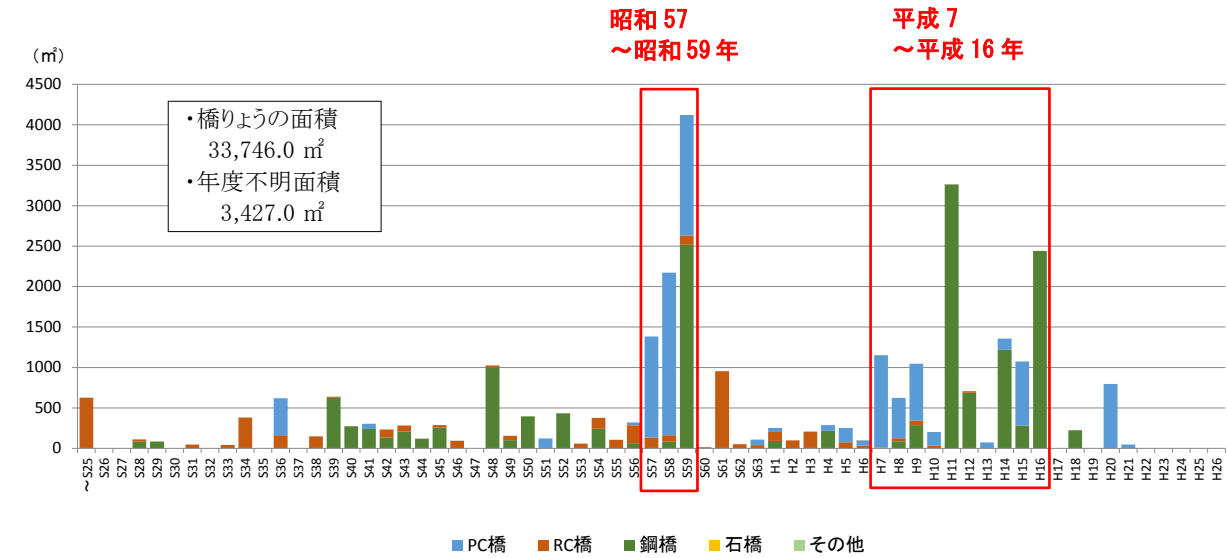
本市の管理する橋りょうは 313 橋あり、本庁管内に 156 橋、白沢管内に 55 橋、利根管内には 102 橋あります。

表 2.1.2 橋数等

区 分	橋 数	延長 (m)	橋面積 (㎡)	備 考
本庁管内	156 橋	2,636.4	16,320.1	出典：橋調書(H27年)
白沢管内	55 橋	744.4	4,951.9	
利根管内	102 橋	2,426.6	12,474.1	
合 計	313 橋	5,807.4	33,746.1	

橋りょうの年度別整備状況によると、昭和 57 年～昭和 59 年及び平成 7 年～平成 16 年に集中して建設されています。

図 2.1.6 橋りょうの年度別整備状況



注）橋種が PC・RC と鋼の複合橋の場合、鋼橋として集計

（3）上水道施設（水道管）

本市には上水道及び簡易水道があり、管路（管渠）延長は約 594km となっています。

表 2.1.3 上水道配水管延長

区 分	管 内	管種別	管渠延長(m)	備 考
上水道	本庁管内	導水管	13, 206	出典：沼田市資料
		送水管	4, 206	
		配水管	148, 178	
簡易水道	本庁管内	導水管	36, 094	出典：沼田市資料
		送水管	5, 054	
		配水管	194, 681	
	白沢管内	導水管	3, 715	
		送水管	4, 112	
		配水管	69, 654	
	利根管内	導水管	30, 535	
		送水管	28, 401	
		配水管	55, 863	
合 計			593, 699	

（４）下水道施設（管渠）

本市の管理する下水道は公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水があり、管路（管渠）総延長は約 266km となっています。

表 2.1.4 下水管敷設延長

区 分	管 内	管渠延長（m）	備 考
公共下水道	本庁管内	128, 128	出典：沼田市資料
特定環境保全 公共下水道	本庁管内	12, 833	出典：沼田市資料
	白沢管内	44, 622	
	利根管内	38, 820	
農業集落排水	本庁管内	15, 303	出典：沼田市資料
	白沢管内	8, 925	
	利根管内	16, 875	
合 計		265, 506	

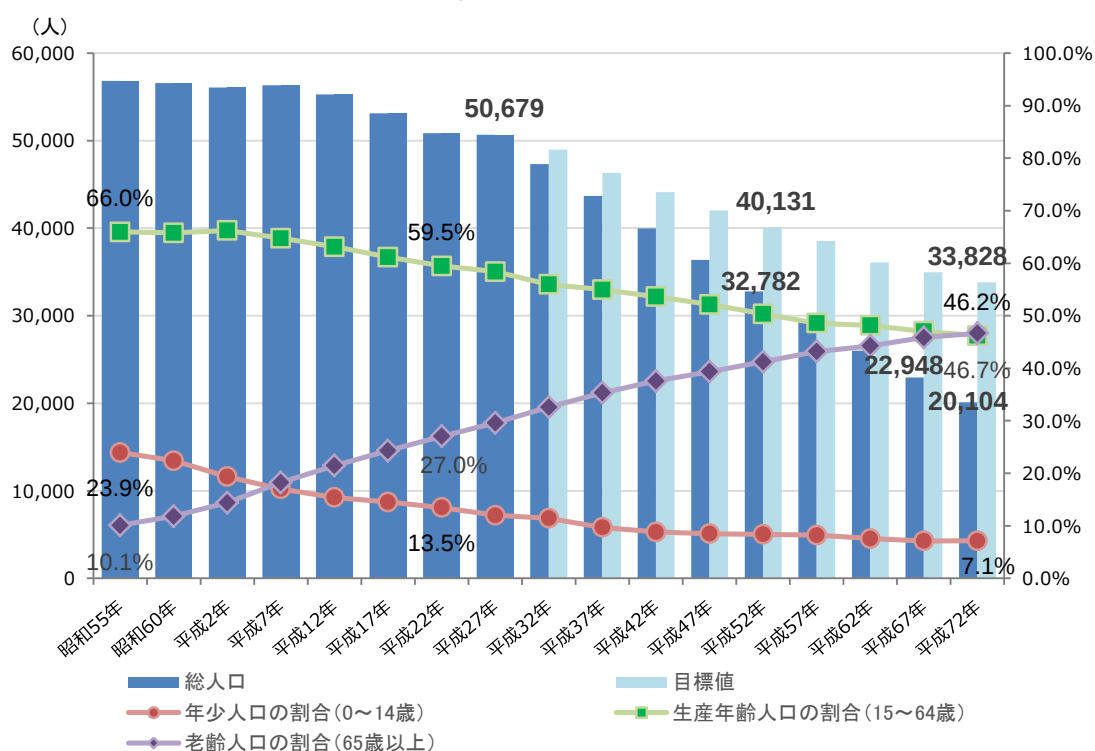
2.2 人口の現状と課題

(1) 将来人口推計

人口推計によると、40年後の平成67年度には人口の約55%が減少すると推計されています。

将来の人口を、国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に算出した結果、平成27年時点で50,679人だった本市の人口は、平成67年には22,948人となり、27,731人減少すると算出されました。

図 2.2.1 人口構成別の推移と将来推計

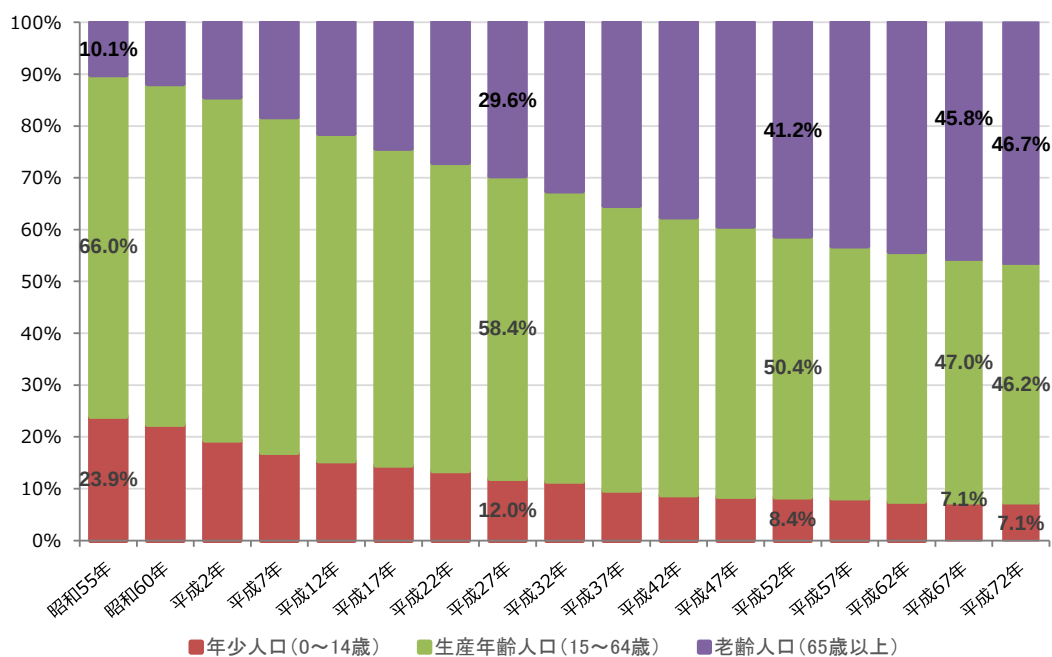


出典：H22年までは国勢調査の値を使用し、H27年（H26年末）以降は沼田市の人口ビジョンにおいて算出した値を使用

（２）年齢階層別人口構成の将来推計

人口構成の推計によると、40年後の平成67年度には2.2人に1人が高齢者になると推計され、人口や世代構成の変化により、公共施設等に求められる機能や規模も変化することが推測されます。

図 2.2.2 人口構成別の推移と将来推計



出典：H22年までは国勢調査の値を使用し、H27年（H26年末）以降は沼田市の人口ビジョンにおいて算出した値を使用

2.3 公共施設等の将来における更新費用の推計

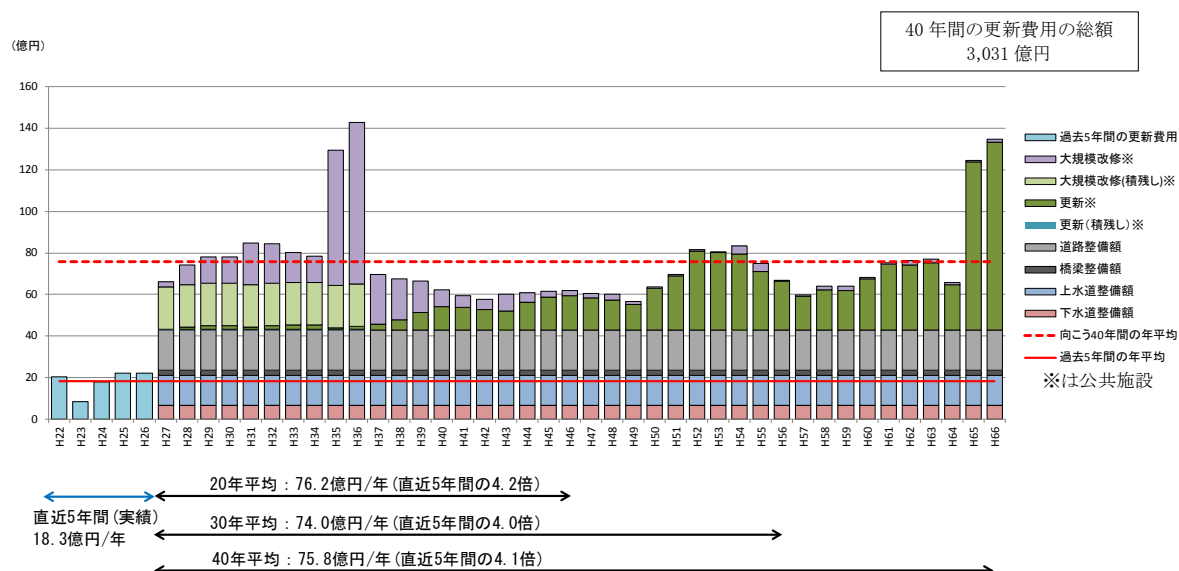
公共施設の改修・更新費用の推計値を、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用して、今ある公共施設等をすべて維持した場合の向こう40年間の更新費用を推計しました。

(1) 公共施設等の更新費用の推計

推計条件としては、建築後30年が経過したら大規模改修を行い、建築後60年が経過したら今ある公共施設及びインフラを全て更新するものと仮定しています。

推計の結果、公共施設等の40年間の更新費用は3,031億円、1年当たり75.8億円の経費が必要となります。これは直近5年間の実績値の年平均値(18.3億円)の4.1倍に相当します。

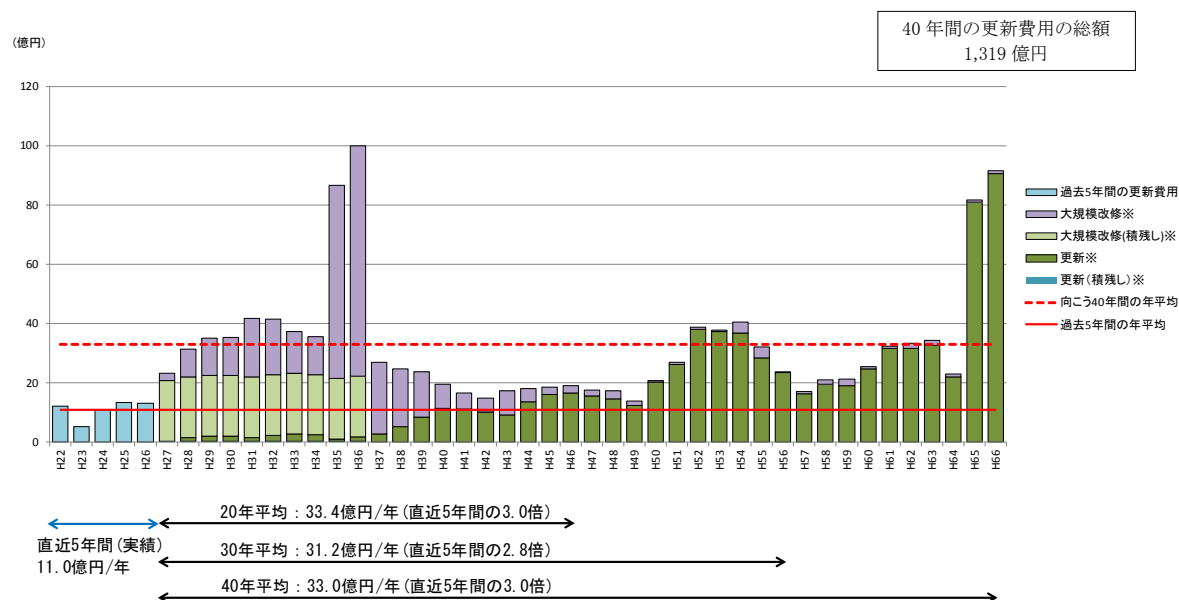
図 2.3.1 公共施設及びインフラの将来の更新費用の推計



(2) 公共施設のための更新費用の推計

公共施設のための40年間の更新費用は1,319億円、1年当たり33.0億円の経費が必要となります。これは直近5年間の実績値の年平均値(11.0億円)の3.0倍に相当します。

図 2.3.2 公共施設の将来の更新費用の推計



2.4 財政状況と課題

公共施設等の更新に必要な財源の見通しは、厳しい状況にあります。

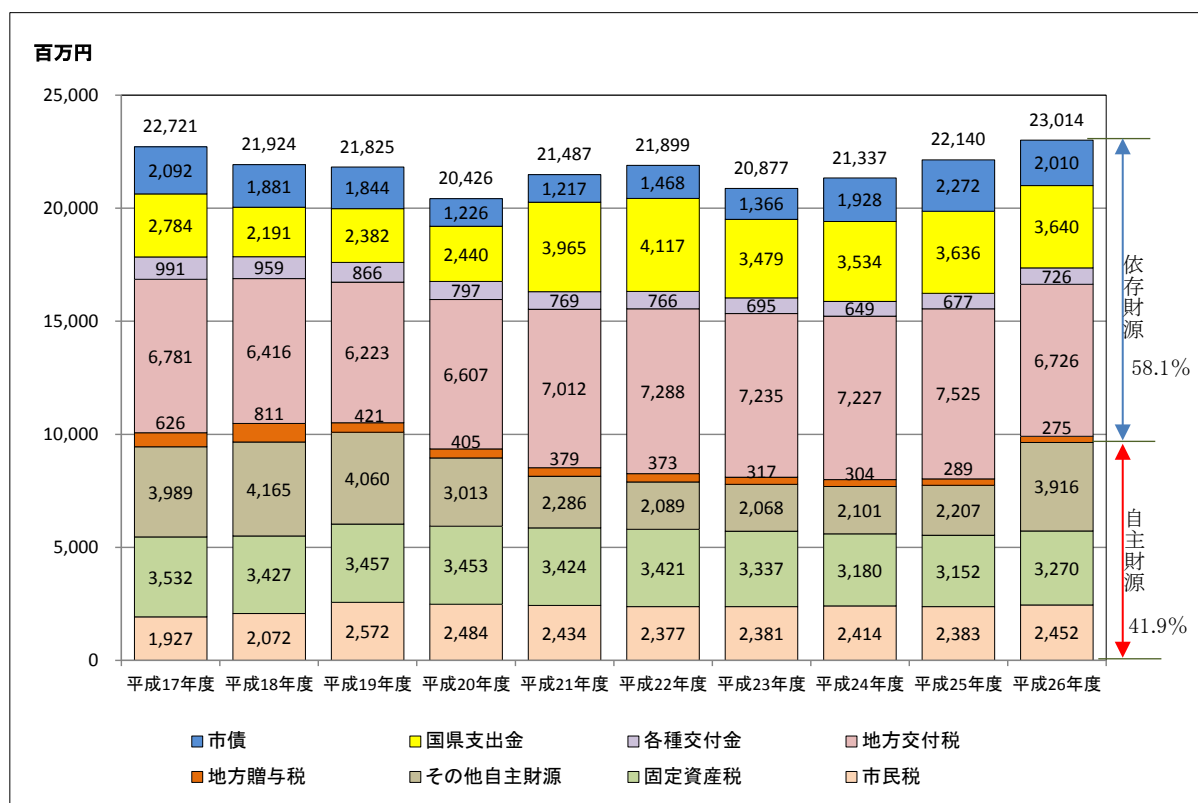
人口減少や少子化・高齢化の中であって、歳入面では大幅な増加が見込めない一方、歳出面では扶助費の増加が予想されます。また、地方債についても県内他団体に比べて高い水準にあります。

(1) 歳入決算額の推移

本市の普通会計の歳入決算額は、毎年 200～230 億円程度で推移しており、平成 23 (2011) 年度以降は増加傾向を示しています。

平成 26 (2014) 年度の歳入決算は、地方交付税が最も多く約 67 億円、次いでその他自主財源の約 39 億円、国県支出金の約 36 億円の順であり、自主財源の割合が 41.9%、依存財源の割合が 58.1%と、地方交付税など国への依存度が高い状況となっています。

図 2.4.1 歳入決算額の推移（普通会計）



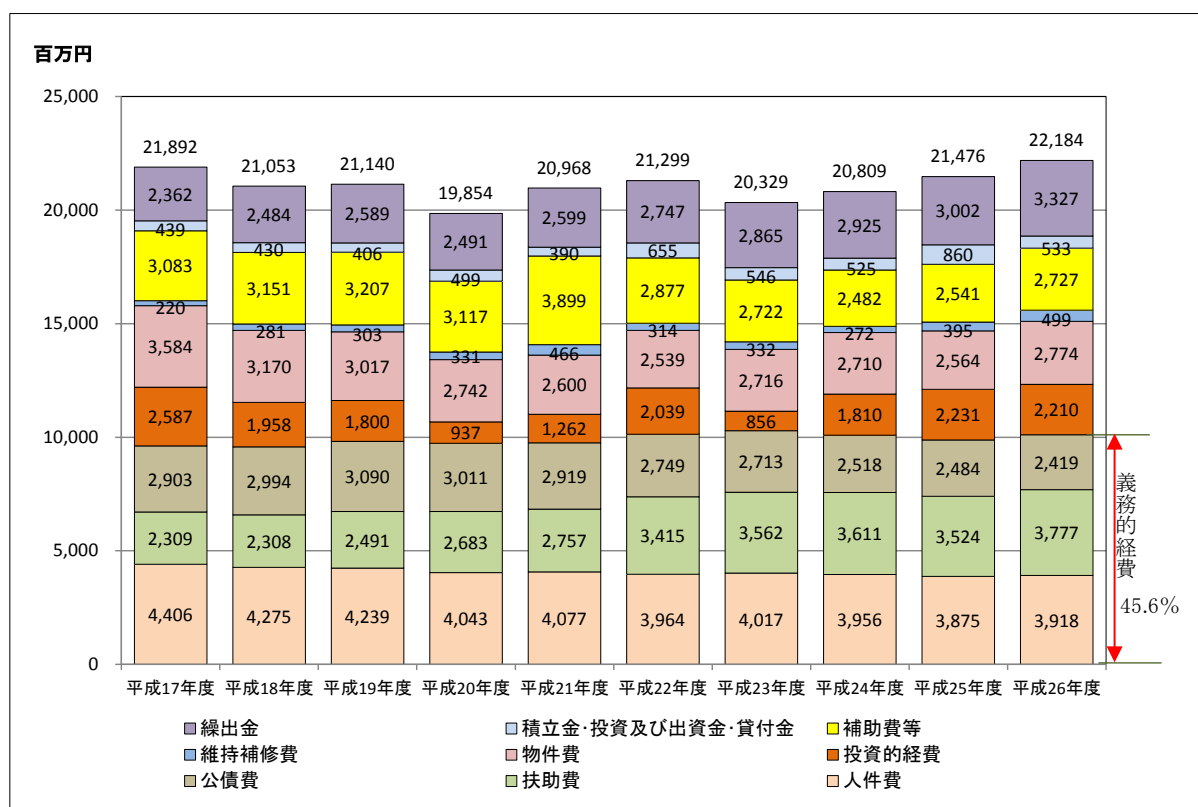
出典：総務省「決算カード」

(2) 歳出決算額の推移

本市の普通会計の歳出決算額は、毎年 200～220 億円程度で推移しており、平成 23 (2011) 年度以降は増加傾向を示しています。

平成 26 (2014) 年度の歳出決算は、義務的経費が全体の約 46%を占め、その中でも人件費が最も多く約 39 億円、次いで扶助費の約 38 億円の順となっています。扶助費は年々増加傾向を示しており、平成 17 (2005) 年度から平成 26 (2014) 年度までの 10 年間で 1.6 倍に増加しています。

図 2.4.2 歳出決算額の推移（普通会計）



出典：総務省「決算カード」

(3) 地方債の状況（公共施設等の更新に充当可能な財源の見込み）

公共施設等の更新に要する有力な財源の一つとして、地方債による資金調達が考えられます。しかし今後 40 年間の更新に要すると見込まれる約 3,000 億円の全て、または多くを地方債に頼ることは難しい状況にあります。

本市の平成 26 年度末の地方債現在高は 192.6 億円となっています。この地方債の金額が大きい小さいかを判断する目安の一つとして、財政健全化法という法律に基づいて定められている健全化判断比率⁵という指標のうち、実質公債費比率及び将来負担比率が参考になります。早期健全化・再生の必要性を判断するための基準として、実質公債費比率は 25%、また将来負担比率は 350%をこえると「財政健全化計画」を定めるなどの特別な取り組みを行わなければなりません。

平成 26 年度末の実質公債費比率は 11.6%、また将来負担比率は 82.9%となっていますので、現時点では財政健全化法によるこうした特別な取り組みを行う必要はありません。

しかしこれらの比率は県内の他団体と比べると高い水準にあり、地方債を財源とする資金調達にはあまり余裕があるとはいえません。

表 2.4.1 地方債の状況

区分		実質公債費比率			将来負担比率		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
市町村名							
市	前橋市	10.1	8.9	8	86.4	70.8	67.9
	高崎市	8.5	7.7	7	48.8	36.6	35.5
	桐生市	7.4	6.5	5.8	48.9	31	26.9
	伊勢崎市	7.7	7.2	6.8	40.9	38.8	41.6
	太田市	8.4	7.7	7.5	93.2	86.8	65.8
	沼田市	14.4	13.1	11.6	95.3	86.2	82.9
	館林市	5.5	5.1	4.3	80.7	77.8	91.2
	渋川市	9	8.4	7.5	28.9	40.1	45.5
	藤岡市	10.4	10.8	10.8	33.9	25.5	21.6
	富岡市	10.3	10.3	9.7	19.5	11.6	3
	安中市	8.7	7.3	6.7	9.7	15.2	13.4
	みどり市	5.7	5.3	4.6			

出典：群馬県 HP 市町村の財政状況 詳細版（その 3）をもとに作成

⁵ 地方公共団体は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならない。また、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならない。

2.5 市民ニーズ

公共施設等の今後のあり方について、市民アンケート調査を実施しました。

公共施設の再編成の取り組み（問 9-1）は、「賛成」と「どちらかといえば賛成」が約 9 割、再編成により不便になること（問 9-2）は、「賛成」と「ある程度は仕方ないことだと思う」が約 8 割との結果となりました。

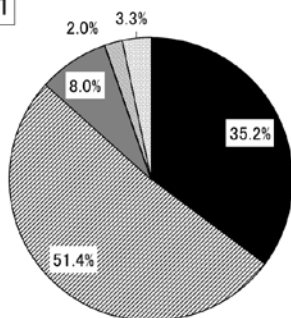
また、全ての施設を更新することは、市の財政を圧迫すると予想されることに対して、「サービスを減らしてでも現状の施設を維持する」と「利用料金を増やしてでも現状の施設の数を維持する」に賛成する人は相対的に少ない結果となりました。

図 2.5.1 市民アンケート調査結果抜粋

問 9-1 老朽化した公共施設の更新（建替え）問題に対し、多くの市町村では、公共施設の統合、廃止、転移、集約など再編成に取り組んでいます。このことについてどう思いますか。（○は 1 つ）

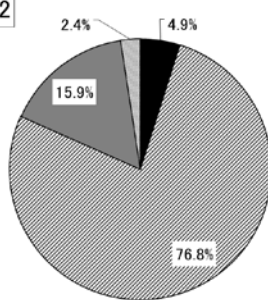
問 9-2 公共施設の再編成（施設の統合・廃止、転移・集約、民営化など）を進めると、今まで利用できた施設が遠くなったり、利用の仕方が変わったり、また、利用できなくなったりする場合もあります。このことについてどう思いますか。（○は 1 つ）

問9-1



- 1. 賛成
- ▨ 2. どちらかといえば賛成
- ▩ 3. どちらかといえば反対
- 4. 反対
- 5. その他

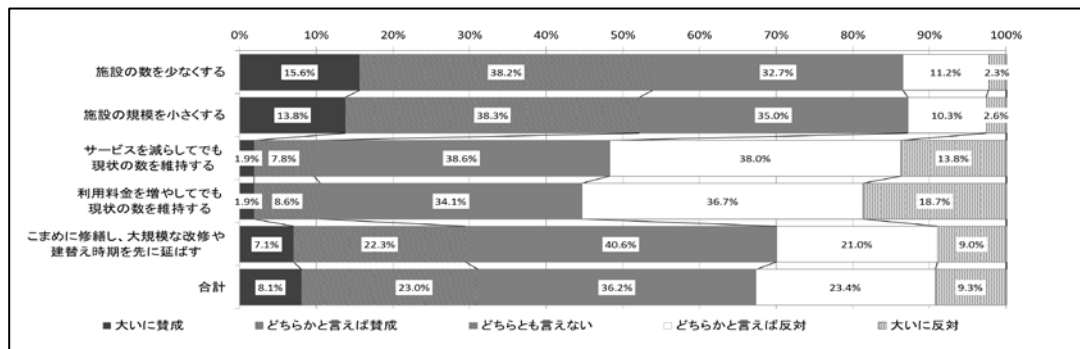
問9-2



- 1. 賛成
- ▨ 2. ある程度は仕方ないことだと思う
- ▩ 3. 今より不便になるのは許容できない
- 4. その他

問 9-3 近い将来、市が管理する公共施設やインフラ（道路、公園等）が老朽化し、その更新（大規模な改修や建替え）時期を迎えます。しかし、これらの全てを更新することは、市の財政を圧迫すると予想されます。

下表の各々の対応案について、あなたは賛成ですか？反対ですか？（対応案ごとに○は 1 つ）



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 計画期間

公共施設等の統廃合等には既存施設の耐用年数を考慮して中長期的な視点が必要であることなどを考慮して、計画期間を40年に設定します。なお、人口や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

計画期間：40年（平成29年度～平成68年度）

3.2 公共施設等を取り巻く問題点（現状や課題に関する基本認識）

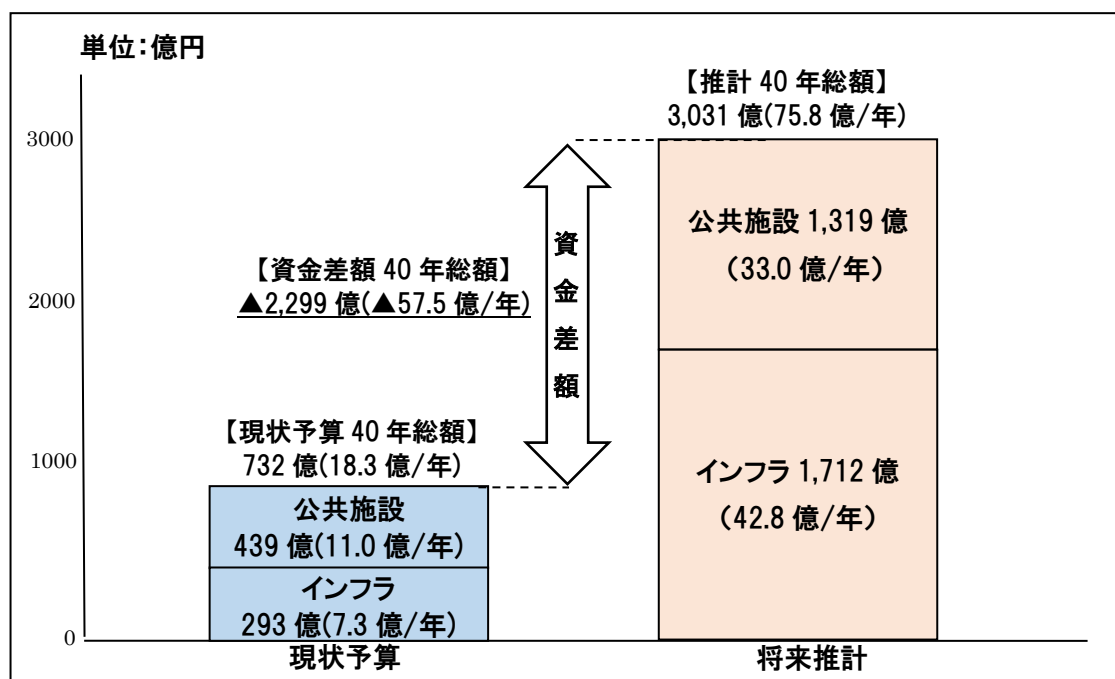
本市は市民の生活を支える多くの公共施設やインフラを保有しています。それらの公共施設等は時間の経過とともに老朽化が進行し、更新には多くの資金が必要となることが予想されています。特に公共施設は合併等の理由により、市民一人当たりの建築面積が全国その他団体や類似団体の平均値よりも多くなっています。

現在保有する施設を耐用年数の到来時点で全て更新すると仮定した場合、今後40年間に更新に要する資金需要は総額で約3,031億円、このうち公共施設だけで約1,319億円が必要との推計結果となりました。また老朽化の度合いについてみると、10年後には建築後30年以上経過する公共施設が全体の約9割にも上ることがわかりました。

一方人口や財政に目を移すと、公共施設等の更新に投下できる予算を大幅に増加することは考えにくい状況にあることがわかります。人口減少・少子高齢化が見込まれる中、高齢者等に対する扶助費等の増加や生産人口の減少に伴う税収の減少などが推測されます。また公共施設等の整備の財源となる地方債については既に他団体と比べて高い状況にあり、持続的な財政運営を実現する観点から見ると、公共施設等の更新のために地方債残高を大幅に増加させることは好ましくないと考えられます。さらに、人口減少や年代構成の変化により、公共施設へのニーズも変わってくることも推測されます。

こうした状況を考慮すると、公共施設を耐用年数の到来とともに全て更新することは現実的ではないと考えられます。

図 3.2.1 公共施設等の更新需要額と現状予算とのギャップイメージ



3.3 公共施設等の課題

本市の公共施設等の課題として (1) 公共施設の一人当たり面積が他団体と比べ大きいこと、(2) 今後 10 年で建築後 30 年となる建物が約 9 割に上ること、(3) 人口減少、少子高齢化により求められる公共施設が変化すること (4) 更新のための財源の不足が懸念されること、の 4 点が挙げられます。

【公共施設等の課題】

- (1) 公共施設の一人当たり面積が他団体と比べ大きい
- (2) 今後 10 年で建築後 30 年となる建物が約 9 割に上る
- (3) 人口減少、少子高齢化により求められる公共施設が変化する
- (4) 更新のための財源の不足が懸念される

3.4 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本計画では「新しい公共施設のかたちを未来へつなげよう」という基本理念のもと、基本的な方針として「1. 施設の長期活用」、「2. 施設の機能や規模の最適化」、「3. ライフサイクルコスト（LCC）の縮減と更新投資の平準化」の3点を設定し、さらにより具体的な実施方針を設定します。

（1）基本理念

基本理念

「新しい公共施設のかたちを未来へつなげよう」

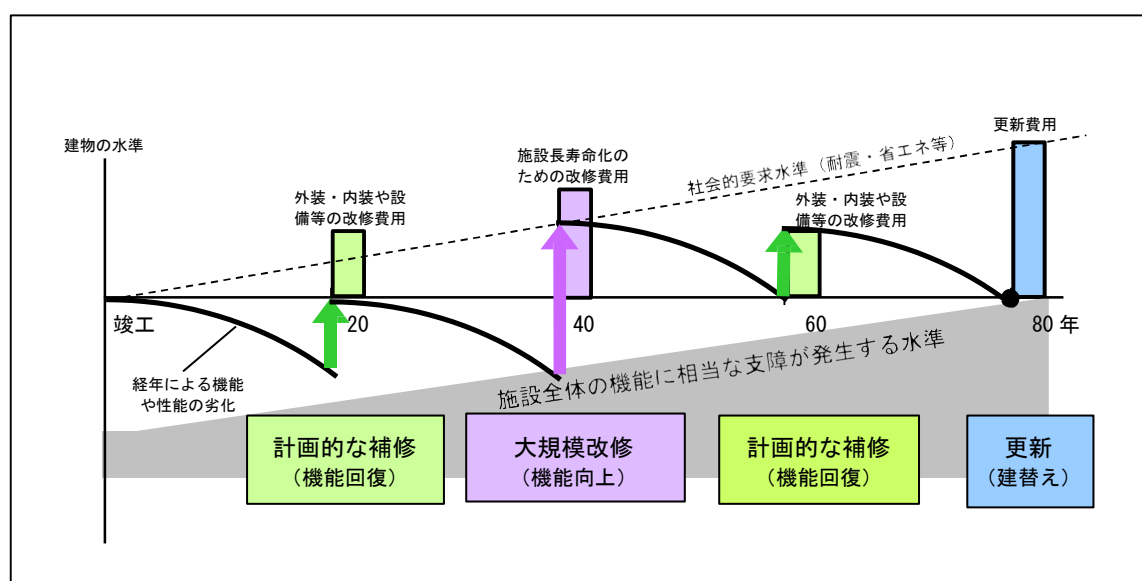
次世代に大きな負担を残さないため、「あったらいいな」ではなく「なくてはならない」公共施設へ、新しい公共施設のあり方を「チームぬまた」一丸となって考え、創り、未来へとつないでいきます。

（2）基本方針

方針1. 施設の長期活用

- ・ 定期的な点検と情報の蓄積により、計画的な管理体制を整え、長寿命化を実践します。
- ・ 公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。これらの点検・診断を確実に実施することで、各施設の現状を的確に把握すると共に履歴の蓄積を行い、損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全」から、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、計画的な施設保全の実施と、施設をより長く利用するための長寿命化の取り組みを実践します。

図 3.4.1 長寿命化のイメージ



方針2. 施設の機能や規模の最適化

- ・人口減少・少子高齢化といった人口動態とともに変化する市民ニーズに適切に対応するため、総合的かつ計画的な施設整備を推進します。
- ・人員や予算の不足を理由に市民サービスを低下させるのではなく、施設の機能や規模の適正化を図り、住民との協働も考慮しながら、質の高い市民サービスを維持します。
- ・現在の財政状況で維持できる適正な施設量とするため、今後も維持していく公共施設の保有量について目標を定め、施設総量の最適化に取り組みます。また公共施設の多くは、不採算・非効率であっても、災害時の避難場所としての役割、地域福祉向上の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質を持っています。そうした機能も見極めながら、利用率の少ない施設などは用途の変更を図るなど、より有効活用が可能な形を検討します。

方針3. ライフサイクルコスト（LCC）の縮減と更新投資の平準化

- ・施設の建設に要する資金から竣工後の維持・管理、そして更新や廃止に伴う撤去費用にいたるまでの全段階にわたる総コストをライフサイクルコストといいます。本計画に基づき総合的かつ計画的な管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努めます。
- また「予防保全」を重視し、施設の現状を把握した上で大規模な改修や建て替えなどの更新の時期を調整し、更新投資の平準化に取り組みます。

図 3.4.2 建物のライフサイクルコストイメージ
(建設費の施設費全体に占める割合は氷山の一角)



3.5 目標の設定

(1) 公共施設

本市では多くの公共施設等を保有しており、老朽化も進行しています。

特に公共施設は総数 341 施設・総床面積約 297,000 m²を保有しており、市民一人当たりの面積規模は、県内他市の平均と比較して約 5 割多い状態にあります。また、老朽化も進行しており、10 年後には大規模改修の目安となる建築後 30 年を経過した建物は全体の約 9 割にも上るとみられています。

人口や財政に目を移すと、厳しい現状が浮かび上がります。

人口推計では、平成 27 年度時点で約 5.1 万人であった人口は 40 年後の平成 67 年度には約 2.2 万人となり約 55%も減少し、このうち 2 人に 1 人が高齢者となっていると予想されています。

財政に関する推計では、現在保有する全ての公共施設に対する大規模改修及び更新に要する資金は今後 40 年間で約 1,319 億円（約 33.0 億円／年）と推計されます。こうした公共施設等の改修や更新のための現状の予算は約 11 億円／年であり、今後 40 年間にわたり同額を確保できたとしてもなお大幅に足りない水準にあることがわかります。

持続可能な財政運営を実現するためには、現在保有する公共施設等の長寿命化や運営の効率化、民間資金等の活用などの施策に加え、総量削減も避けては通れない状況にあります。

公共施設の統廃合による財政シミュレーションによると、現状の予算と同水準の大規模改修及び更新費用である約 439 億円（約 11 億円／年）とするためには更新する公共施設の総面積を現状から約 4 割程度縮減する必要がある、との結果となりました。

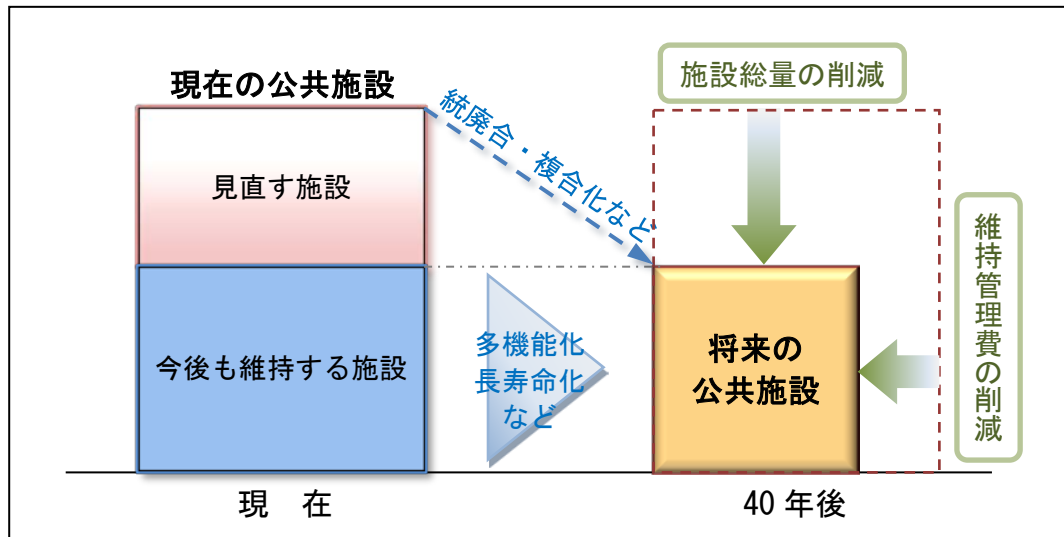
シミュレーションでは耐用年数の 60 年からさらに 20 年長く使用した上で 40 年後の総面積を約 4 割（37%）縮減すると仮定した場合、総額で約 481 億円（約 12.0 億円／年）となり、現状の予算の 1.1 倍程度に抑制できることが推計されました。

また総量の削減には大規模改修や更新に要する費用の縮減効果も期待されます。例えば維持補修費についてみると、平成 26 年度に約 5 億円かかっている維持補修費のうち半分の約 2.5 億円が公共施設分と仮定すると、公共施設の総面積を 4 割程度縮減した場合、約 1 億円の削減効果に繋がると考えられます。

以上の理由により、今後 40 年間で公共施設の総量を 40%削減することを目標とします。

公共施設の保有量（延床面積）を今後 40 年間で 40%削減

図 3.5.1 将来の公共施設のすがた



(2) インフラ

インフラは公共施設に比べ、縮減や廃止を検討する期間はより長くなることから、本計画においては具体的な数値目標を設定することは現実的でないと考えられます。

数値目標を設定するかどうかにかかわらず、公共施設と同様に今後もライフサイクルコストの縮減を図るとともに、長期的な視点から社会構造の変化等により不要となるインフラ資産がないか確認を行い、利用需要の変化に応じた総量の最適化による更新投資の平準化や抑制を目指します。

3.6 基本方針を推進するための実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

法定点検と自主点検を組み合わせることで実施することにより、施設の状態を把握し、点検結果を記録します。

点検の結果を基に、安全性、耐久性、不具合性、適法性、社会性、環境負荷性等を診断し、計画的な保全に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に効率的・効果的に実施し、機能の維持を図ります。

「事後保全」から「予防保全」への転換を図るため、メンテナンスサイクルを構築（点検・診断→対策の実施→情報の記録→次期点検・診断）し、継続的に取り組みを進めます。

施設の更新にあたっては、人口の動向や市民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状態等を踏まえ、適切な規模を検討するとともに、機能の複合化等を検討し、効率的な施設配置を目指します。また、ESCO 事業⁶など民間との連携も視野に入れ、取り組みを進めます。

⁶ ESCO(Energy Service Company)事業：ESCO 事業者は建物の省エネルギー化に必要な、「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供し、省エネルギー化によって節減されたエネルギーコストの一部からその費用が償還される。

（３）安全確保の実施方針

建築後 30 年程度経過している施設については、必要に応じて劣化度調査を実施し、危険性が認められた施設については、更新、改修、解体等を検討し安全性の確保を図ります。また、供用廃止となっている公共施設や、今後、利用する見込みのない施設については、周辺への環境を考慮し、解体、除却等を検討し、安全性の確保を図ります。

（４）耐震化の実施方針

耐震化未実施の施設のうち、耐震化が必要で今後も継続して保有する施設については、施設の老朽度、需要を考慮し段階的に耐震化を実施します。

（５）長寿命化の実施方針

ライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とします。該当する施設は、改修を計画的に実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

（６）施設再編の推進方針

人口動向、市民ニーズや財政状況を踏まえながら統合や廃止等施設の再編を検討します。検討にあたっては、必要に応じ、施設のハード面（建物性能）、ソフト面（利用・管理状況）について評価項目を設定し、各項目における診断結果をもとに検討を行い、（仮）アクションプランを策定し取り組みを進めます。

（７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

市長・副市長・教育長・部長級で構成する「ファシリティマネジメント⁷推進会議」により全庁的な合意形成を図り、取り組みを推進します。

また、本計画の進捗状況等については、議会への説明とホームページ等で市民に公表していきます。

（８）新たな財源の確保

受益者負担の見直しや PPP⁸・PFI⁹事業などにより、新たな財源の確保を検討します。

⁷ ファシリティマネジメント（FM）：団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動

⁸ PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）：公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。

⁹ PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

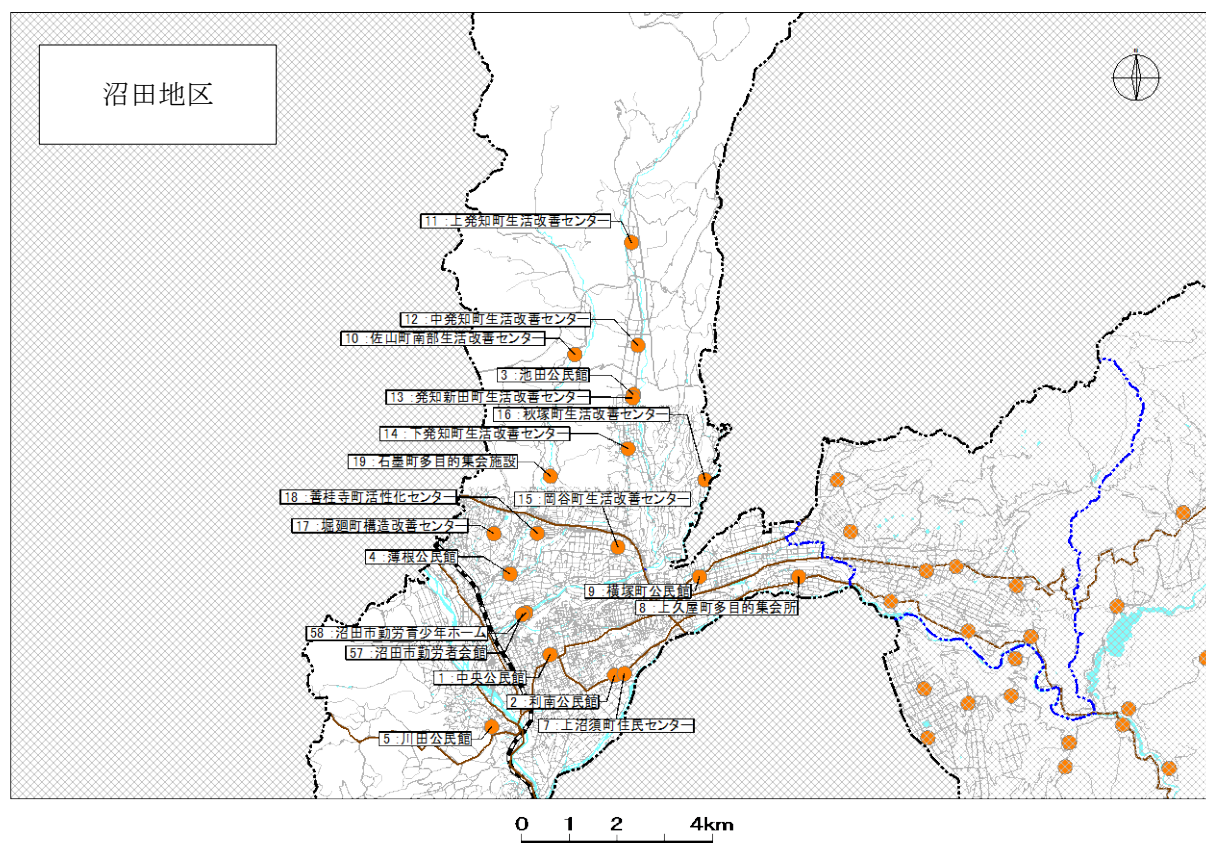
4.1 公共施設

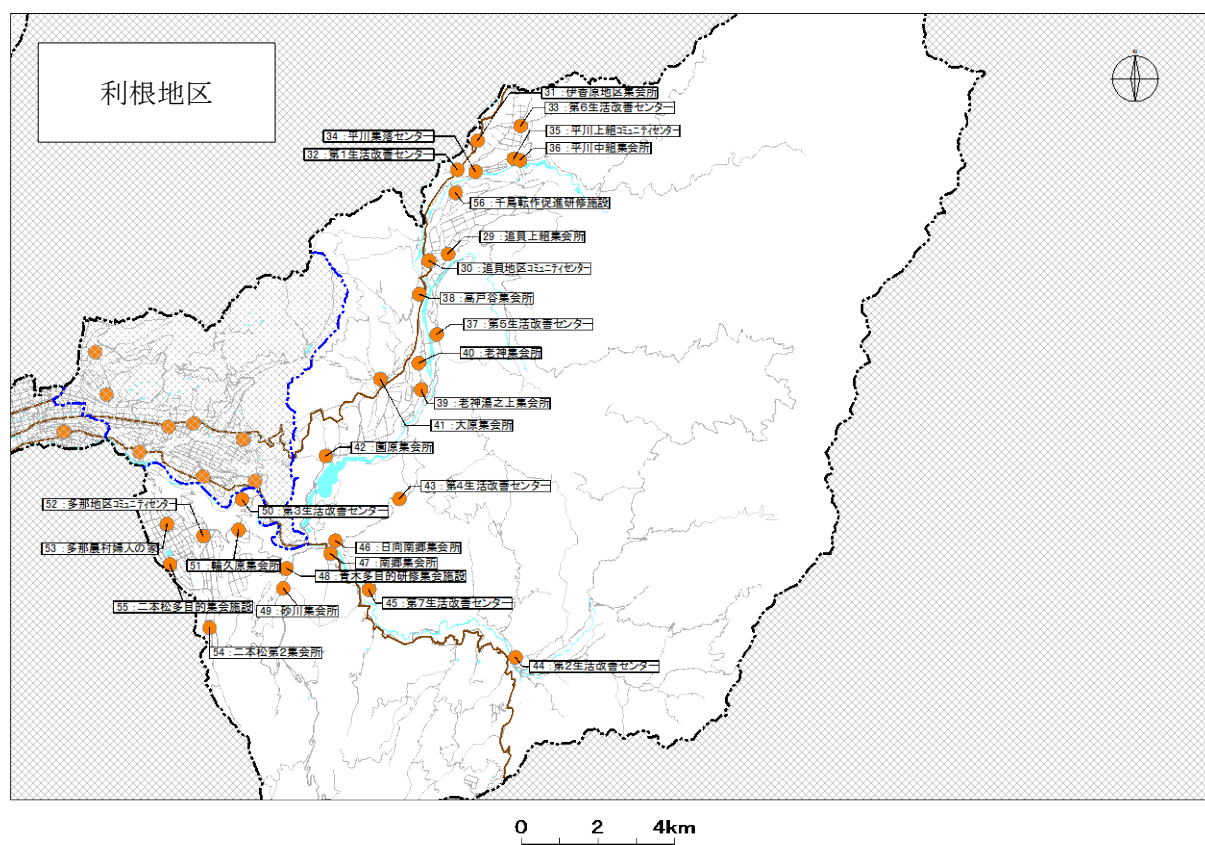
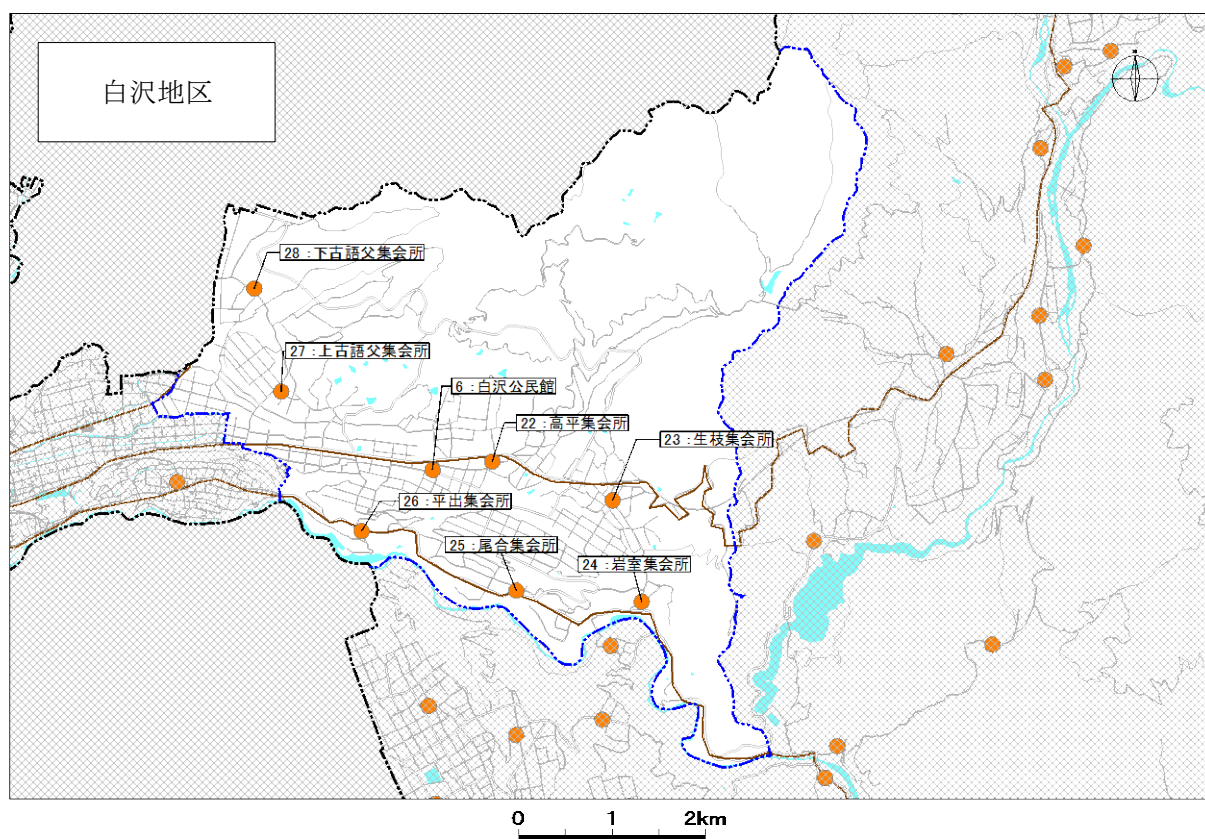
(1) 施設類型ごとの基本方針（公共施設）

今後本計画に基づき、施設ごとの計画（以下、個別計画という）を策定し、総合的かつ計画的な管理に取り組んでいきます。

① 市民文化系施設

【集会・文化施設】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	中央公民館	東倉内町829-1	4367.58	1981	34	改修済	×
2	利南公民館	上沼須町197-1	465.68	1978	37	改修済	○
3	池田公民館	発知新田町530-3	465.68	1977	38	改修済	○
4	薄根公民館	下沼田町733-1	465.68	1979	36	改修済	○
5	川田公民館	下川田町乙798	465.68	1977	38	改修済	○
6	白沢公民館	白沢町高平1	1260.45	1970	45	改修済	○
7	上沼須町住民センター	上沼須町683-2	134.15	1987	28	新耐震基準	×
8	上久屋町多目的集会所	上久屋町1381-2	198.74	1987	28	新耐震基準	×
9	横塚町公民館	横塚町1223-5	270.82	1980	35	要改修	×
10	佐山町南部生活改善センター	佐山町845-1	130.83	1985	30	新耐震基準	×
11	上発知町生活改善センター	上発知町1196-1	198.74	1982	33	新耐震基準	×
12	中発知町生活改善センター	中発知町563-1	195.74	1984	31	新耐震基準	×
13	発知新田町生活改善センター	発知新田町540-1	172.24	1981	34	不明	×
14	下発知町生活改善センター	下発知町242-3	153.19	1974	41	不明	×
15	岡谷町生活改善センター	岡谷町493	199.57	1980	35	不明	×
16	秋塚町生活改善センター	秋塚町445-2	105.99	1983	32	新耐震基準	×
17	堀廻町構造改善センター	堀廻町268-3	163.13	1992	23	新耐震基準	×
18	善桂寺町活性化センター	善桂寺町217-1	180.44	1996	19	新耐震基準	×
19	石墨町多目的集会施設	石墨町1777	167.27	1990	25	新耐震基準	×
20	旭地区住民センター	下川田町6046-179	62.10	1993	22	新耐震基準	×
21	上野住民センター	岩本町936	66.94	1990	25	新耐震基準	×
22	高平集会所	白沢町高平274	425.00	1972	43	不明	○
23	生枝集会所	白沢町生枝1480-1	308.00	1972	43	不明	×
24	岩室集会所	白沢町岩室327-1	231.00	1975	40	不明	×
25	尾合集会所	白沢町尾合906-1	324.00	1973	42	不明	×
26	平出集会所	白沢町平出768-1	264.00	1974	41	不明	×
27	上古語父集会所	白沢町上古語父764-2	324.00	1973	42	不明	×
28	下古語父集会所	白沢町下古語父616-1	264.00	1976	39	不明	×
29	追貝上組集会所	利根町追貝711	159.00	1988	27	新耐震基準	○
30	追貝地区コミュニティセンター	利根町追貝835	300.69	1985	30	新耐震基準	○
31	伊香原地区集会所	利根町平川1424-7	200.49	1990	25	新耐震基準	○
32	第1生活改善センター	利根町平川1269-1	298.11	1972	43	不明	×
33	第6生活改善センター	利根町平川1809-1	158.76	1979	36	不明	○
34	平川集落センター	利根町平川781	386.64	1981	34	新耐震基準	○
35	平川上組コミュニティセンター	利根町平川190	134.74	1991	24	新耐震基準	○
36	平川中組集会所	利根町平川1	143.24	1997	18	新耐震基準	×
37	第5生活改善センター	利根町大楊336	198.53	1978	37	不明	×

図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
38	高戸谷集会所	利根町高戸谷439	214.60	1989	26	新耐震基準	○
39	老神湯之上集会所	利根町老神625-1	132.91	1999	16	新耐震基準	×
40	老神集会所	利根町老神277-1	228.82	1993	22	新耐震基準	×
41	大原集会所	利根町大原4-1	293.05	1985	30	新耐震基準	○
42	園原集会所	利根町園原766-1	261.81	1983	32	新耐震基準	×
43	第4生活改善センター	利根町穴原45, 46	198.53	1978	37	不明	○
44	第2生活改善センター	利根町根利519先	165.24	1974	41	不明	○
45	第7生活改善センター	利根町柿平14-2	110.16	1979	36	不明	×
46	日向南郷集会所	利根町日向南郷159	78.27	2001	14	新耐震基準	×
47	南郷集会所	利根町日影南郷甲69-2	226.80	1973	42	不明	×
48	青木多目的研修集会施設	利根町青木543	110.16	1980	35	不明	○
49	砂川集会所	利根町砂川250-1	160.02	1989	26	新耐震基準	×
50	第3生活改善センター	利根町輪組169	194.44	1977	38	不明	○
51	輪久原集会所	利根町輪組683-1	136.64	2000	15	新耐震基準	○
52	多那地区コミュニティセンター	利根町多那696-8	153.56	1996	19	新耐震基準	○
53	多那農村婦人の家	利根町多那2544	404.31	1980	35	不明	○
54	二本松第2集会所	利根町多那706-1	123.38	1995	20	新耐震基準	×
55	二本松多目的集会施設	利根町二本松110-1	186.12	1984	31	新耐震基準	○
56	千鳥転作促進研修施設	利根町千鳥5-1	180.72	1982	33	新耐震基準	○
57	沼田市勤労者会館	白岩町甲213	163.52	1988	27	新耐震基準	×
58	沼田市勤労青少年ホーム	白岩町甲213	946.79	1975	40	耐震性有	×

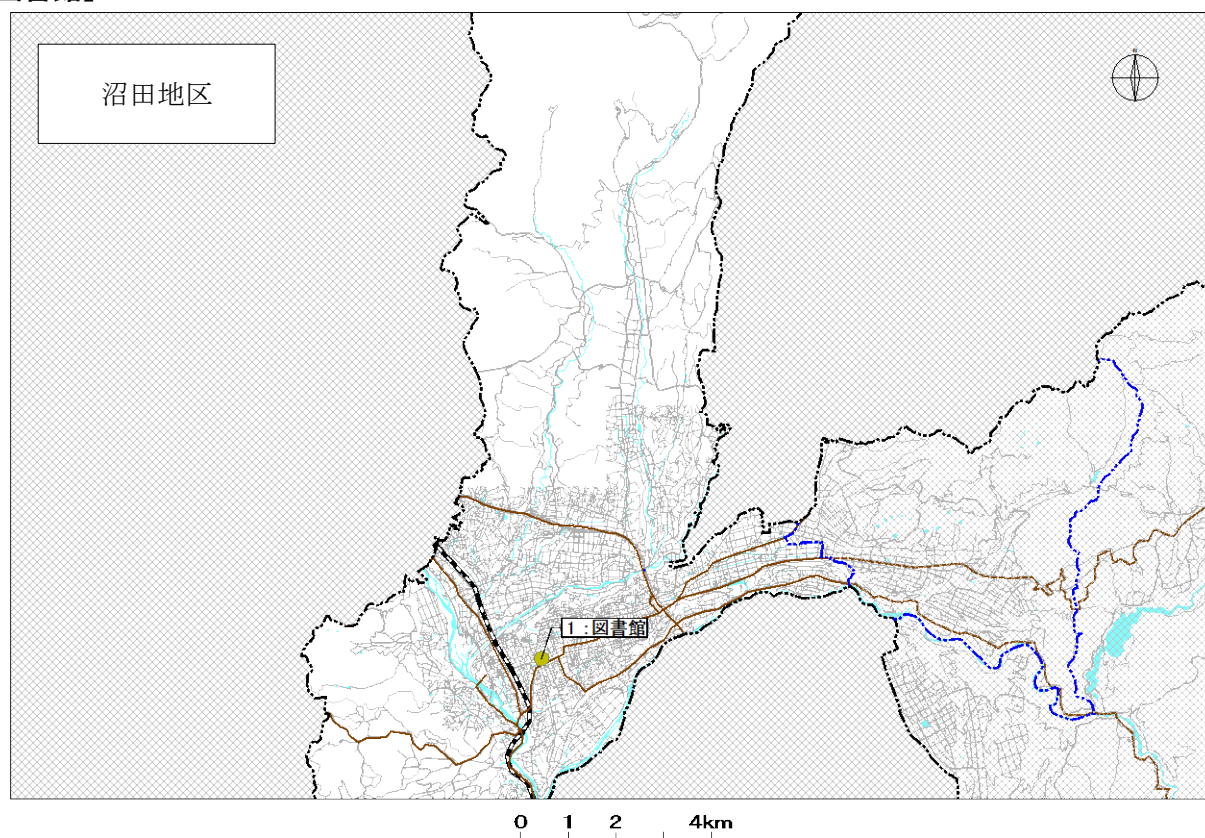
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【譲渡】 ・行政区ごとの集会施設は、原則として地元への譲渡を検討する。 【集約化・類似機能の統合】 ・類似施設は、統合（機能の集約）により、最適配置・規模の適正化を図る。 【複合化・多機能化】 ・周辺の施設を集約し、複合化・多機能化を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・民間活力の導入を検討する。 【必要性の検討】 ・必要性の低い施設は廃止を検討する。

②社会教育系施設

【図書館】



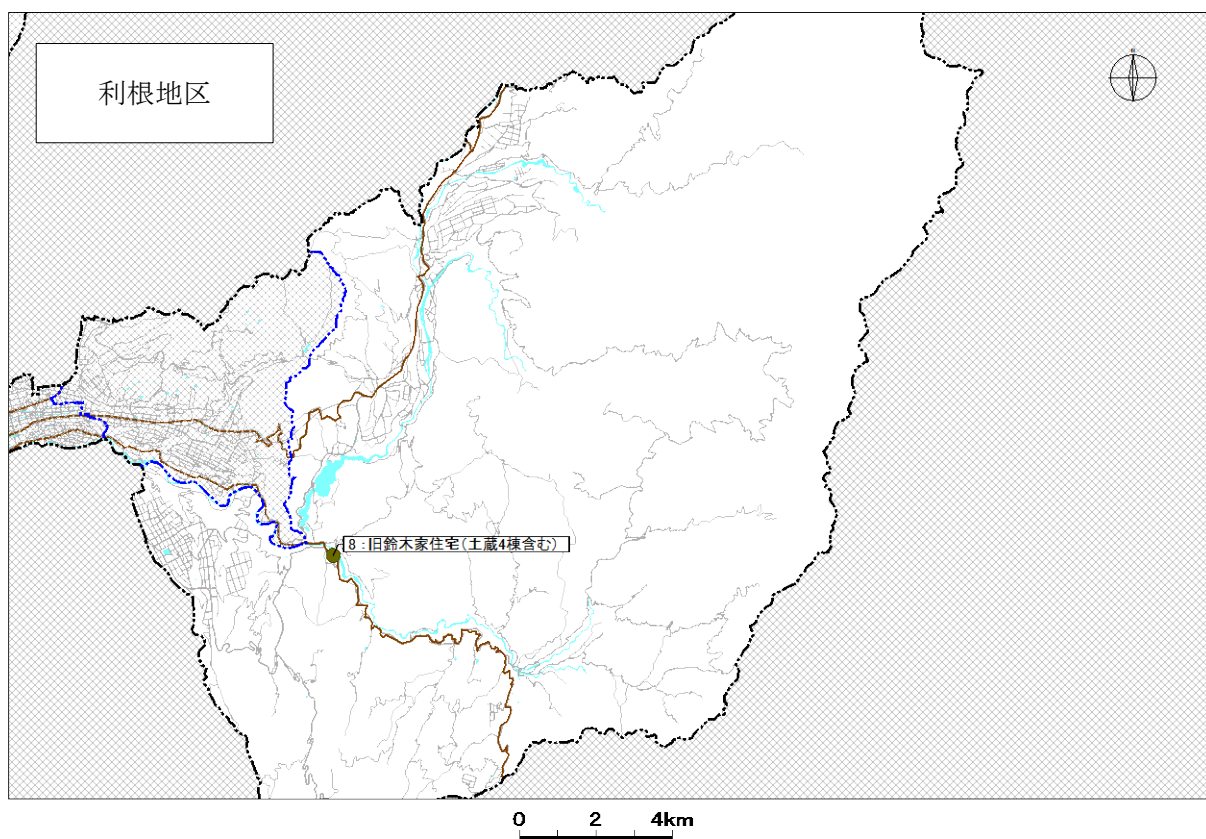
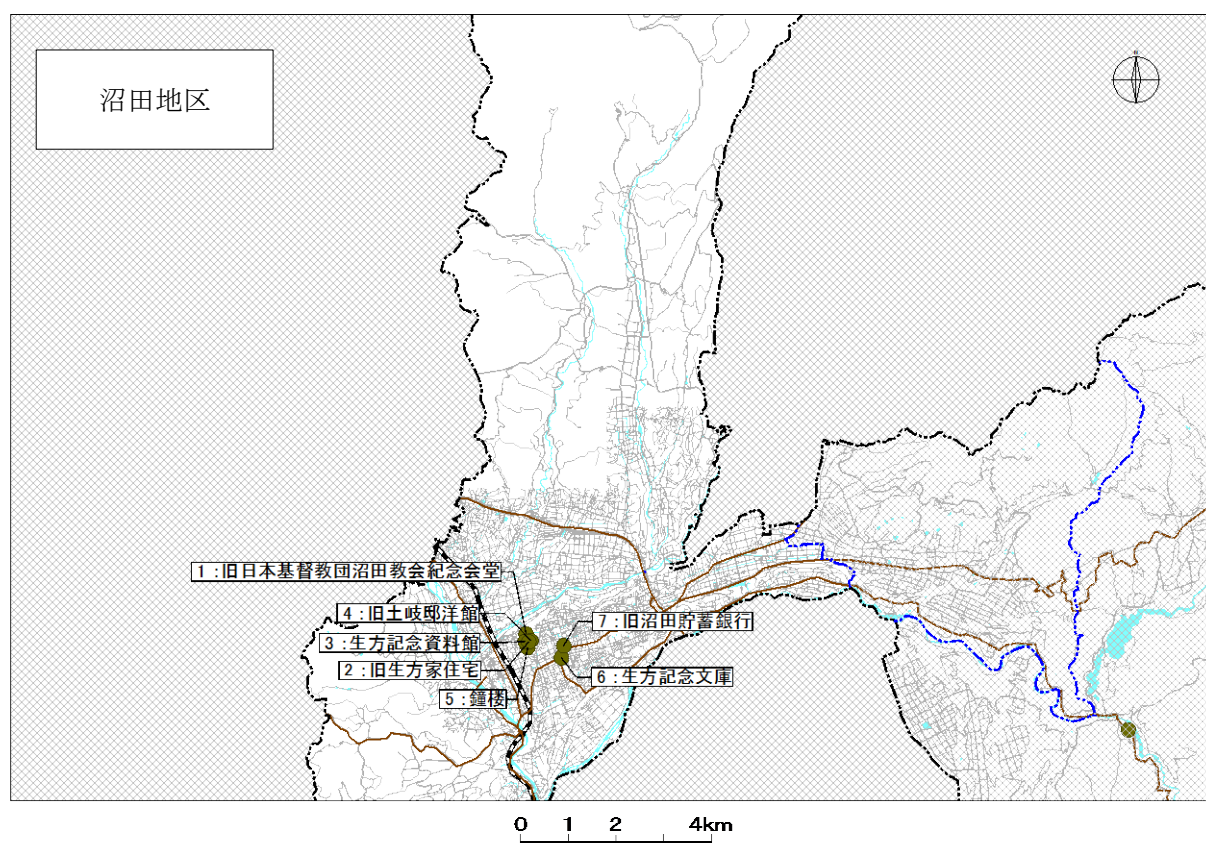
図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	図書館	西倉内町821-1	4957.78	1994	21	新耐震基準	×

※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【長寿命化・計画修繕】 ・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設管理等を検討する。

【博物館等】



図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	旧日本基督教団沼田教会紀 念会堂	西倉内町58-1	151.63	1988	27	要改修	×
2	旧生方家住宅	西倉内町594	264.01	1973	42	不明	×
3	生方記念資料館	西倉内町594	96.54	1979	36	要改修	×
4	旧土岐邸洋館	西倉内町594	228.60	1990	25	新耐震基準	×
5	鐘楼	西倉内町594	109.56	1983	32	新耐震基準	×
6	生方記念文庫	上之町199-1	239.44	2014	1	新耐震基準	×
7	旧沼田貯蓄銀行	上之町1155-1	172.16	2016	-	不明	×
8	旧鈴木家住宅（土蔵4棟含む） 南郷の曲屋	利根町日影南郷158-1	604.45	1785 (2008)	230 (7)	不明	×

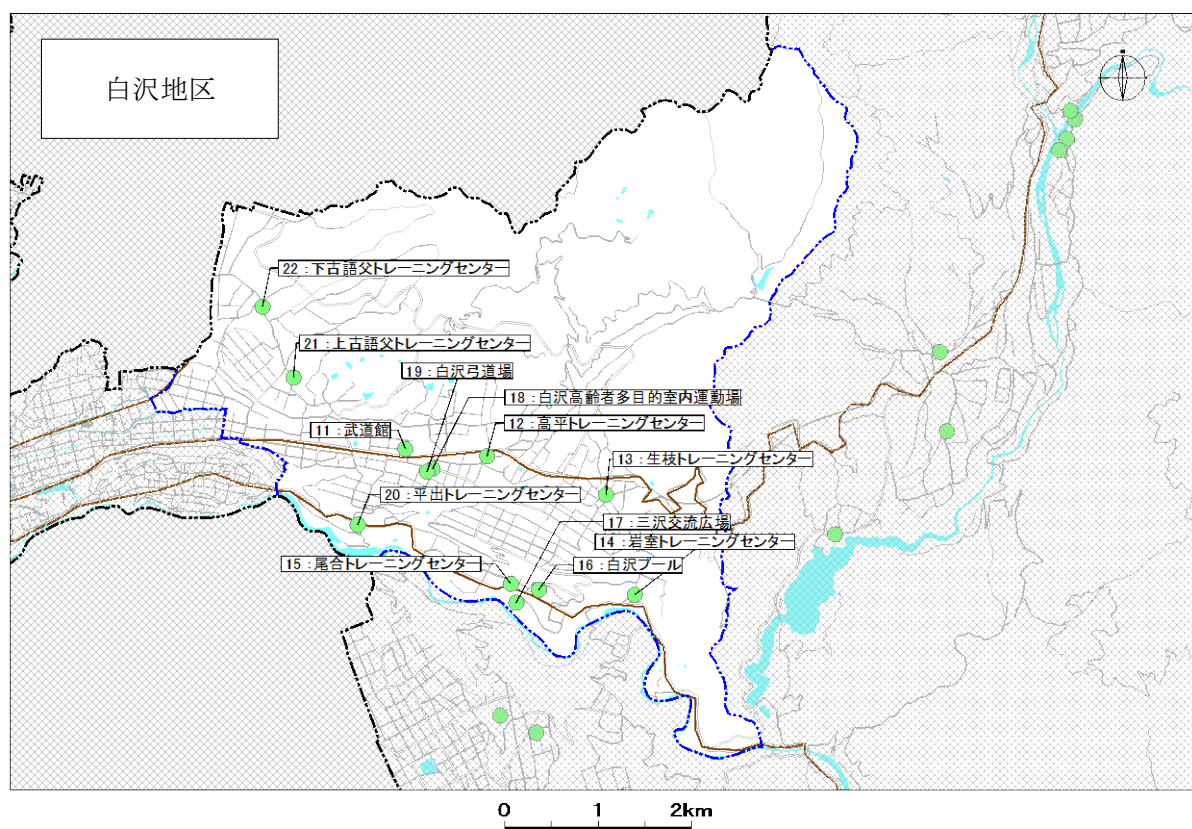
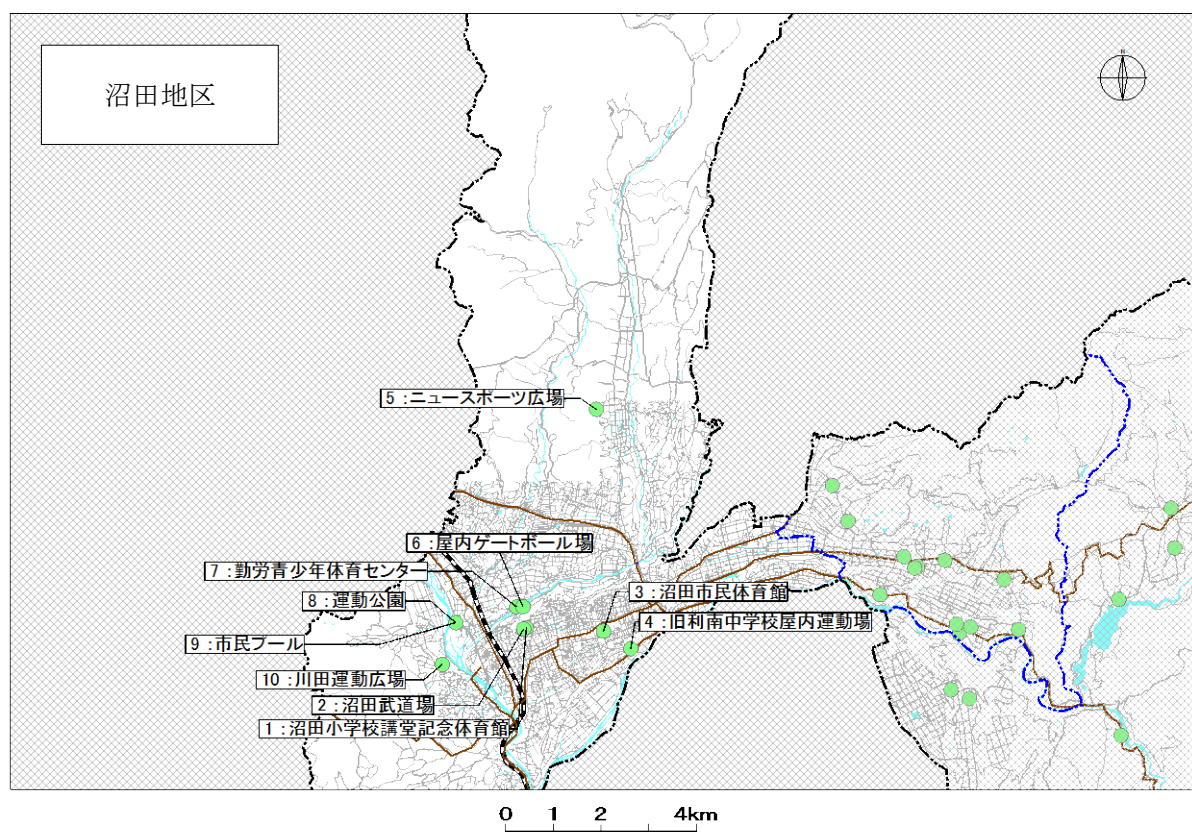
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

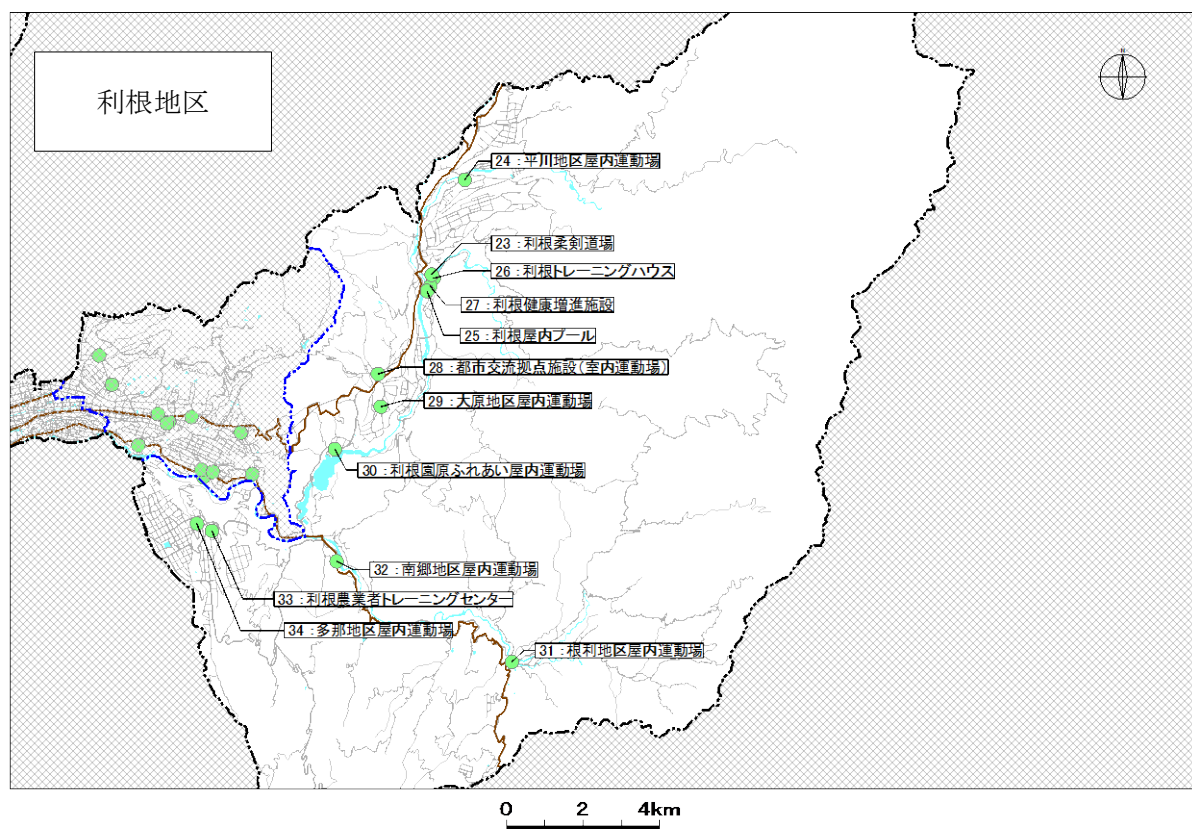
※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【長寿命化、計画修繕】 ・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営等を検討する。

③スポーツ・レクリエーション系施設

【スポーツ施設】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	沼田小学校講堂記念体育館	西倉内町650	327.00	1975	40	要改修	×
2	沼田武道場	西倉内町650	298.00	1956	59	要改修	×
3	沼田市民体育館	東原新町1801-1	4468.00	1982	33	耐震性有	○
4	旧利南中学校屋内運動場	上沼須町366-1	773.00	1966	49	不明	×
5	ニュースポーツ広場	発知新田町19-1	113.48	2000	15	新耐震基準	×
6	屋内ゲートボール場	白岩町201	823.77	1990	25	新耐震基準	×
7	勤労青少年体育センター	白岩町甲213	859.01	1976	39	耐震性有	×
8	運動公園	碓田町626	426.46	1980	35	不明	○
9	市民プール	碓田町626	8435.00	1990	25	新耐震基準	×
10	川田運動広場	下川田町1533	1012.80	1996	19	新耐震基準	○
11	武道館	白沢町高平14-1	642.90	1988	27	新耐震基準	×
12	高平トレーニングセンター	白沢町高平274	225.00	1994	21	新耐震基準	×
13	生枝トレーニングセンター	白沢町生枝1480-1	218.04	2000	15	新耐震基準	×
14	岩室トレーニングセンター	白沢町岩室327-1	107.00	2002	13	新耐震基準	×
15	尾合トレーニングセンター	白沢町尾合906-1	228.00	1991	24	新耐震基準	×
16	白沢プール	白沢町尾合1222-1	340.00	1978	37	不明	×
17	三沢交流広場	白沢町尾合2543	112.75	2001	14	新耐震基準	×
18	白沢高齢者多目的室内運動場	白沢町平出73-1	653.42	1969	46	不明	×
19	白沢弓道場	白沢町平出135-1	148.34	1988	27	新耐震基準	×

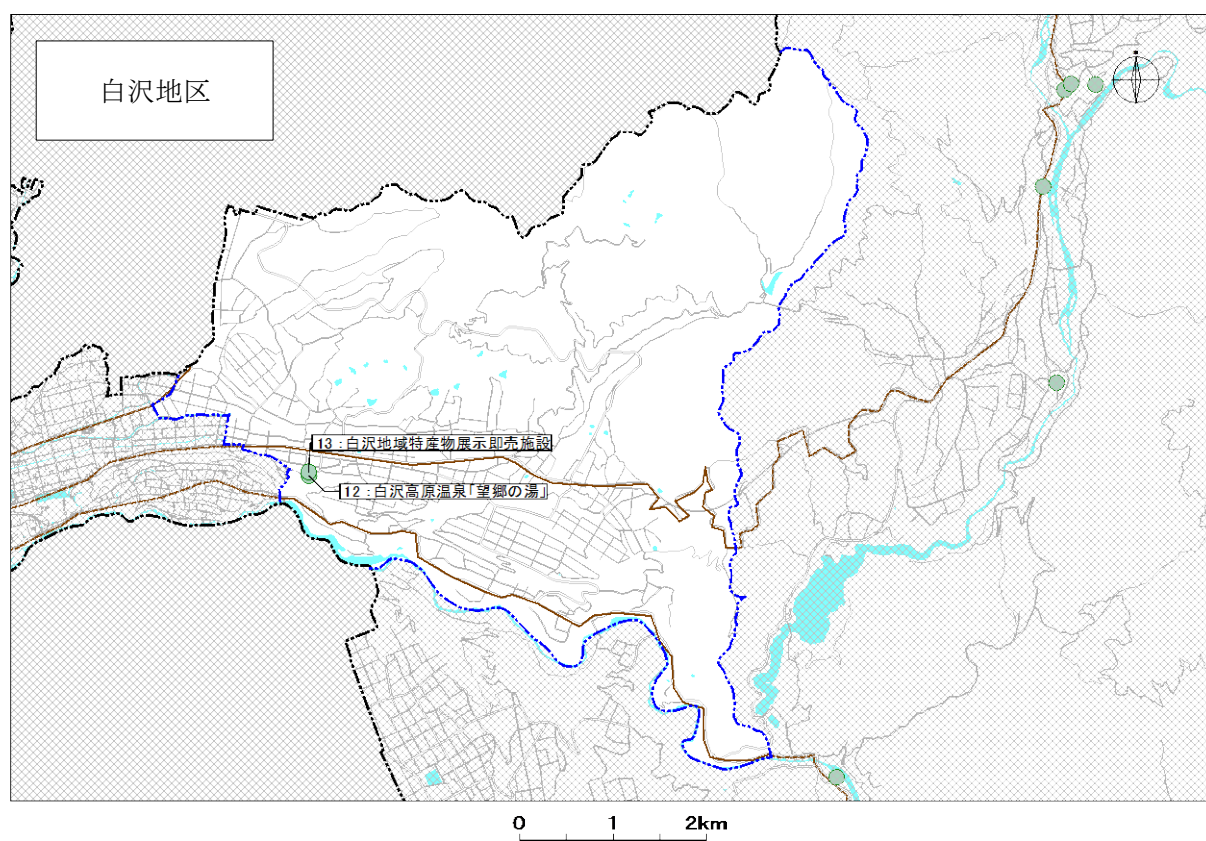
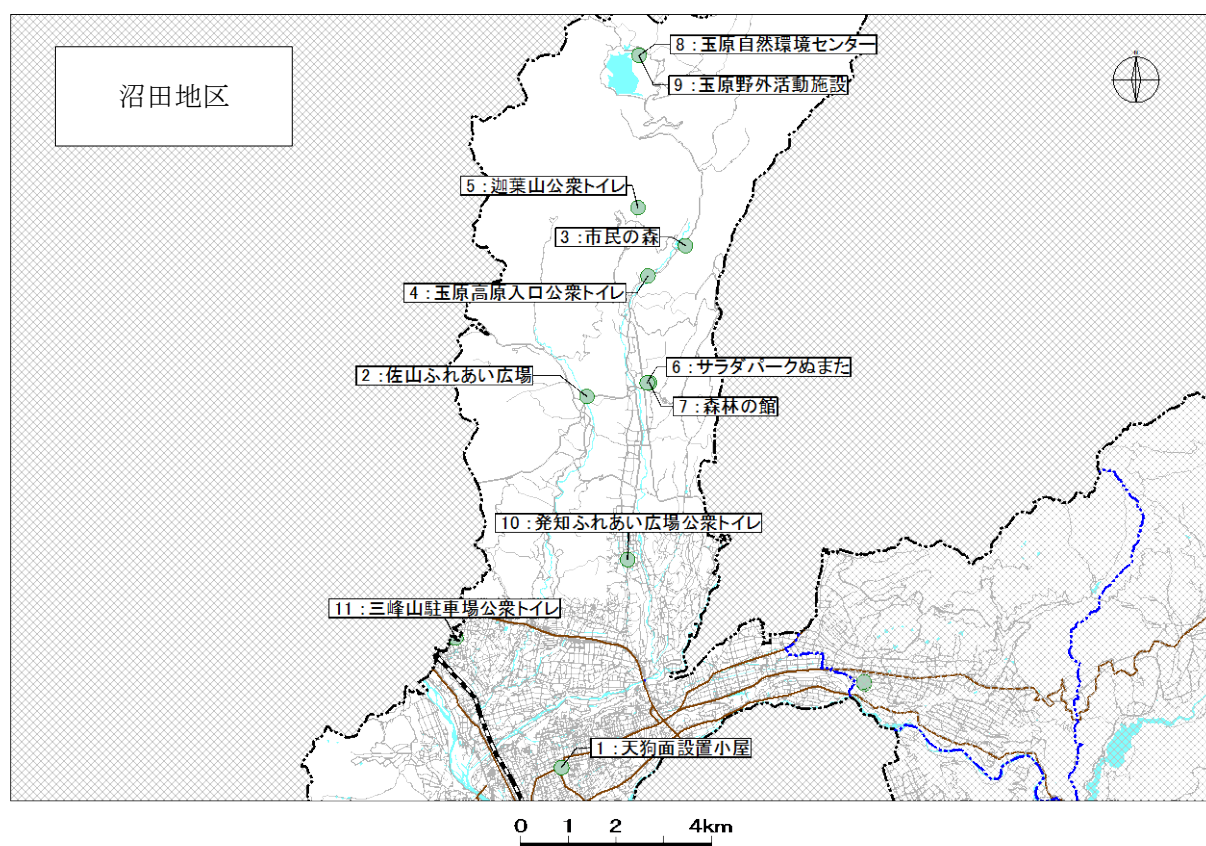
図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
20	平出トレーニングセンター	白沢町平出768-1	199.00	1988	27	新耐震基準	×
21	上古語父トレーニングセンター	白沢町上古語父 1785-2	226.00	1993	22	新耐震基準	×
22	下古語父トレーニングセンター	白沢町下古語父 175-1	230.00	1994	21	新耐震基準	×
23	利根柔剣道場	利根町追貝398	1069.20	1988	27	新耐震基準	×
24	平川地区屋内運動場	利根町追貝2088-4	893.20	1987	28	新耐震基準	×
25	利根屋内プール	利根町大楊1086-1	2367.02	1994	21	新耐震基準	×
26	利根トレーニングハウス	利根町大楊1089	859.20	1983	32	新耐震基準	×
27	利根健康増進施設	利根町大楊1078	1203.01	1978	37	要改修	×
28	都市交流拠点施設（室内運動場）	利根町大原1862-1	2204.00	1994	21	新耐震基準	×
29	大原地区屋内運動場	利根町大原1863-1	893.20	1994	21	新耐震基準	×
30	利根園原ふれあい屋内運動場	利根町園原701-3	566.32	1998	17	新耐震基準	×
31	根利地区屋内運動場	利根町根利543-3	893.20	1994	21	新耐震基準	×
32	南郷地区屋内運動場	利根町日影南郷 326-1	893.20	1989	26	新耐震基準	×
33	利根農業者トレーニングセンター	利根町輪組867-2	1183.02	1984	31	新耐震基準	×
34	多那地区屋内運動場	利根町多那744-1	889.90	1995	20	新耐震基準	×

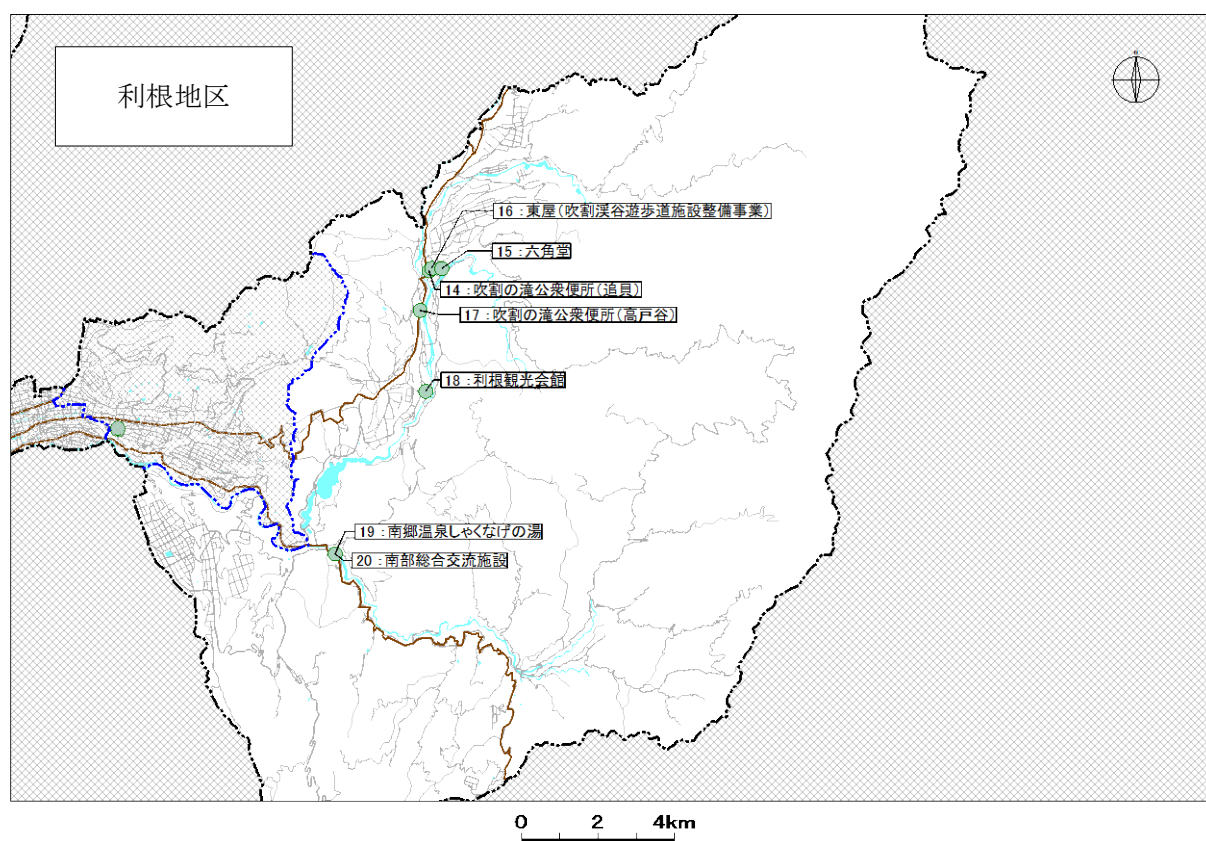
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【集約化・類似機能の統合】 ・類似施設の統廃合（機能の集約）により、最適配置・規模の適正化を図る。 【広域連携】 ・周辺自治体との広域連携による共同所有や類似施設での役割分担による施設の縮減を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営等を検討する。 【民営化】 ・民営化が可能な施設は民営化を検討する。 【必要性の検討】 ・必要性の低い施設は廃止を検討する。

【レクリエーション施設・観光施設】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	天狗面設置小屋	上之町183-1	34.78	1999	16	新耐震基準	×
2	佐山ふれあい広場	佐山町2477	132.48	2008	7	新耐震基準	×
3	市民の森	上発知町	31.00	1992	23	新耐震基準	×
4	玉原高原入口公衆トイレ	上発知町35-5	37.18	1999	16	新耐震基準	×
5	迦葉山公衆トイレ	上発知町446	78.02	2003	12	新耐震基準	×
6	サラダパークぬまた	上発知町1708	1145.84	1991	24	新耐震基準	×
7	森林の館	上発知町1780	533.91	1997	18	新耐震基準	×
8	玉原自然環境センター	上発知町字迦葉山国有林13林班ハ	28.35	1988	27	新耐震基準	×
9	玉原野外活動施設	上発知町字迦葉山国有林内	1294.55	1988	27	新耐震基準	×
10	発知ふれあい広場公衆トイレ	下発知町675	50.91	1997	18	新耐震基準	×
11	三峰山駐車場公衆トイレ	宇楚井町638	13.11	1979	36	不明	×
12	白沢高原温泉「望郷の湯」	白沢町平出1297-1	1822.59	1994	21	新耐震基準	×
13	白沢地域特産物展示即売施設	白沢町上古語父152-6	563.64	1997	18	新耐震基準	×
14	吹割の滝公衆便所(追貝)	利根町追貝1063	21.87	2005	10	新耐震基準	×
15	六角堂	利根町追貝1071	58.50	1984	31	新耐震基準	×
16	東屋(吹割溪谷遊歩道施設整備事業)	利根町追貝1095	7.45	1989	26	新耐震基準	×

図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
17	吹割の滝公衆便所 (高戸谷)	利根町高戸谷1026	12.42	1990	25	新耐震基準	×
18	利根観光会館	利根町老神607-1	1483.54	1992	23	新耐震基準	○
19	南郷温泉しゃくなげ の湯	利根町日影南郷100	824.07	2001	14	新耐震基準	×
20	南部総合交流施設	利根町日影南郷100	996.64	2001	14	新耐震基準	×

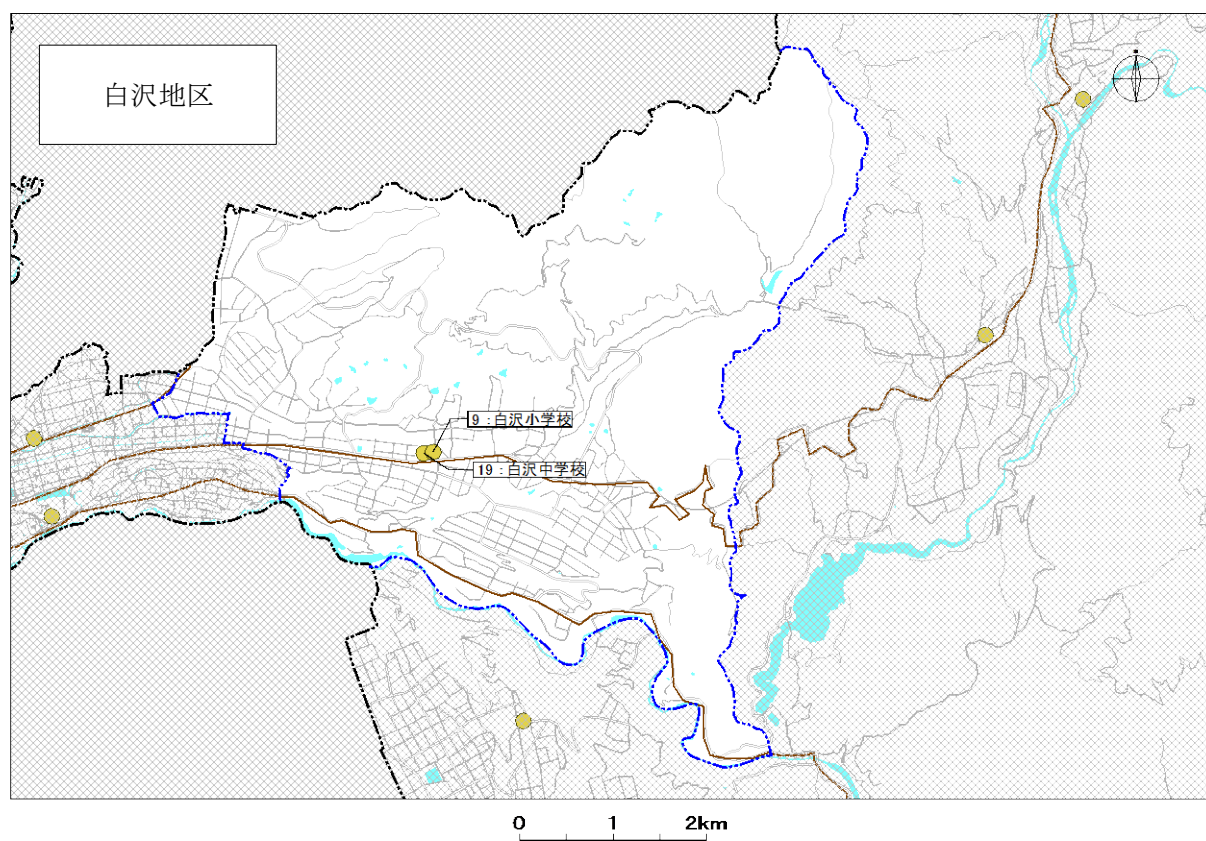
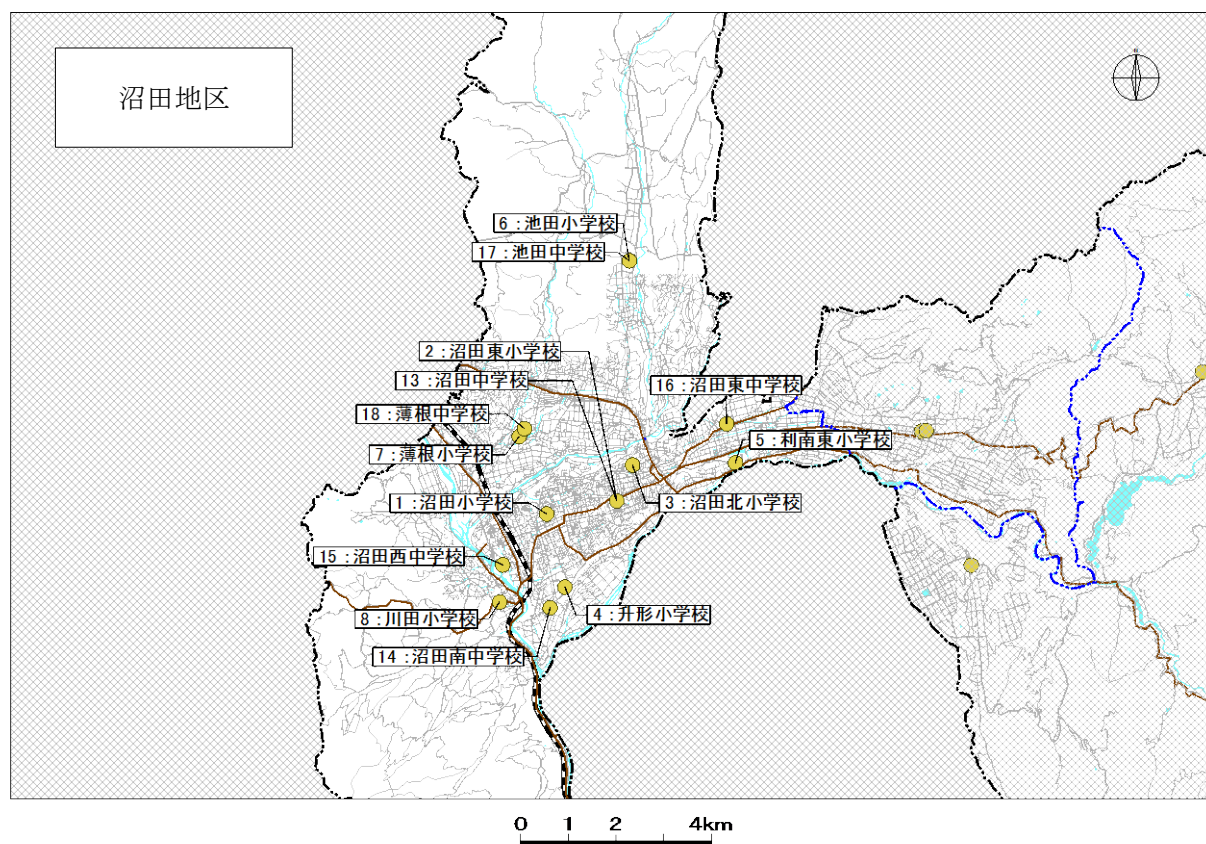
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

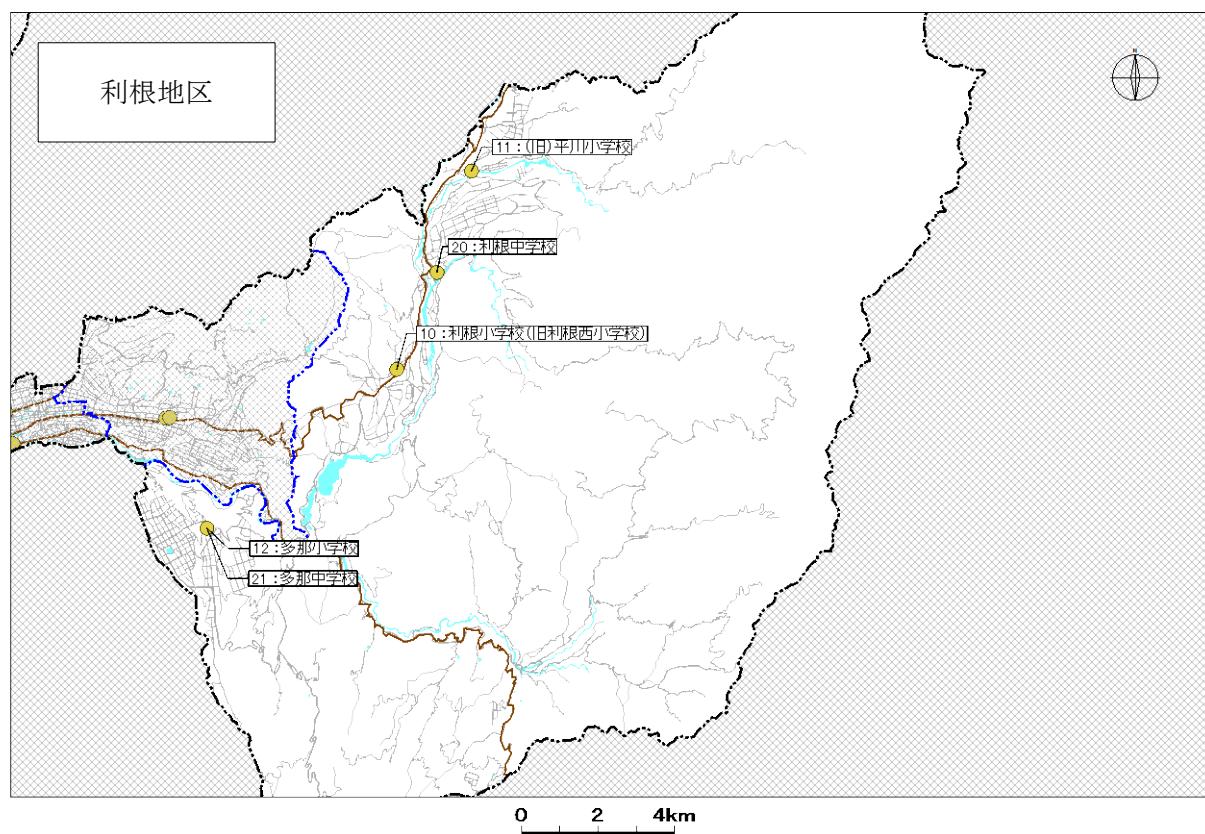
※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営等を検討する。 【民営化】 ・民営化が可能な施設は民営化を検討する。 【必要性の検討】 ・必要性の低い施設は廃止を検討する。

④学校教育系施設

【学校】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延床 面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	沼田小学校	西倉内町746	6937.00	1974	41	校舎：改修済 体育館：改修済	○
2	沼田東小学校	東原新町1801-1	6399.00	1969	46	校舎：改修済 体育館：耐震性有	○
3	沼田北小学校	高橋場町4898	7813.00	1978	37	校舎：改修済 体育館：改修済	○
4	升形小学校	栄町141	5084.00	1973	42	校舎：改修済 体育館：新耐震基準	○
5	利南東小学校	上久屋町2135	4604.00	1980	35	校舎：耐震性有 体育館：新耐震基準	×
6	池田小学校	発知新田町533	4113.00	1984	31	校舎：新耐震基準 体育館：改修済	○
7	薄根小学校	善桂寺町32	5616.00	1968	47	校舎：改修済 体育館：新耐震基準	○
8	川田小学校	下川田町540	5081.00	1974	41	校舎：改修済 体育館：新耐震基準	○
9	白沢小学校	白沢町高平94-1	4772.00	1967	48	校舎：改修済 体育館：改修済	○
10	利根小学校(旧利根西小学校)	利根町大原1025	2721.00	1980	35	校舎：耐震性有 体育館：新耐震基準	○
11	(旧)平川小学校	利根町平川839	3405.00	1990	25	校舎：新耐震基準 体育館：新耐震基準	○
12	多那小学校	利根町多那732	2298.00	1968	47	校舎：改修済 体育館：新耐震基準	○
13	沼田中学校	東原新町1801-1	8428.00	2012	3	校舎：新耐震基準 (改築済) 体育館：新耐震基準	○
14	沼田南中学校	戸鹿野町726	6125.00	1986	29	校舎：新耐震基準 体育館：新耐震基準	○
15	沼田西中学校	薄根町3580	6172.00	1965	50	校舎：改修済 体育館：新耐震基準 (改築済)	×

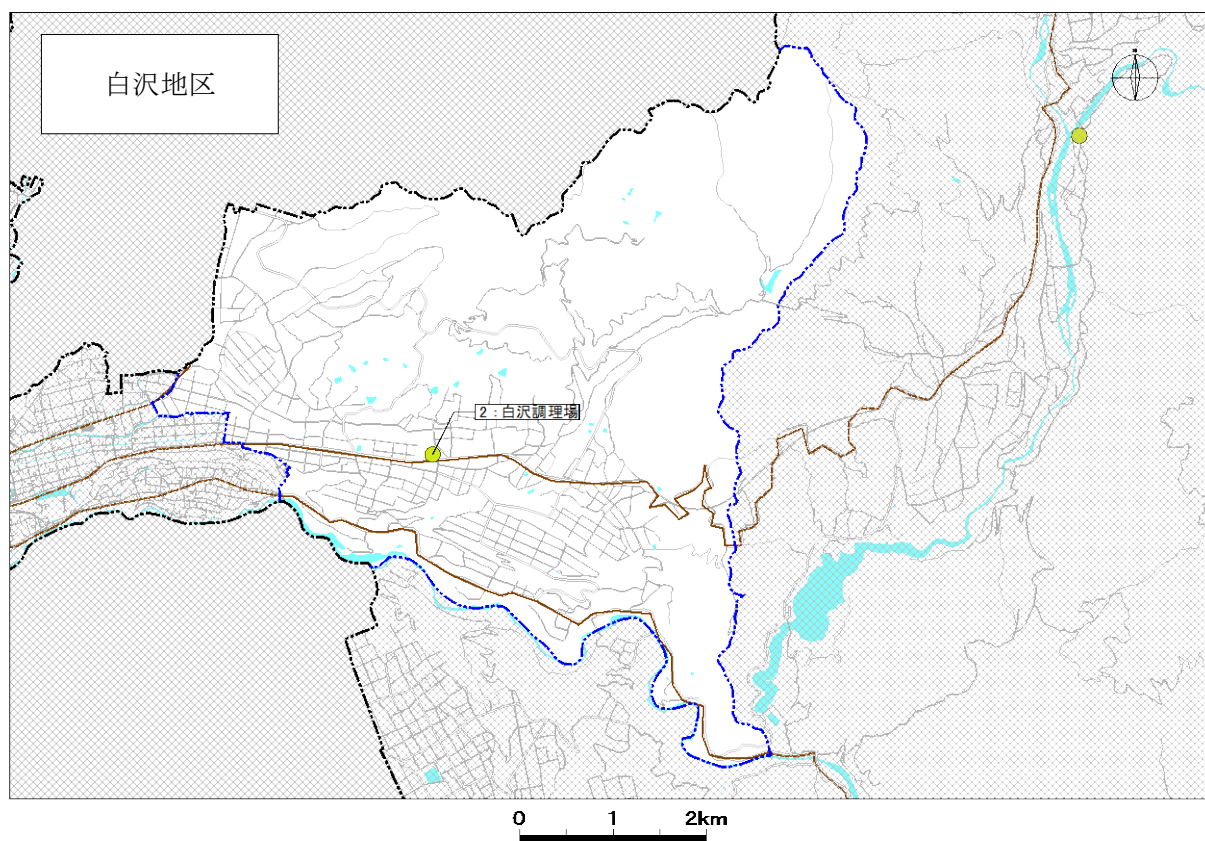
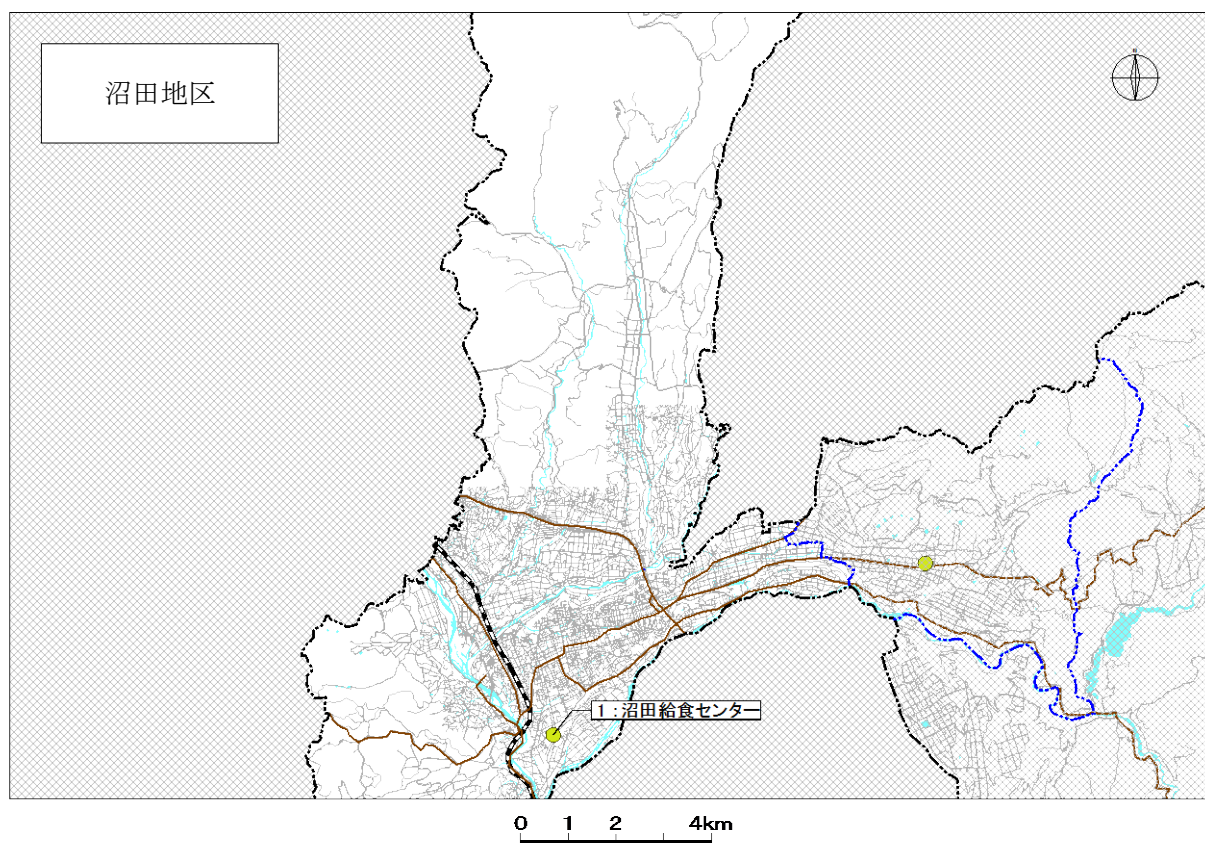
図面 番号	施設名	所在地	施設総延床 面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
16	沼田東中学校	横塚町1118	4260.00	1988	27	校舎：新耐震基準 体育館：新耐震基準	○
17	池田中学校	発知新田町533	4829.00	1983	32	校舎：新耐震基準 体育館：新耐震基準	○
18	薄根中学校	善桂寺町40	6248.00	1983	32	校舎：新耐震基準 体育館：新耐震基準	○
19	白沢中学校	白沢町高平75-1	5400.00	1978	37	校舎：改修済 体育館：改修済	○
20	利根中学校	利根町追貝334	6008.00	1987	28	校舎：新耐震基準 体育館：新耐震基準	×
21	多那中学校	利根町多那732	594.00	2010	5	校舎：新耐震基準 (改築済)	○

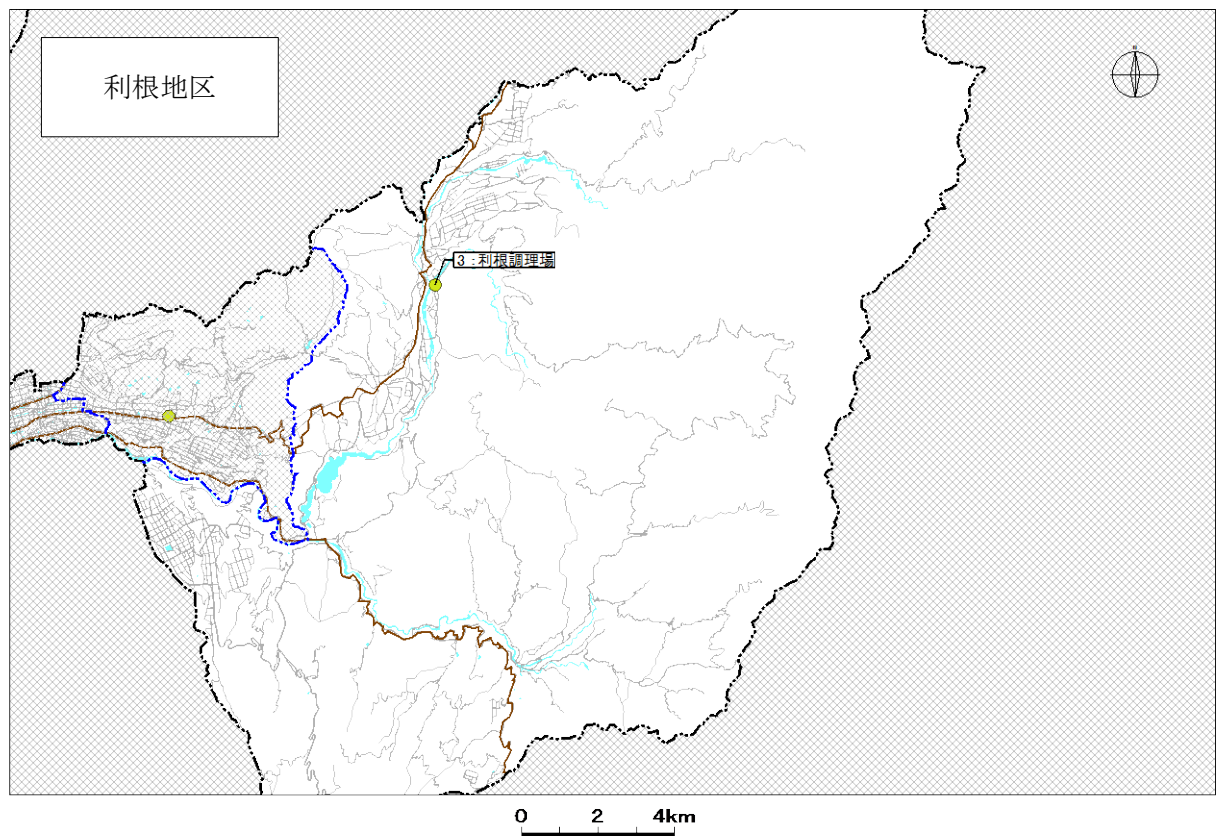
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【統廃合】 ・統廃合による適正配置を図る。 【複合化・多機能化】 ・地域の拠点施設として、集会施設、子育て支援施設等との複合化・多機能化を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設整備を検討する。

【その他教育施設】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	沼田給食センター	戸鹿野町730-1	1888.45	2000	15	新耐震基準	×
2	白沢調理場	白沢町高平94-1	490.00	1985	30	新耐震基準	×
3	利根調理場	利根町大楊1078-3	458.50	1981	34	不明	×

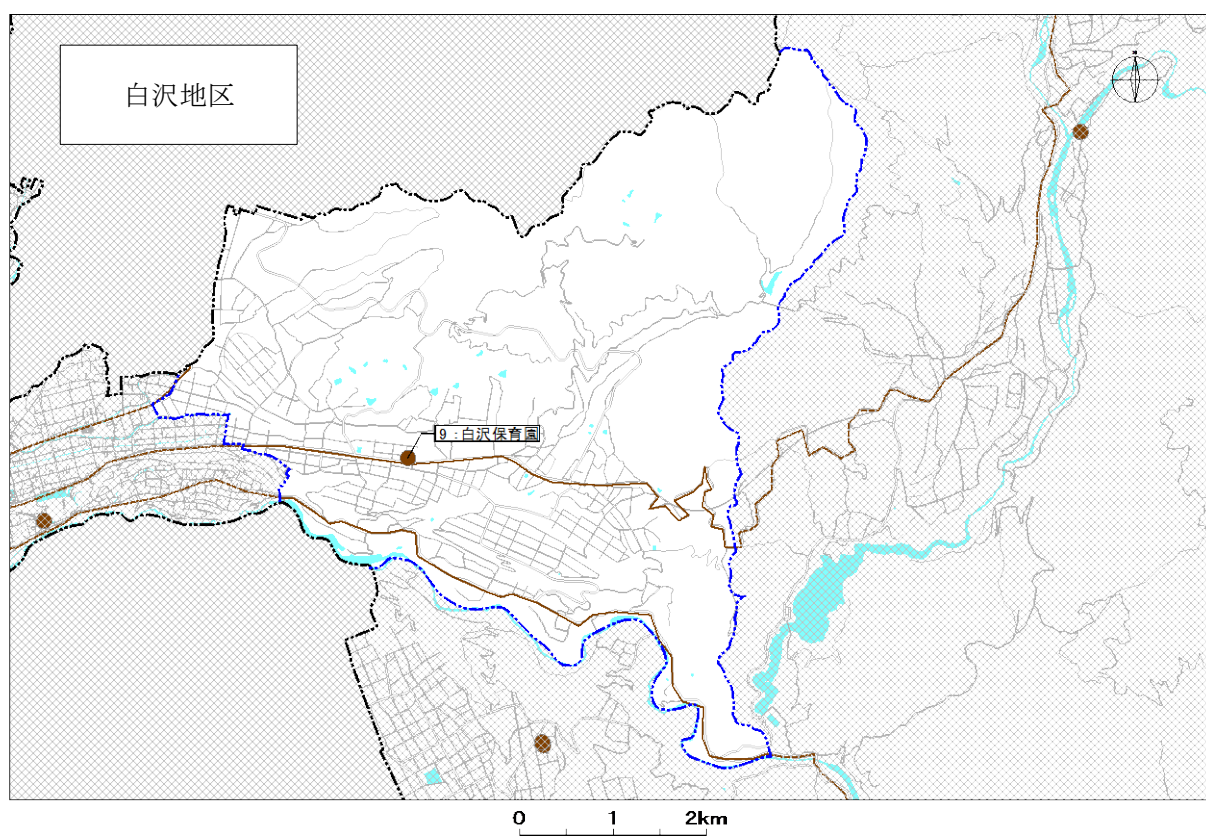
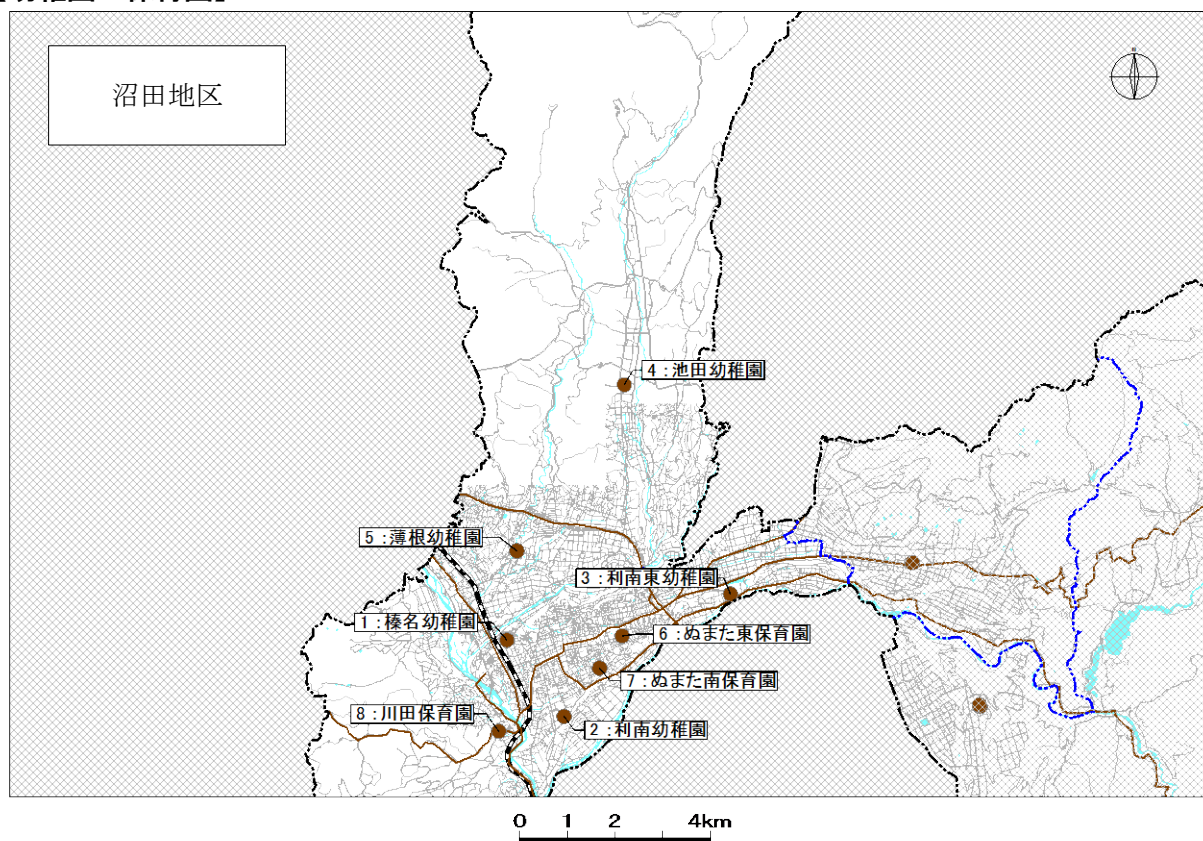
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

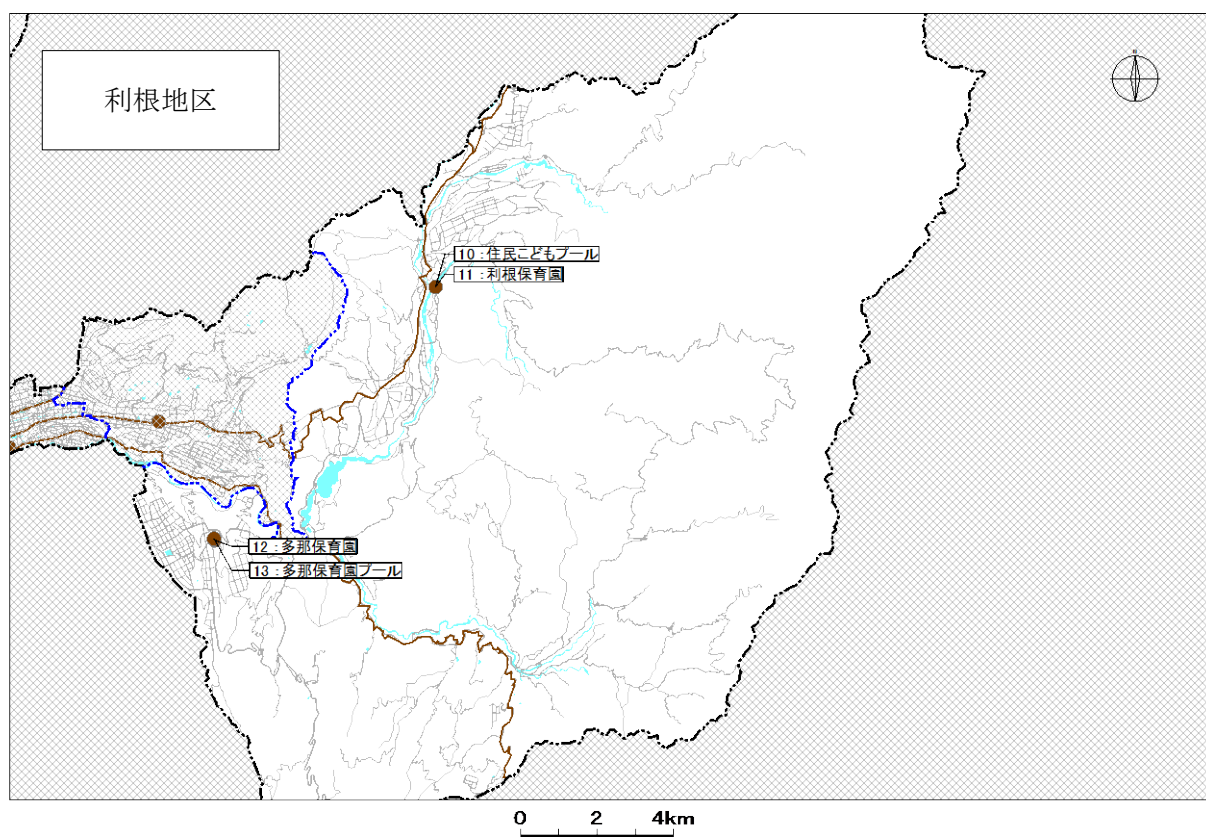
※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【統廃合】 ・多機能化、複合化を含めた統廃合を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設整備を検討する。

⑤子育て支援施設

【幼稚園・保育園】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	榛名幼稚園	榛名町3271-3	455.00	1965	50	不明	×
2	利南幼稚園	栄町141	609.00	1975	40	耐震性有	×
3	利南東幼稚園	上久屋町2161-2	411.00	1982	33	新耐震基準	×
4	池田幼稚園	発知新田町488	662.00	1976	39	耐震性有	×
5	薄根幼稚園	善桂寺町78	1006.00	1981	34	耐震性有	×
6	ぬまた東保育園	上原町1801-66	416.83	1973	42	耐震性有	×
7	ぬまた南保育園	東原新町1411-5	809.20	2001	14	新耐震基準	×
8	川田保育園	下川田町540	452.32	1972	43	要改修	×
9	白沢保育園	白沢町高平20	962.50	1985	30	新耐震基準	×
10	住民こどもプール	利根町大楊1078-2	205.50	1991	24	新耐震基準	×
11	利根保育園	利根町大楊1078-2	848.10	1986	29	新耐震基準	×
12	多那保育園	利根町輪組890-5	232.98	1984	31	新耐震基準	×
13	多那保育園プール	利根町輪組867-1	224.00	1992	23	新耐震基準	×

※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）

【統廃合】

- ・施設の多機能化、複合化を含めた統廃合を検討する。

【民営化】

- ・民営化が可能な施設は民営化を検討する。

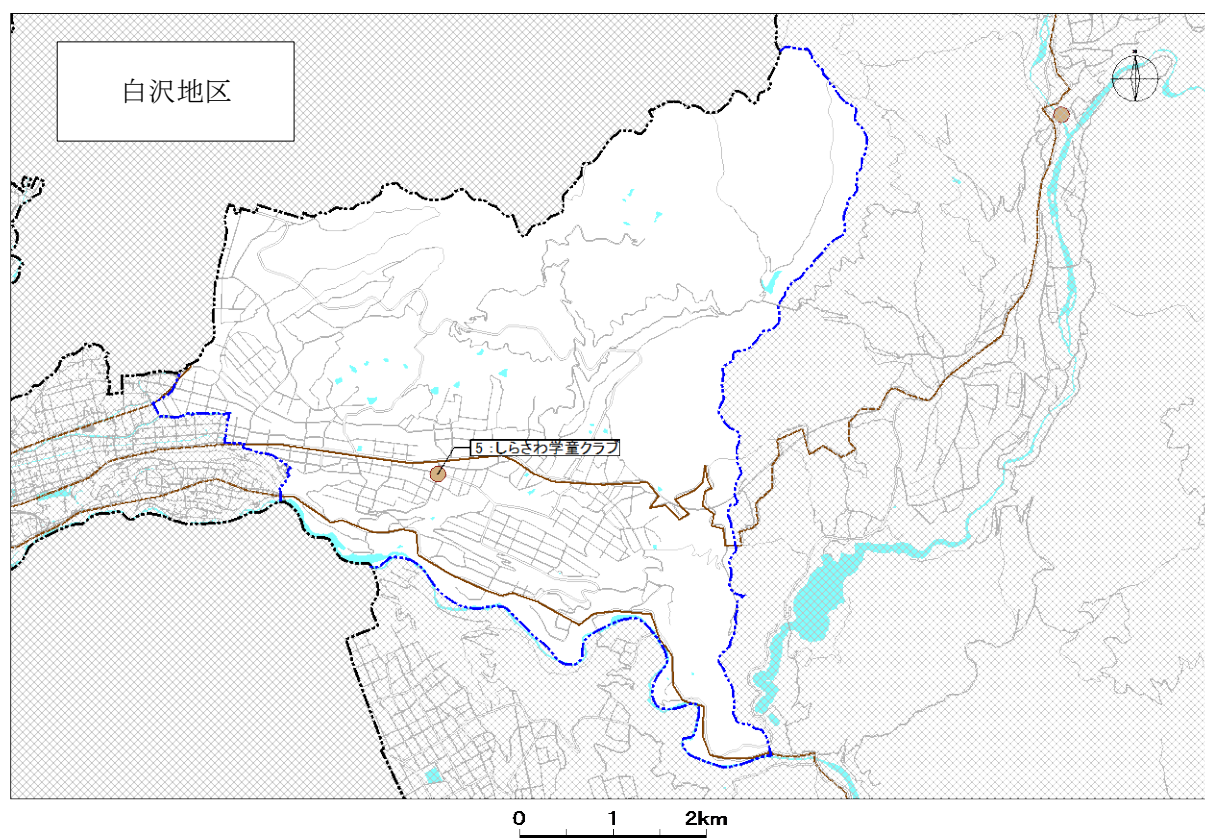
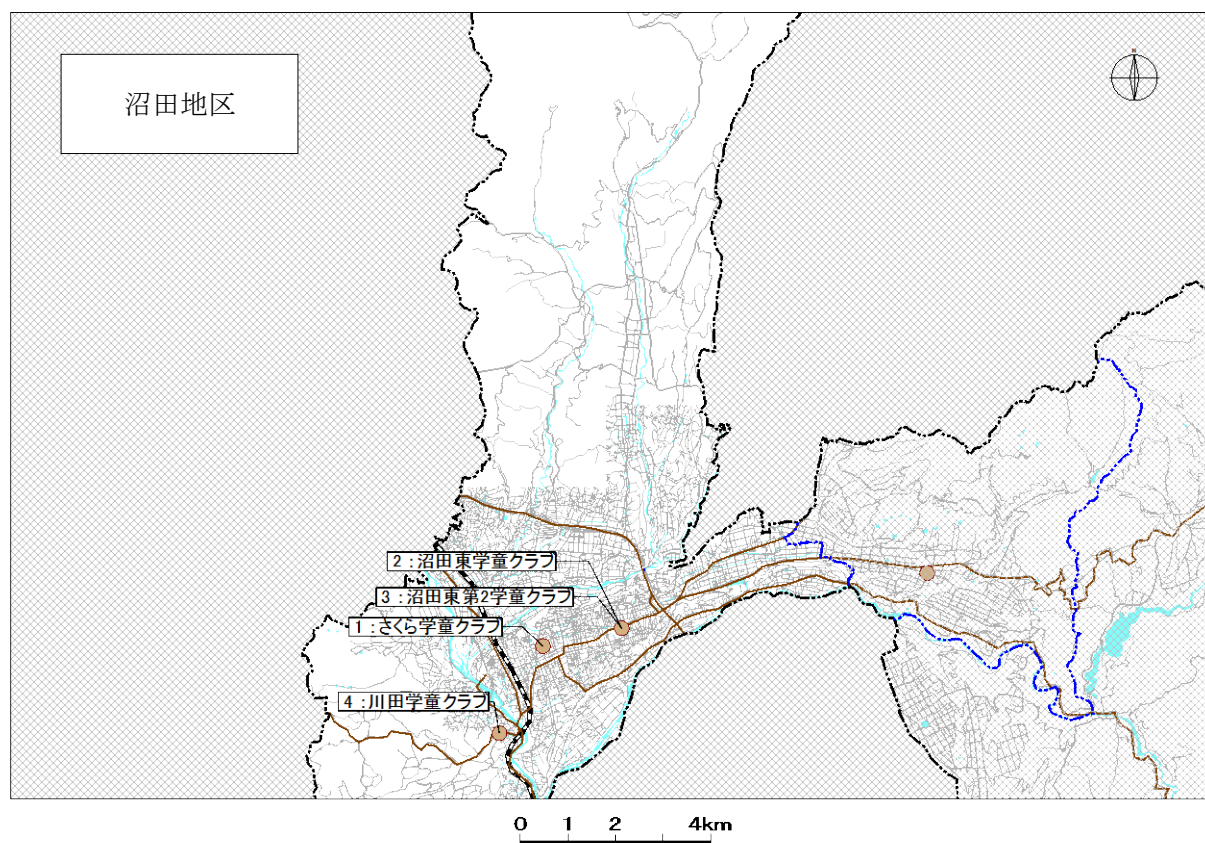
【公民連携】

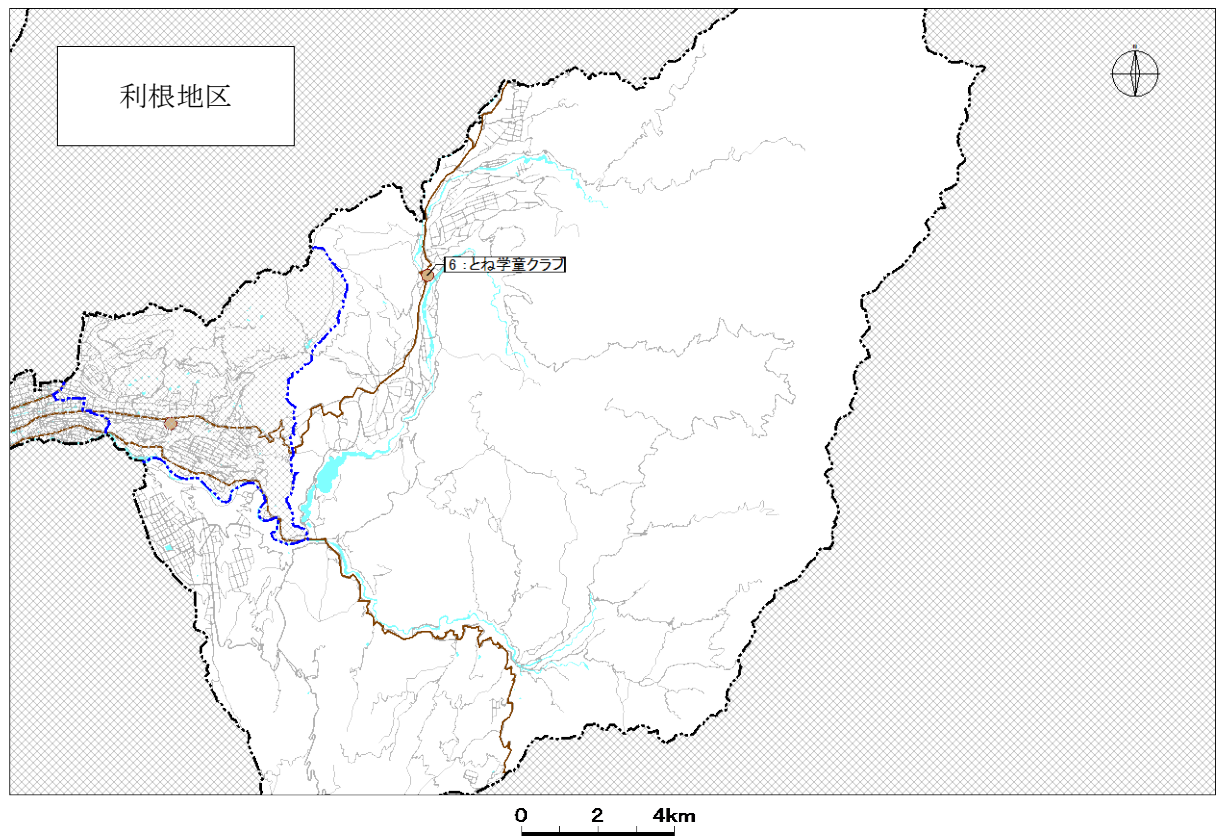
- ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営を検討する。

【長寿命化・計画修繕】

- ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。

【児童施設】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	さくら学童クラブ	西倉内町746	162.31	1979	36	改修済	×
2	沼田東学童クラブ	東原新町1801-1	129.60	1969	46	不明	×
3	沼田東第2学童クラブ	東原新町1801-1	987.00	1960	55	要改修	×
4	川田学童クラブ	下川田町540	83.79	1975	40	改修済	×
5	しらさわ学童クラブ	白沢町平出73-1	95.64	2004	11	新耐震基準	×
6	とね学童クラブ	利根町追貝16-1	260.68	1993	22	新耐震基準	×

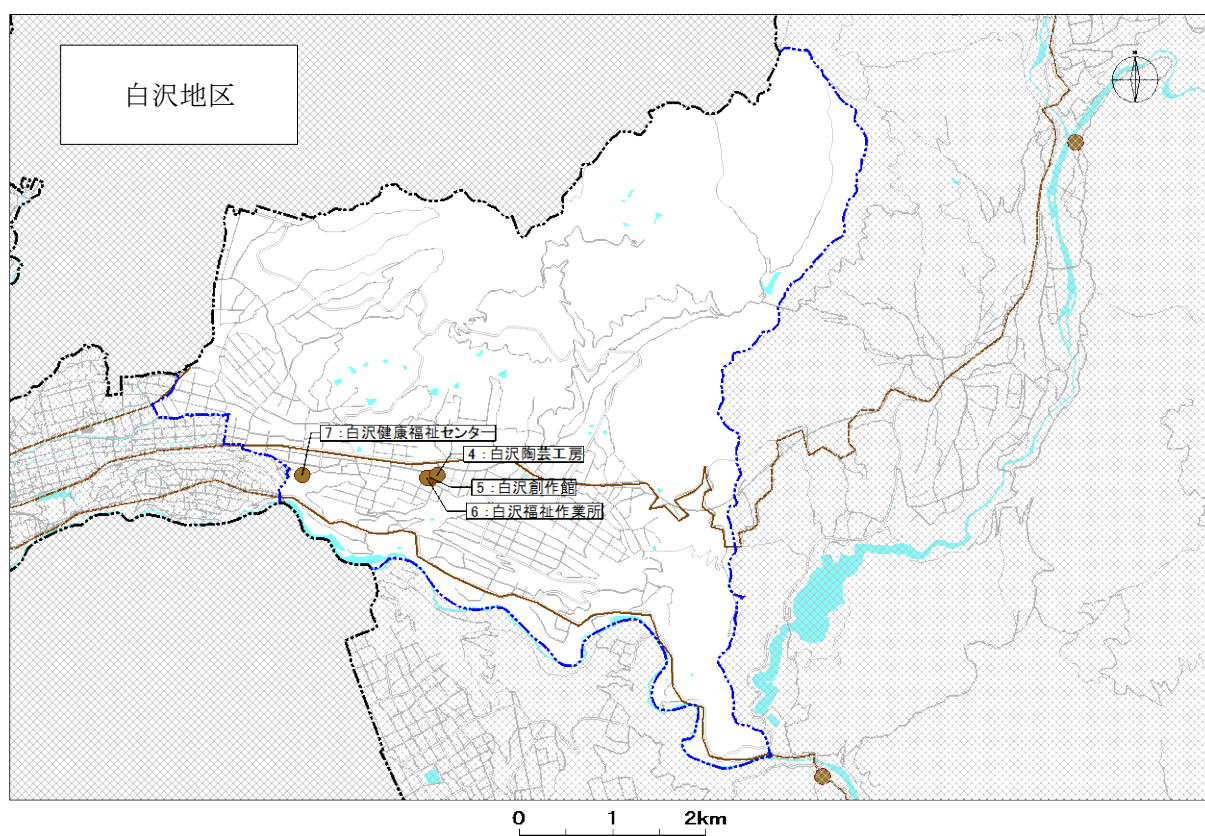
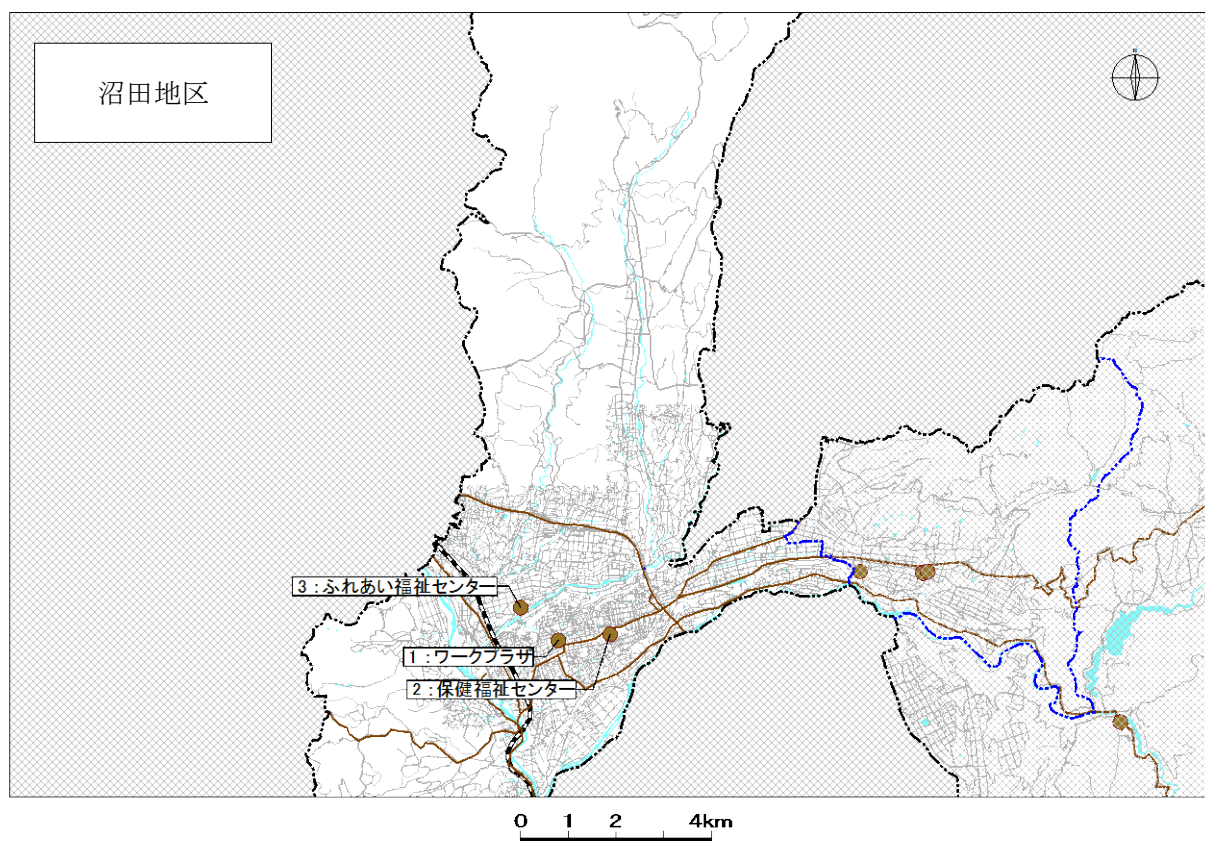
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

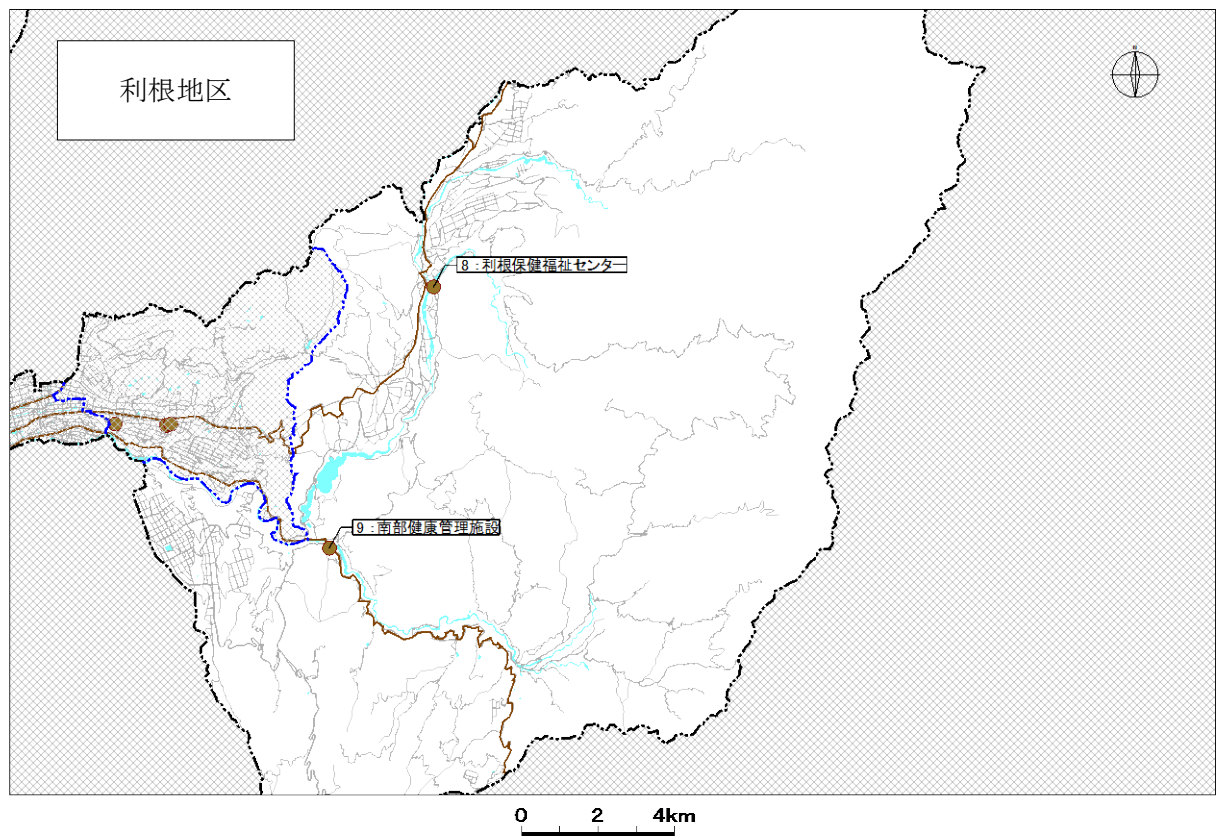
※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【複合化・多機能化】 ・他施設との多機能化、複合化を検討する。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・今後とも維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。

⑥保健・福祉施設

【高齢福祉・障害福祉・保健・その他社会福祉施設】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	ワークプラザ	東倉内町282-8	317.98	2006	9	新耐震基準	×
2	保健福祉センター	東原新町1801-72	4339.62	1995	20	新耐震基準	○
3	ふれあい福祉センター	白岩町189-11	1453.90	2005	10	新耐震基準	○
4	白沢陶芸工房	白沢町平出73-1	41.04	1996	19	新耐震基準	×
5	白沢創作館	白沢町平出135-1	633.31	1977	38	改修済	○
6	白沢福祉作業所	白沢町平出135-1	163.96	2008	7	新耐震基準	×
7	白沢健康福祉センター	白沢町平出1312-4	1092.69	1997	18	新耐震基準	×
8	利根保健福祉センター	利根町大楊1085-3	1658.00	1996	19	新耐震基準	○
9	南部健康管理施設	利根町日影南郷69-2	89.20	—	—	不明	×

※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）

【複合化・多機能化】

- ・他施設との複合化・多機能化を検討する。

【公民連携】

- ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営を検討する。

【民営化】

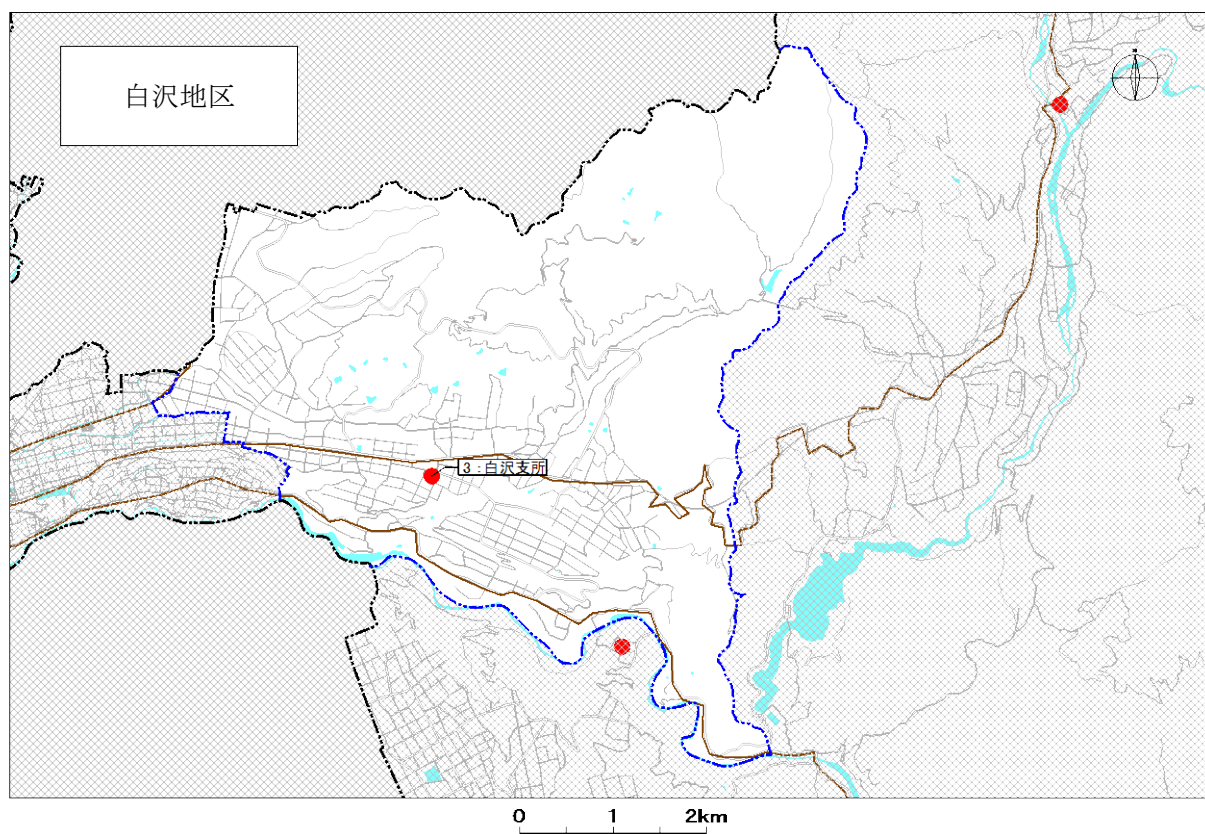
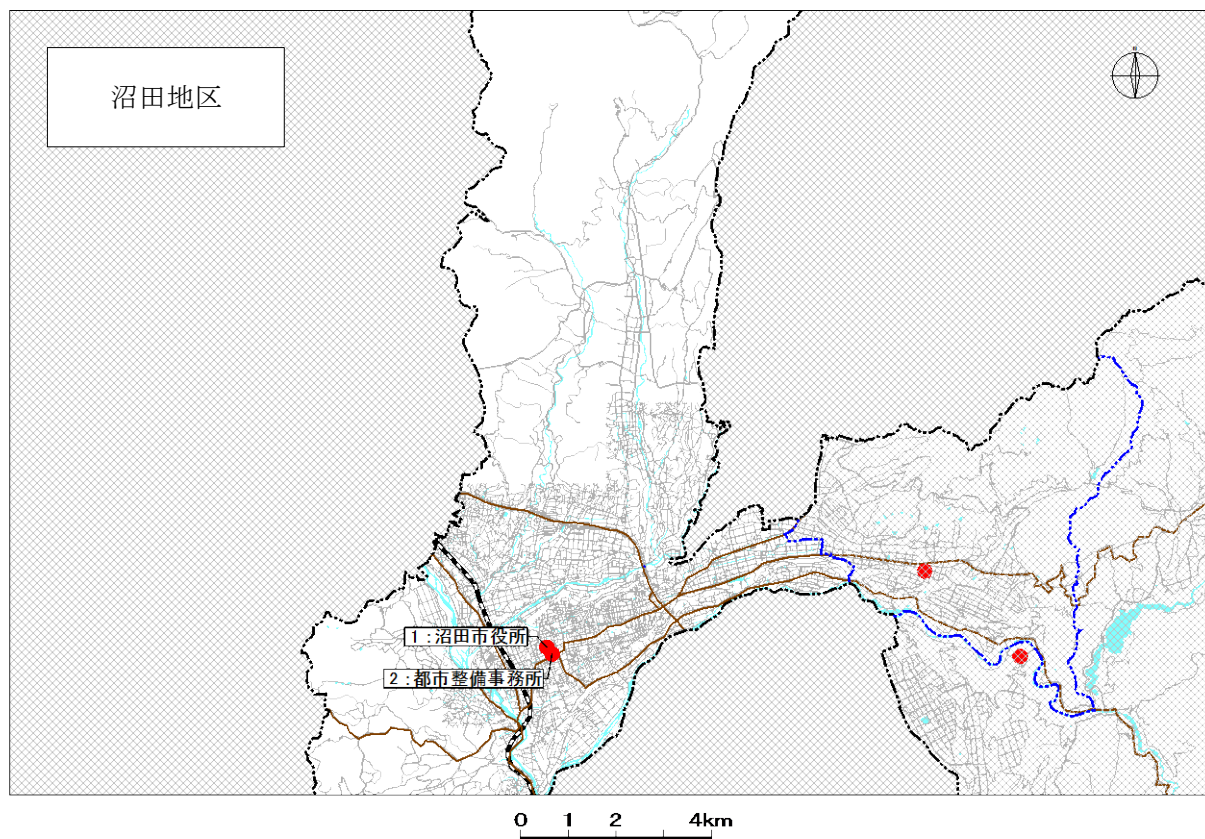
- ・民営化が可能な施設は民営化を検討する。

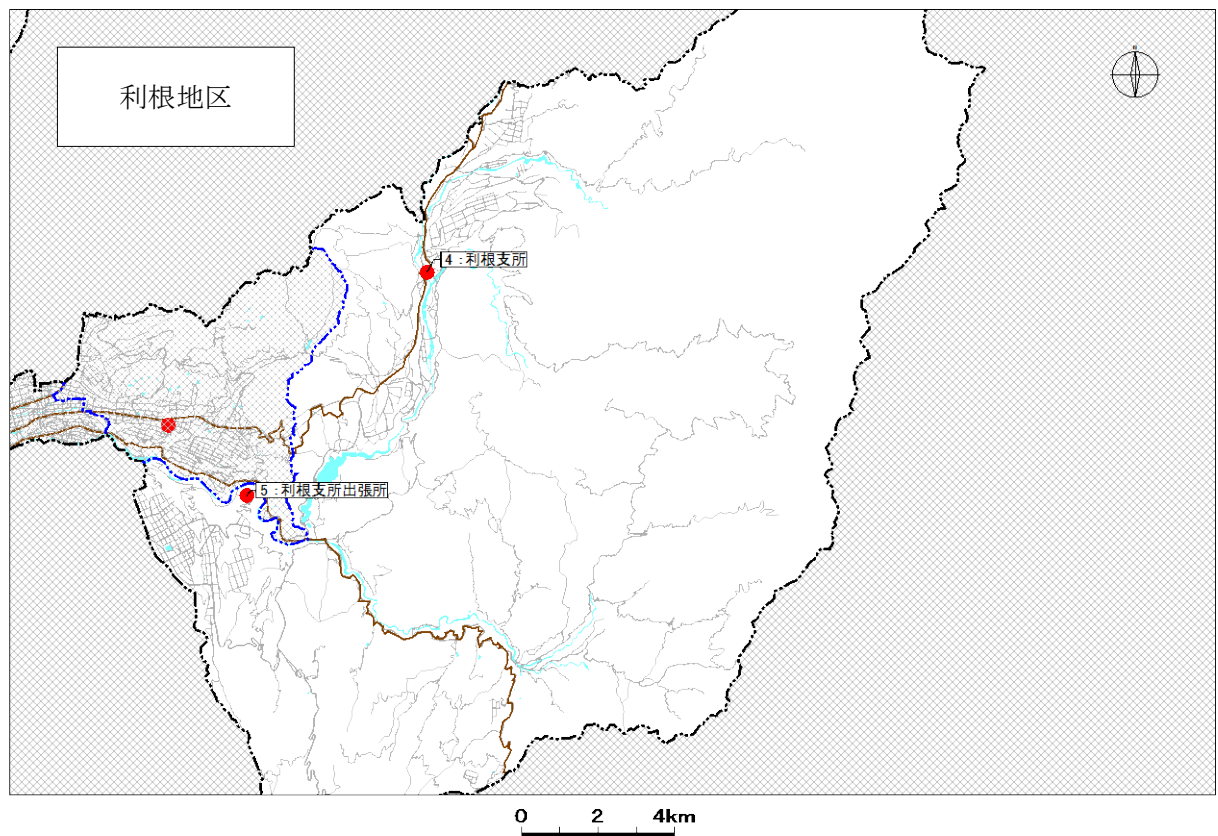
【長寿命化・計画修繕】

- ・今後とも維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。

⑦行政系施設

【庁舎等】





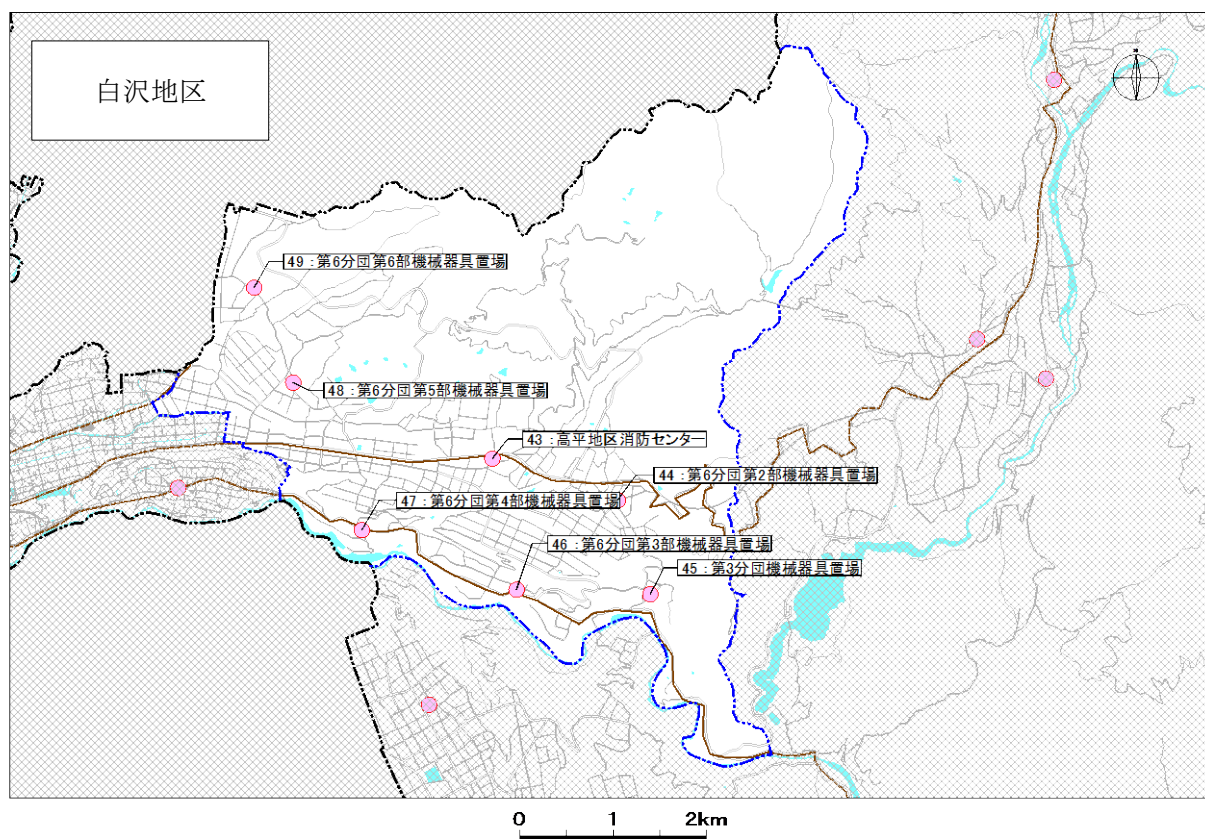
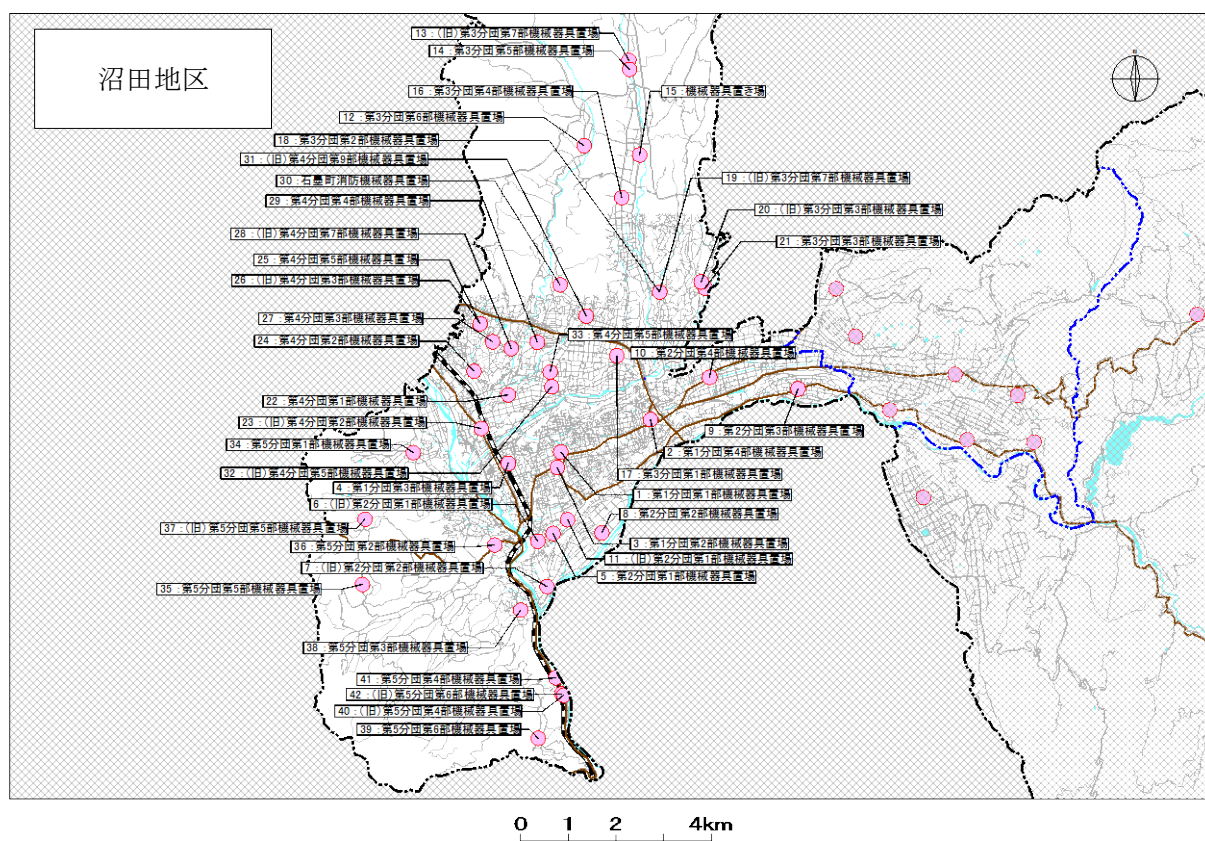
図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	沼田市役所	西倉内町780	5272.09	1964	51	要改修	×
2	都市整備事務所	中町858-1	188.37	1998	17	新耐震基準	×
3	白沢支所	白沢町平出135-1	3518.00	1991	24	新耐震基準	×
4	利根支所	利根町追貝37	3510.03	1980	35	要改修	×
5	利根支所出張所	利根町輪組235	206.88	1989	26	新耐震基準	×

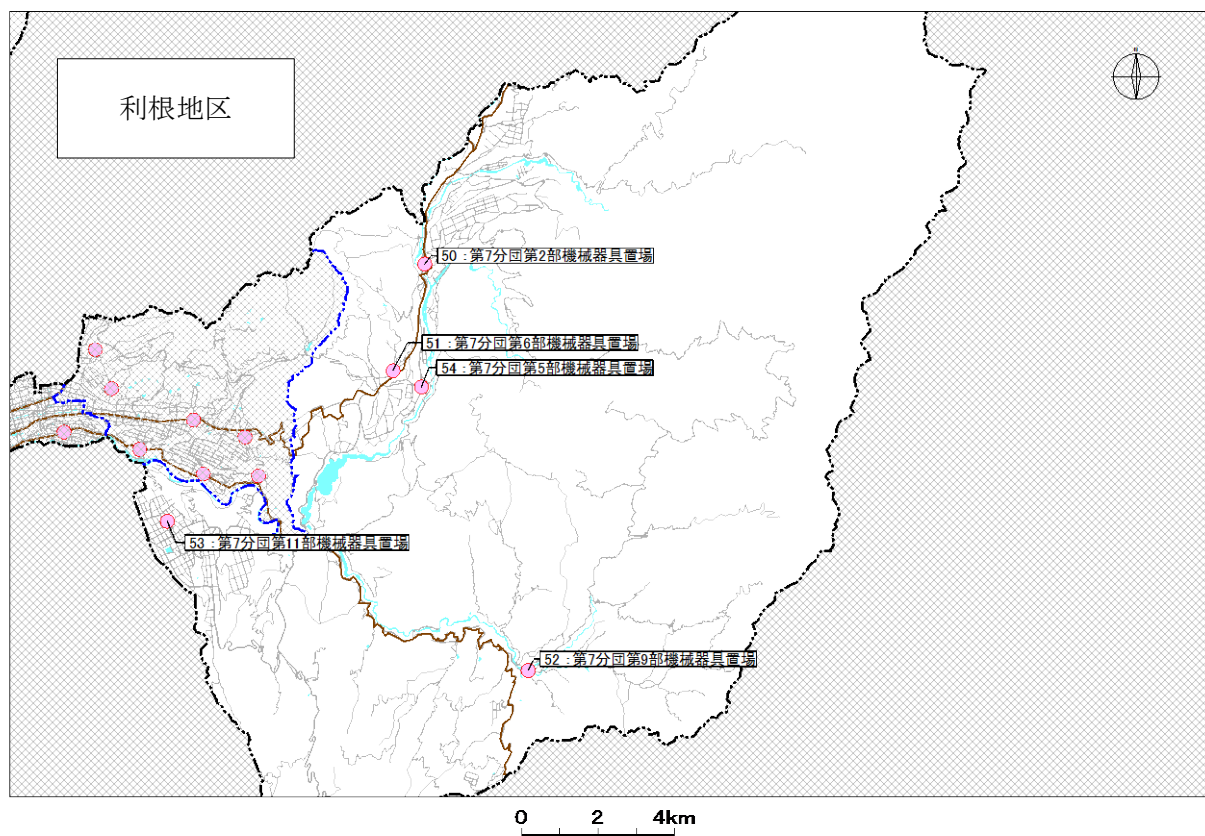
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【複合化・多機能化】 ・他施設との複合化・多機能化を検討する。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。

【消防施設】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	第1分団第1部機械器具置場	材木町286-3	64.58	1994	21	新耐震基準	×
2	第1分団第4部機械器具置場	桜町4742-6	59.20	2003	12	新耐震基準	×
3	第1分団第2部機械器具置場	中町1148-3	57.96	2016	-	新耐震基準	×
4	第1分団第3部機械器具置場	薄根町4142-4	48.43	1985	30	新耐震基準	×
5	第2分団第1部機械器具置場	戸鹿野町530-5	53.83	2016	-	新耐震基準	×
6	(旧) 第2分団第1部機械器具置場	戸鹿野町622-1	18.26	1973	42	不明	×
7	(旧) 第2分団第2部機械器具置場	新町243-4	19.83	1979	36	不明	×
8	第2分団第2部機械器具置場	沼須町622-4	44.71	2002	13	新耐震基準	×
9	第2分団第3部機械器具置場	上久屋町1866	48.04	2003	12	新耐震基準	×
10	第2分団第4部機械器具置場	横塚町1189-16	22.80	1977	38	不明	×
11	(旧) 第2分団第1部機械器具置場	栄町123-甲	36.36	1978	37	不明	×
12	第3分団第6部機械器具置場	佐山町1158-5	48.02	2000	15	新耐震基準	×
13	(旧) 第3分団第7部機械器具置場	上発知町1060	19.44	1974	41	不明	×
14	第3分団第5部機械器具置場	上発知町1130-1	53.82	2004	11	新耐震基準	×
15	機械器具置き場	中発知町928-4	28.98	-	-	不明	×
16	第3分団第4部機械器具置場	発知新田町468-1	53.82	2005	10	新耐震基準	×
17	第3分団第1部機械器具置場	岡谷町493	79.48	2007	8	新耐震基準	×
18	第3分団第2部機械器具置場	奈良町687-1	48.02	1996	19	新耐震基準	×

図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
19	(旧) 第3分団第7部機械器具置場	奈良町687-1	29.20	1974	41	不明	×
20	(旧) 第3分団第3部機械器具置場	秋塚町453	26.63	1973	42	不明	×
21	第3分団第3部機械器具置場	秋塚町460	44.71	1999	16	新耐震基準	×
22	第4分団第1部機械器具置場	下沼田町749-5	55.47	1997	18	新耐震基準	×
23	(旧) 第4分団第2部機械器具置場	硯田町60-16	12.45	1969	46	不明	×
24	第4分団第2部機械器具置場	井土上町1127-1	19.44	1975	40	不明	×
25	第4分団第5部機械器具置場	原町183	18.30	1971	44	不明	×
26	(旧) 第4分団第3部機械器具置場	原町183-1	15.30	1971	44	不明	×
27	第4分団第3部機械器具置場	堀廻町268-4	55.89	2007	8	新耐震基準	×
28	(旧) 第4分団第7部機械器具置場	大釜町540		1978	37	不明	×
29	第4分団第4部機械器具置場	善桂寺町216-3	19.44	1976	39	不明	×
30	石墨町消防機械器具置場	石墨町1504-2	30.50	—	—	不明	×
31	(旧) 第4分団第9部機械器具置場	戸神町333-2	64.94	1992	23	新耐震基準	×
32	(旧) 第4分団第5部機械器具置場	町田町241-1	39.66	1978	37	不明	×
33	第4分団第5部機械器具置場	町田町993	53.83	2013	2	新耐震基準	×
34	第5分団第1部機械器具置場	上川田町2604-2	48.02	1998	17	新耐震基準	×
35	第5分団第5部機械器具置場	下川田町4736	47.57	2009	6	新耐震基準	×
36	第5分団第2部機械器具置場	下川田町543-2	56.30	1995	20	新耐震基準	×
37	(旧) 第5分団第5部機械器具置場	今井町217	45.24	1973	42	不明	×
38	第5分団第3部機械器具置場	屋形原町1216-3	48.02	2001	14	新耐震基準	×
39	第5分団第6部機械器具置場	岩本町871	21.00	—	—	不明	×
40	(旧) 第5分団第4部機械器具置場	岩本町286-6	40.71	1973	42	不明	×
41	第5分団第4部機械器具置場	岩本町98-11	53.83	2012	3	新耐震基準	×
42	(旧) 第5分団第6部機械器具置場	岩本町840-5	44.71	2001	14	新耐震基準	×
43	高平地区消防センター	白沢町高平278-1	107.84	1997	18	新耐震基準	×
44	第6分団第2部機械器具置場	白沢町生枝1480-3	77.80	1998	17	新耐震基準	×
45	第3分団機械器具置場	白沢町岩室817-7	48.00	1997	18	新耐震基準	×
46	第6分団第3部機械器具置場	白沢町尾合906-1	85.23	1995	20	新耐震基準	×
47	第6分団第4部機械器具置場	白沢町平出768-1	72.27	1996	19	新耐震基準	×
48	第6分団第5部機械器具置場	白沢町上古語父1426-2	84.24	1996	19	新耐震基準	×
49	第6分団第6部機械器具置場	白沢町下古語父616-1	50.29	2005	10	新耐震基準	×
50	第7分団第2部機械器具置場	利根町追貝93-8	213.95	1996	19	新耐震基準	×
51	第7分団第6部機械器具置場	利根町大原1154-2	115.11	2002	13	新耐震基準	×

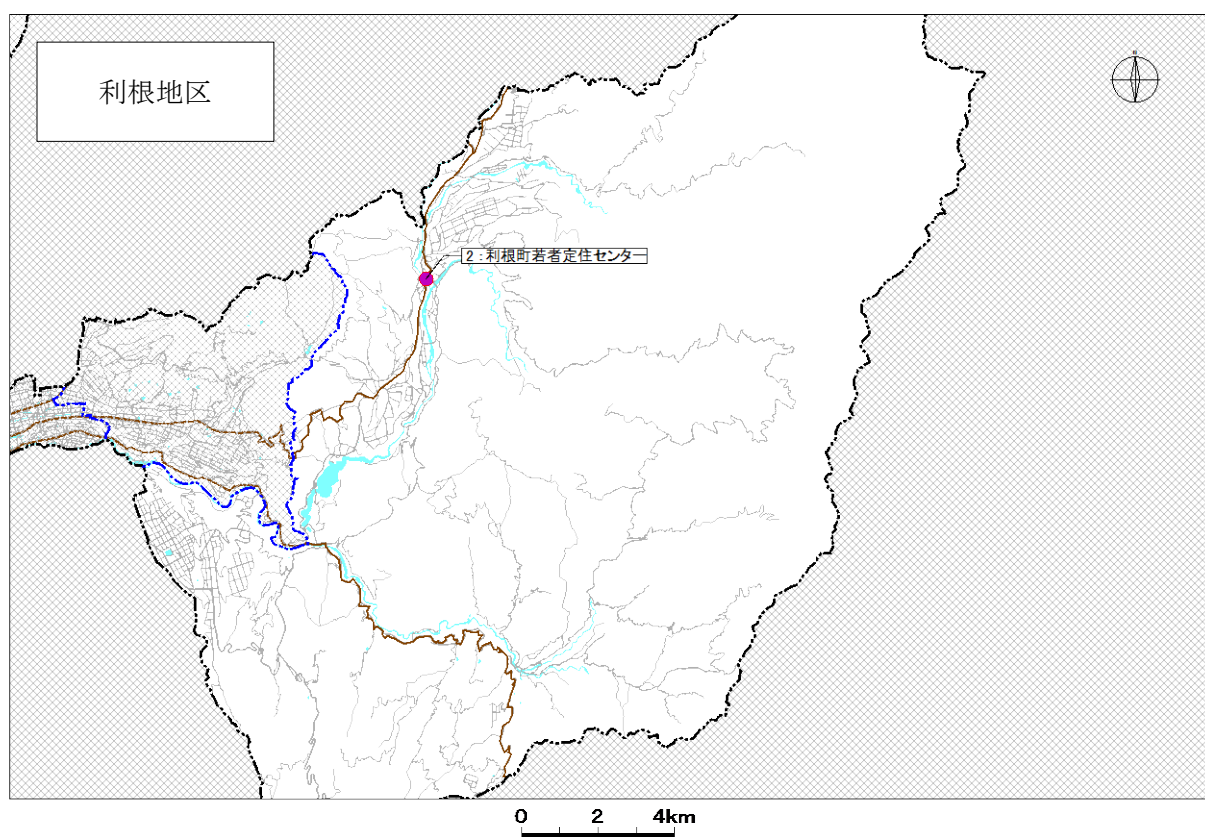
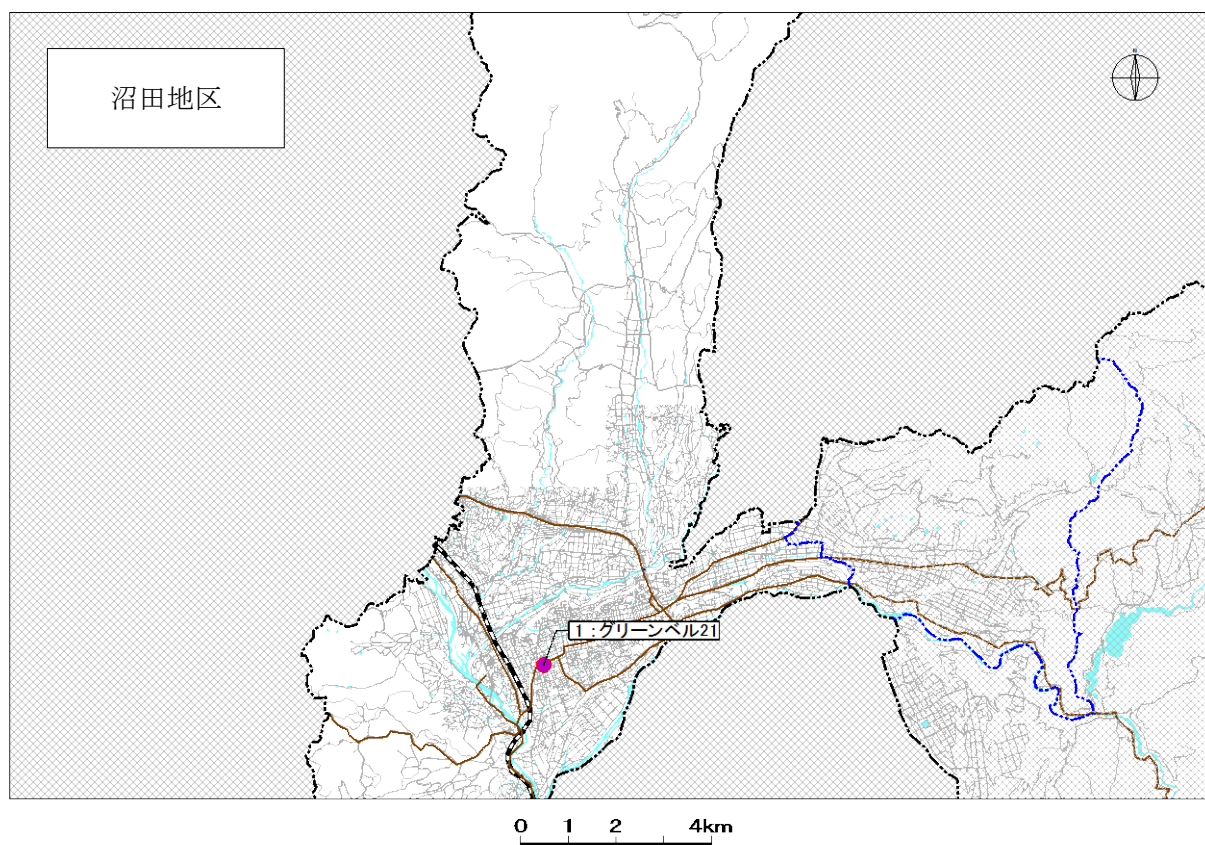
図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
52	第7分団第9部機械器具置場	利根町根利908-4	102.90	2004	11	新耐震基準	×
53	第7分団第11部機械器具置場	利根町多那2544	107.65	2000	15	新耐震基準	×
54	第7分団第5部機械器具置場	利根町老神625-1	34.15	2006	9	新耐震基準	×

※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【長寿命化・計画修繕】 ・耐震基準を満たさない施設の更新を検討する。 ・維持する施設は予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。

【その他行政系施設】



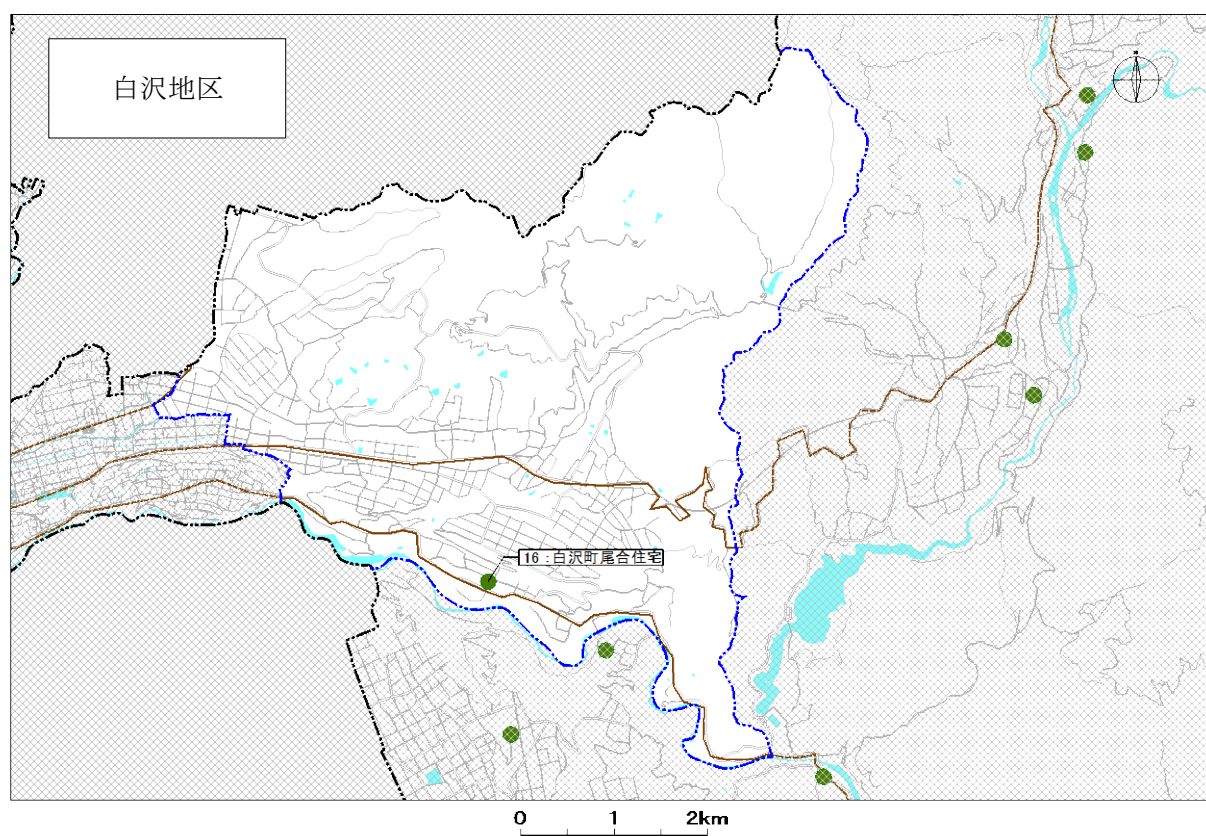
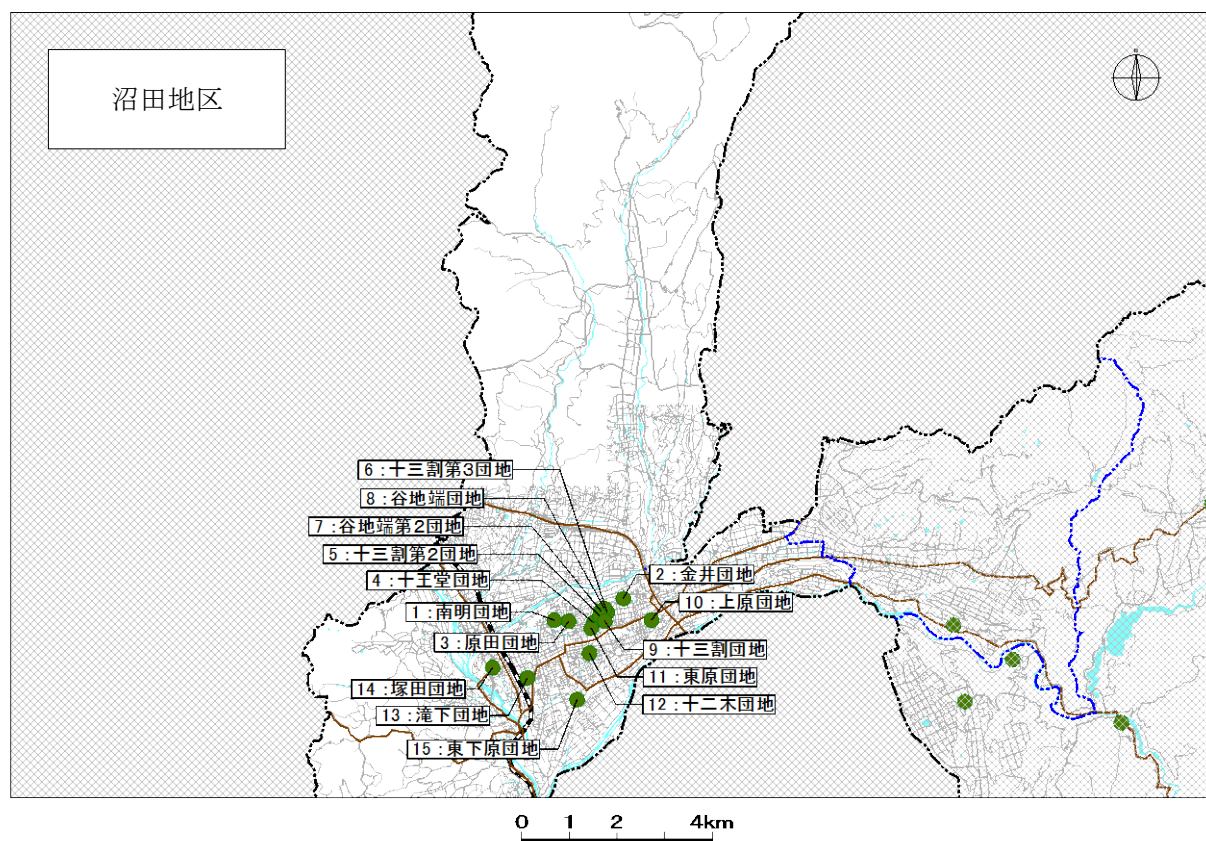
図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	グリーンベル21	下之町888	41047.65	1993	22	新耐震基準	×
2	利根町若者定住センター	利根町迫貝16-1	840.50	1993	22	新耐震基準	×

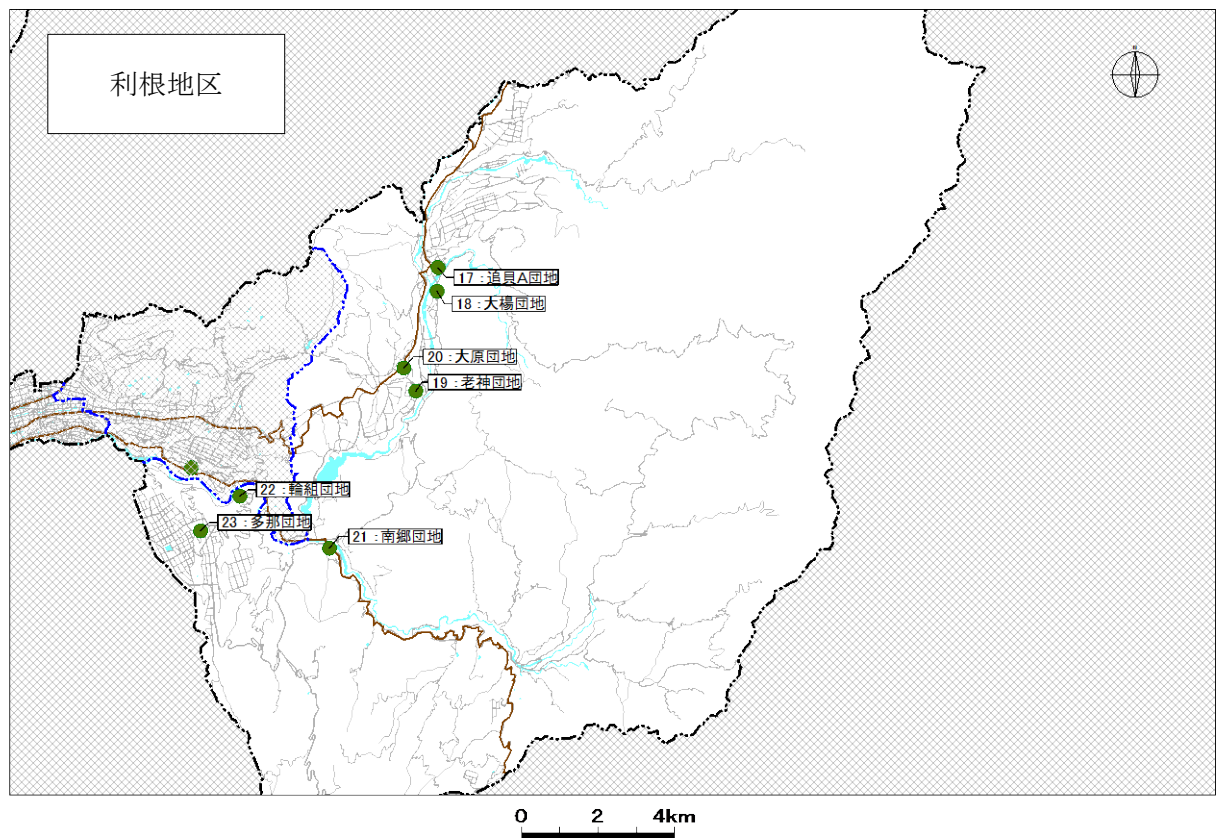
- ※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。
- ※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【複合化・多機能化】 ・市の拠点施設として、周辺の施設を集約し、1施設多機能化による行政機能の複合化を図る。 【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【複合化】 ・複合化されており、今後は利用需要を勘案した規模の適正化を図る。

⑧公営住宅

【公営住宅】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	南明団地	柳町2542	381.72	1961	54	不明	×
2	金井団地	高橋場町4916	774.22	1975	40	耐震性有	×
3	原田団地	高橋場町2168	822.18	1972	43	耐震性有	×
4	十王堂団地	高橋場町2006-2	231.36	1957	58	不明	×
5	十三割第2団地	高橋場町2014-1	510.18	1967	48	不明	×
6	十三割第3団地	高橋場町2026-4	414.80	1970	45	不明	×
7	谷地端第2団地	高橋場町2114-1	5290.73	1993	22	新耐震基準	×
8	谷地端団地	高橋場町2109-1	591.84	1960	55	不明	×
9	十三割団地	桜町1989-1	976.66	1956	59	不明	×
10	上原団地	上原町1716-36	549.48	1959	56	不明	×
11	東原団地	東原新町1902-1	257.40	1970	45	不明	×
12	十二木団地	西原新町1490-1	594.96	1954	61	不明	×
13	滝下団地	清水町4357	1022.55	1976	39	耐震性有	×
14	塚田団地	薄根町3343-4	432.12	1972	43	耐震性有	×
15	東下原団地	栄町21-1	4407.14	1978	37	耐震性有	×
16	白沢町尾合住宅	白沢町尾合636-2	44.60	—	—	不明	×
17	追貝A団地	利根町追貝338	309.68	1992	23	新耐震基準	×
18	大楊団地	利根町大楊977	309.44	1993	22	新耐震基準	×

図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
19	老神団地	利根町老神641	1240.40	1993	22	新耐震基準	×
20	大原団地	利根町大原1546-1	1300.40	1996	19	新耐震基準	×
21	南郷団地	利根町日影南郷69-1	322.22	1992	23	新耐震基準	×
22	輪組団地	利根町輪組44-2	310.96	1994	21	新耐震基準	×
23	多那団地	利根町石戸新田74	624.96	1995	20	新耐震基準	×

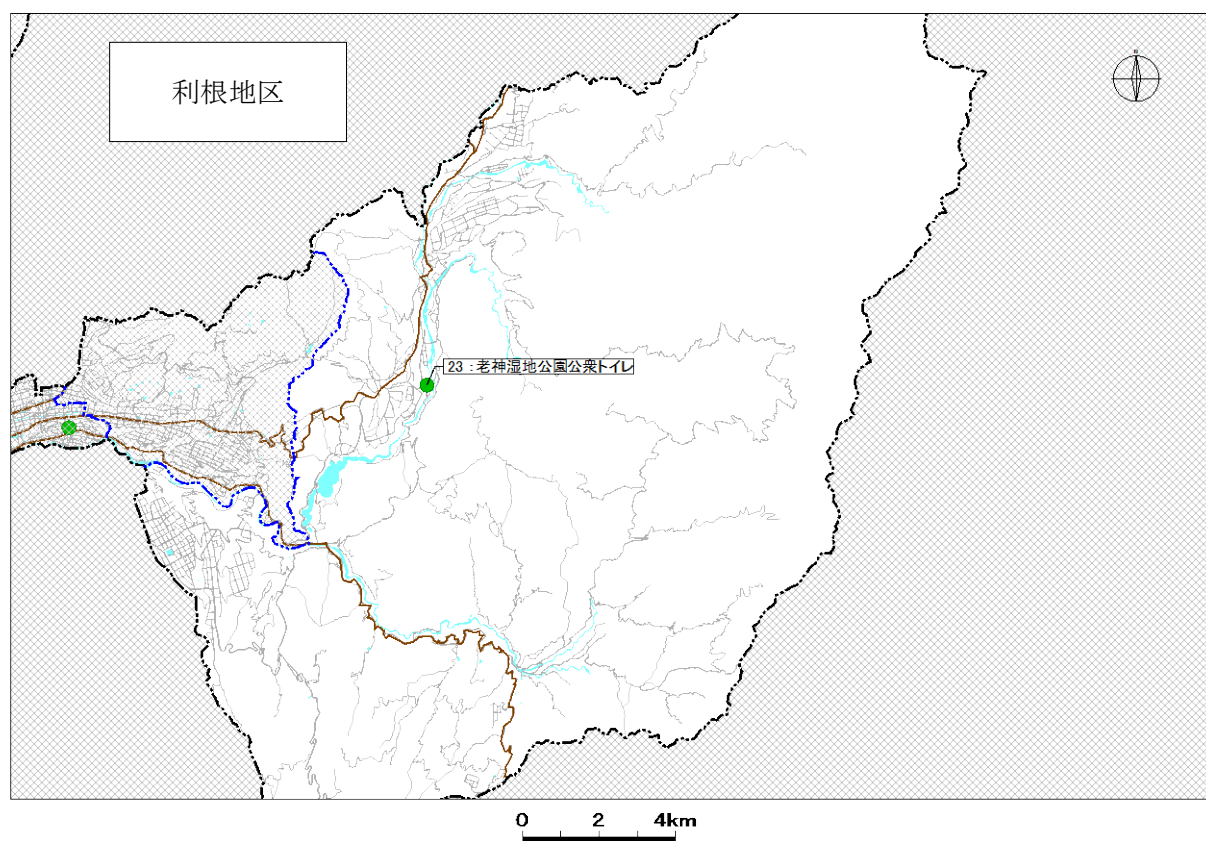
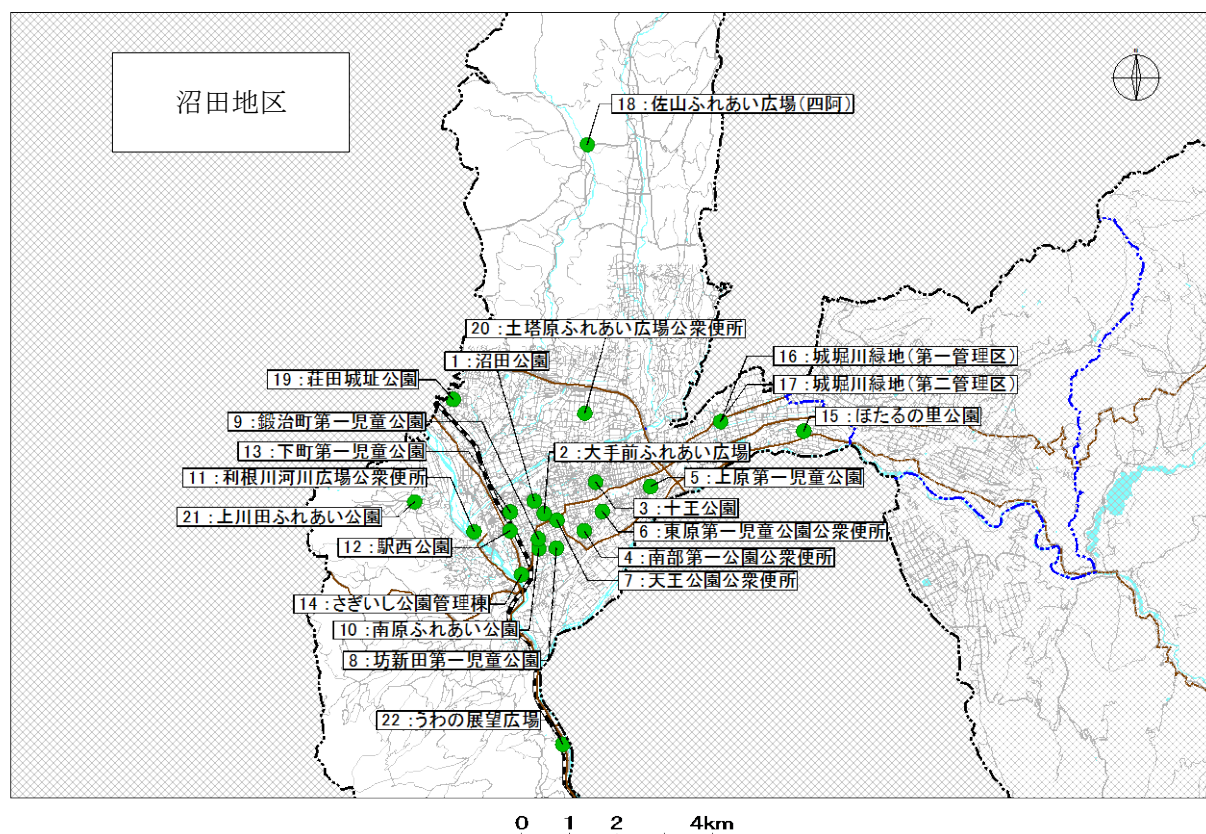
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【長寿命化・計画修繕】 ・維持する施設は、予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・空き家の有効活用、民間施設の借り上げや更新時には PFI 方式等を検討する。 【必要性の検討】 ・必要性の低い施設は廃止を検討する。

⑨公園

【公園】



図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	沼田公園	西倉内町594	899.91	1988	27	新耐震基準	×
2	大手前ふれあい広場	西倉内町799-2	35.43	2003	12	新耐震基準	×
3	十王公園	高橋場町1997	53.04	1993	22	新耐震基準	×
4	南部第一公園公衆便所	材木町1298-11	14.05	1995	20	新耐震基準	×
5	上原第一児童公園	上原町1709-2	10.96	1976	39	耐震性有	×
6	東原第一児童公園公衆便所	東原新町1477-1	3.61	1998	17	新耐震基準	×
7	天王公園公衆便所	中町1141	2.97	1988	27	新耐震基準	×
8	坊新田第一児童公園	坊新田町1060-9	9.73	1987	28	新耐震基準	×
9	鍛冶町第一児童公園	鍛冶町941-6	5.74	1991	24	新耐震基準	×
10	南原ふれあい公園	鍛冶町3913-11	20.63	2009	6	新耐震基準	×
11	利根川河川広場公衆便所	薄根町3430地先	23.78	2004	11	新耐震基準	×
12	駅西公園	薄根町4462-4	43.79	1987	28	新耐震基準	×
13	下町第一児童公園	薄根町4108-1	18.93	1979	36	耐震性有	×
14	さざいし公園管理棟	戸鹿野町313	46.50	1998	17	新耐震基準	×
15	ほたるの里公園	上久屋町1746-1	15.97	2002	13	新耐震基準	×
16	城堀川緑地（第一管理区）	横塚町1132-1地先	34.45	1994	21	新耐震基準	×
17	城堀川緑地（第二管理区）	横塚町1132-1地先	20.88	1993	22	新耐震基準	×
18	佐山ふれあい広場（四阿）	佐山町2477	7.29	2006	9	新耐震基準	×
19	荘田城址公園	井土上町387-3	49.97	1994	21	新耐震基準	×
20	土塔原ふれあい広場公衆便所	町田町1471	2.76	1994	21	新耐震基準	×
21	上川田ふれあい公園	上川田町2175	12.31	2005	10	新耐震基準	×
22	うわの展望広場	岩本町791-1	23.60	2002	13	新耐震基準	×
23	老神湿地公園公衆トイレ	利根町老神439-1	67.59	2003	12	新耐震基準	×

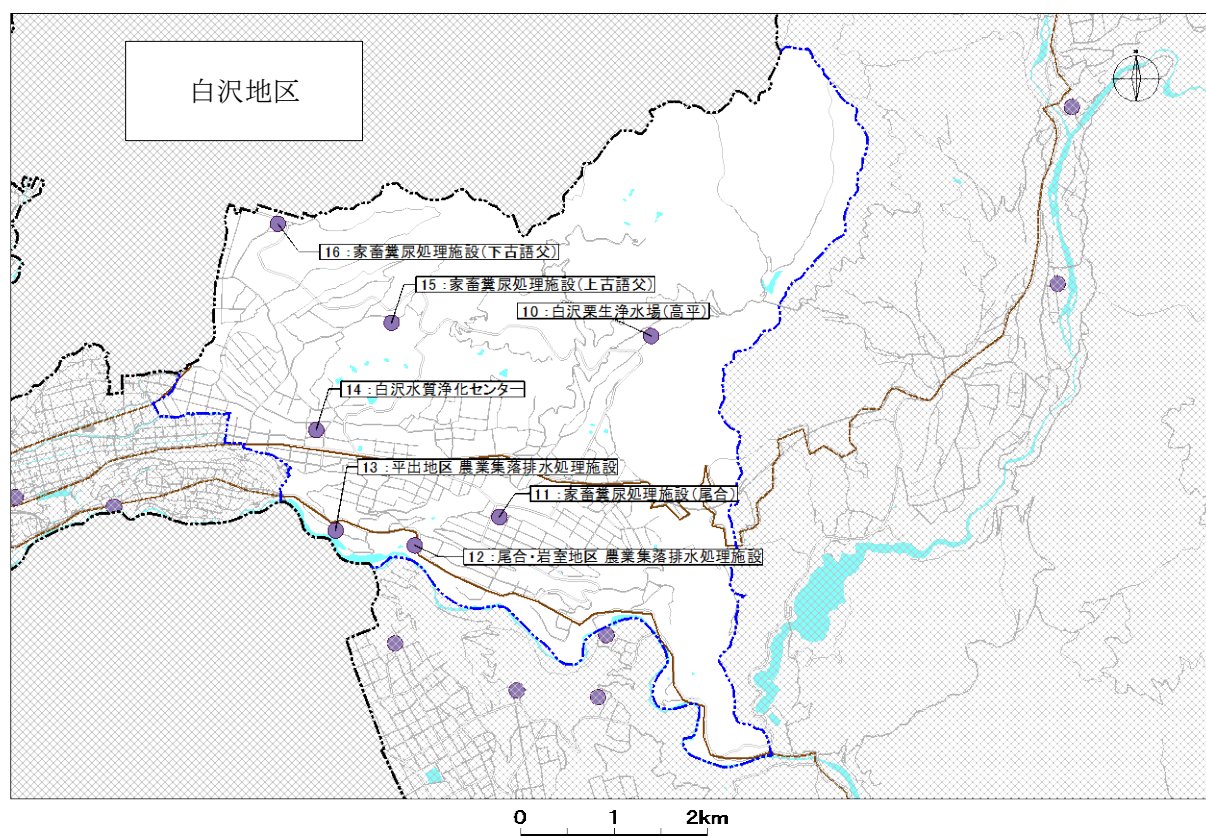
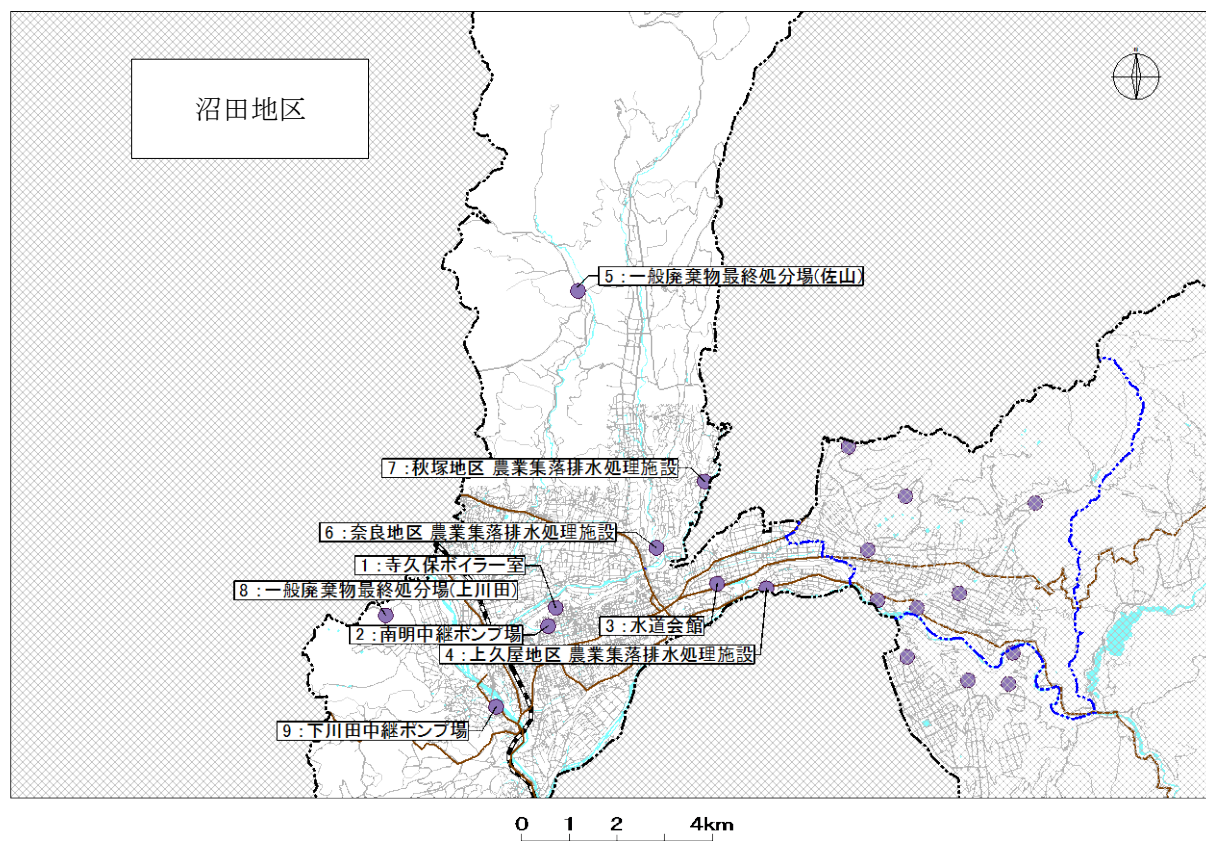
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

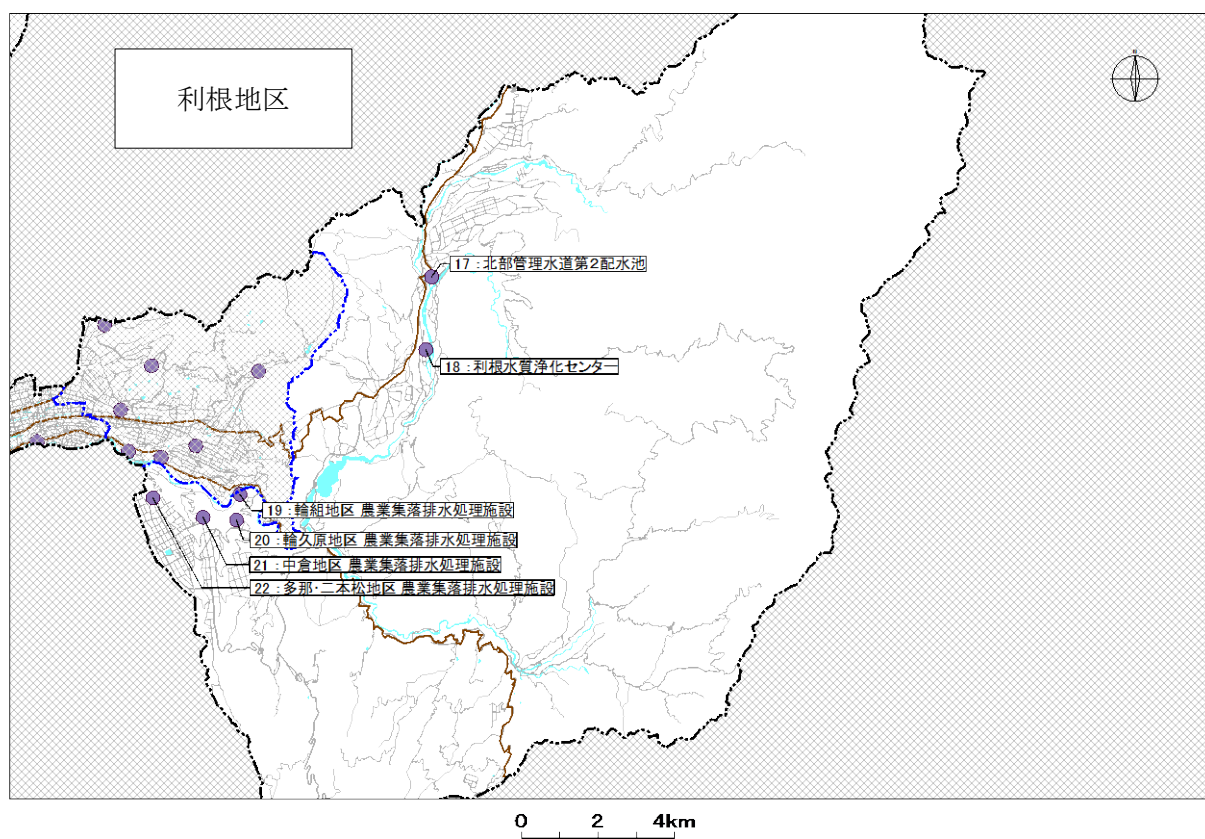
※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【長寿命化・計画修繕】 ・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。 【公民連携】 ・行政と民間がパートナーを組んだ施設運営等を検討する。

⑩供給処理施設

【供給処理施設】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	寺久保ボイラー室	柳町2485-6	319.00	—	—	不明	×
2	南明中継ポンプ場	柳町2554-4	103.92	1987	28	新耐震基準	×
3	水道会館	下久屋町915	975.00	1980	35	耐震性有	×
4	上久屋地区 農業集落排水処理施設	上久屋町2277-1	104.20	2002	13	新耐震基準	×
5	一般廃棄物最終処分場(佐山)	佐山町1998-16	82.93	1982	33	新耐震基準	×
6	奈良地区 農業集落排水処理施設	奈良町236-1	135.24	1997	18	新耐震基準	×
7	秋塚地区 農業集落排水処理施設	秋塚町448-2	44.00	1998	17	新耐震基準	×
8	一般廃棄物最終処分場(上川田)	上川田町字日影	479.54	1990	25	新耐震基準	×
9	下川田中継ポンプ場	下川田町1022-3	84.52	1986	29	新耐震基準	×
10	白沢栗生浄水場(高平)	白沢町高平2460-1	103.82	1985	30	新耐震基準	×
11	家畜糞尿処理施設(尾合)	白沢町尾合2377-1	1516.00	1993	22	新耐震基準	×
12	尾合・岩室地区 農業集落排水処理施設	白沢町尾合5-1	141.16	1996	19	新耐震基準	×
13	平出地区 農業集落排水処理施設	白沢町平出613	143.38	1993	22	新耐震基準	×
14	白沢水質浄化センター	白沢町上古語父92	1759.69	2000	15	新耐震基準	×
15	家畜糞尿処理施設(上古語父)	白沢町上古語父2296-1	1769.00	1998	17	新耐震基準	×
16	家畜糞尿処理施設(下古語父)	白沢町下古語父1151	2615.00	1996	19	新耐震基準	×
17	北部管理水道第2配水池	利根町追貝2184-1	280.00	1991	24	新耐震基準	×
18	利根水質浄化センター	利根町老神1280	954.00	2001	14	新耐震基準	×

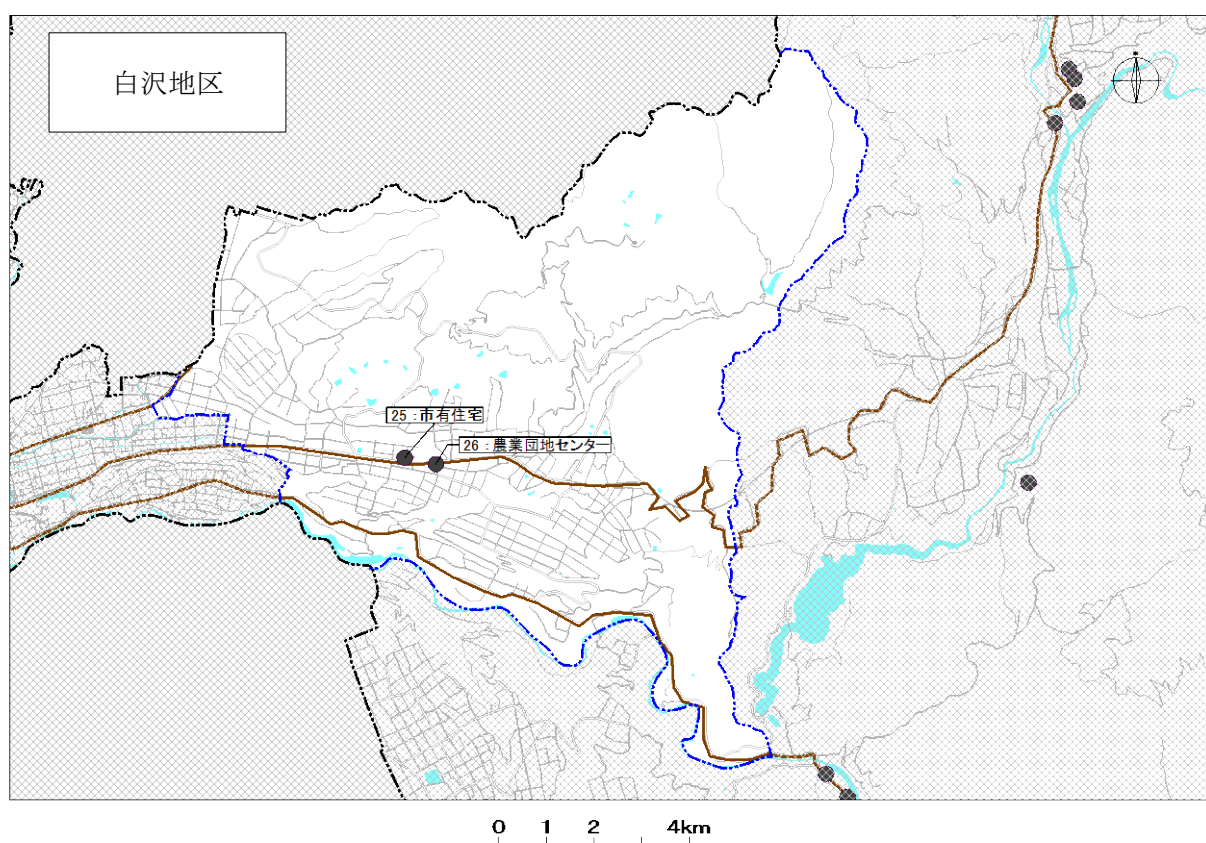
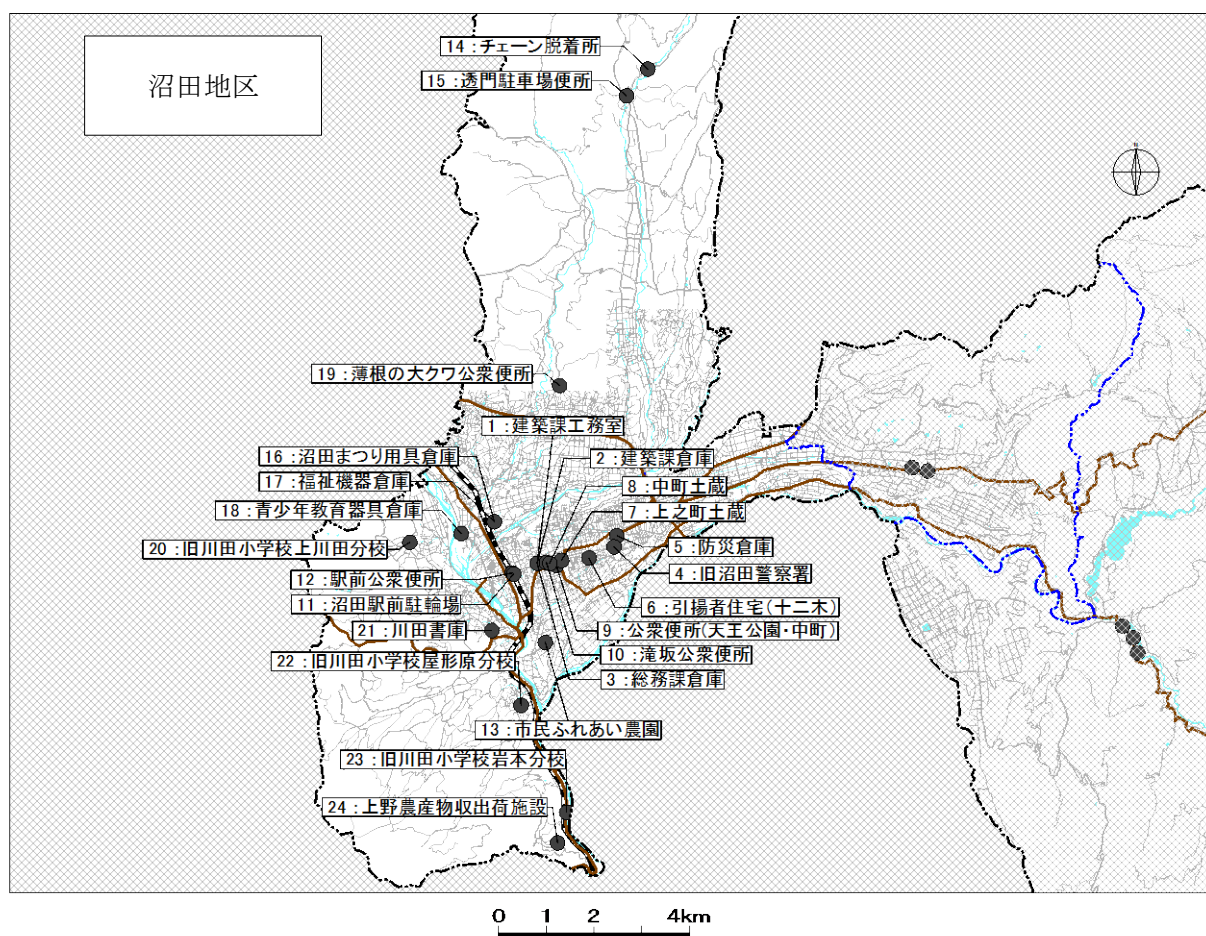
図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
19	輪組地区 農業集落排水処理施設	利根町輪組140	64.80	1998	17	新耐震基準	×
20	輪久原地区 農業集落排水処理施設	利根町輪組606	48.60	1999	16	新耐震基準	×
21	中倉地区 農業集落排水処理施設	利根町多那759-7	89.05	2001	14	新耐震基準	×
22	多那・二本松地区 農業集落排水処理施設	利根町多那2704	234.24	2009	6	新耐震基準	×

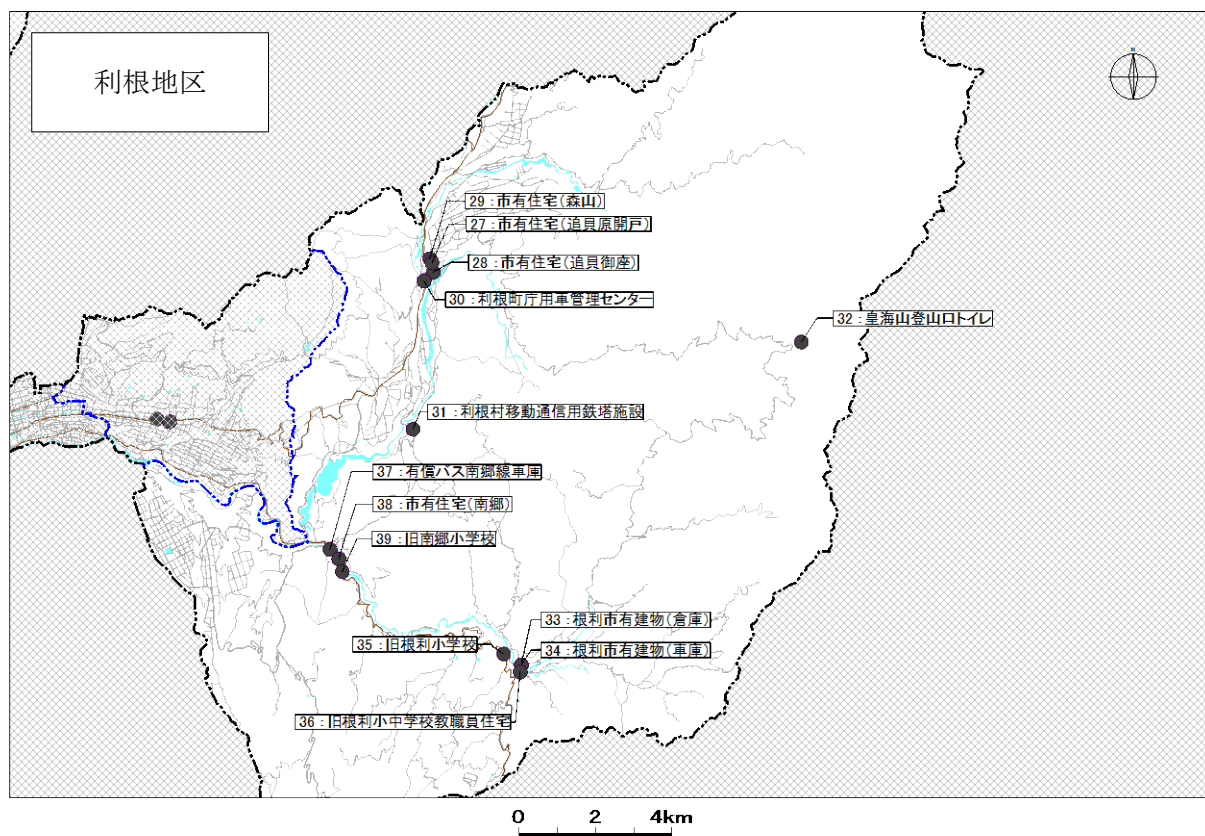
※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

基本方針（方向性）
【最適配置・規模】 ・インフラ整備計画に基づき、今後とも整備を行なうが、需要動向に応じて計画の中止や規模の縮減等を図る。 【長寿命化・計画修繕】 ・予防保全型の維持管理により長寿命化を図る。

⑪その他
【その他】





図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
1	建築課工務室	西倉内町626	154.96	—	—	不明	×
2	建築課倉庫	西倉内町629	75.69	1970	45	不明	×
3	総務課倉庫	西倉内町777-4	29.99	2008	7	新耐震基準	×
4	旧沼田警察署	上原町1801-68	365.36	—	—	不明	×
5	防災倉庫	東原新町1801-1	7.20	1997	18	新耐震基準	×
6	引揚者住宅(十二木)	西原新町1490-1	28.92	1954	61	不明	×
7	上之町土蔵	上之町183-1	83.00	—	—	不明	×
8	中町土蔵	中町866-1	139.00	—	—	不明	×
9	公衆便所(天王公園・中町)	中町1141	7.80	—	—	不明	×
10	滝坂公衆便所	下之町935	7.42	1963	52	不明	×
11	沼田駅前駐輪場	清水町3153-22	164.67	2006	9	新耐震基準	×
12	駅前公衆便所	清水町3155-2	19.76	1987	28	新耐震基準	×
13	市民ふれあい農園	戸鹿野町599-1	39.00	—	—	不明	×
14	チェーン脱着所	上発知町35-5	37.18	1999	16	新耐震基準	×
15	透門駐車場便所	上発知町514	6.40	1954	61	不明	×
16	沼田まつり用具倉庫	白岩町198-3	79.49	1993	22	新耐震基準	×
17	福祉機器倉庫	白岩町211-1	31.97	1985	30	新耐震基準	×
18	青少年教育器具倉庫	碓田町626	10.00	1984	31	新耐震基準	×
19	薄根の大クワ公衆便所	石墨町1777	13.73	2004	11	新耐震基準	×
20	旧川田小学校上川田分校	上川田町2216-1	373.05	—	—	不明	×

図面 番号	施設名	所在地	施設総延 床面積 (㎡)	建築年度	築年数	耐震化状況 ※1	避難所指定 ※2
21	川田書庫	下川田町甲798	127.67	1987	28	新耐震基準	×
22	旧川田小学校屋形原分校	屋形原町1216-3	544.62	—	—	不明	×
23	旧川田小学校岩本分校	岩本町428-5	286.78	—	—	不明	×
24	上野農産物収出荷施設	岩本町771-3	48.60	2001	14	新耐震基準	×
25	市有住宅	白沢町高平25-3	59.94	—	—	不明	×
26	農業団地センター	白沢町高平153-1	384.20	1984	31	新耐震基準	×
27	市有住宅（追貝原開戸）	利根町追貝140	96.05	1991	24	新耐震基準	×
28	市有住宅（追貝御座）	利根町追貝373	102.66	1964	51	不明	×
29	市有住宅（森山）	利根町追貝826-1	65.18	1964	51	不明	×
30	利根町庁用車管理センター	利根町高戸谷161-1	198.75	1995	20	新耐震基準	×
31	利根村移動通信用鉄塔施設	利根町穴原781番地丙	76.14	1995	20	新耐震基準	×
32	皇海山登山口トイレ	利根町根利字根利山国有 林95林班	11.59	2000	15	新耐震基準	×
33	根利市有建物（倉庫）	利根町根利439	49.58	—	—	不明	×
34	根利市有建物（車庫）	利根町根利439	143.00	—	—	不明	×
35	旧根利小学校	利根町根利769-2	1266.00	1986	29	新耐震基準	×
36	旧根利小中学校教職員住宅	利根町根利853-1, -2	189.54	1983	32	新耐震基準	×
37	有償バス南郷線車庫	利根町日影南郷90-3	40.50	1986	29	新耐震基準	×
38	市有住宅（南郷）	利根町日影南郷120-1	167.26	1998	17	新耐震基準	×
39	旧南郷小学校	利根町日影南郷335-1	1063.00	1984	31	新耐震基準	×

※1) **新耐震基準**：新耐震基準で建築された建物。**改修済み**：旧耐震基準の建物であるが、耐震改修により新耐震基準に準拠済みの建物。**耐震性有**：旧耐震基準の建物であるが、新耐震基準を満たす建物。**要改修**：旧耐震基準の建物であり、新耐震基準に準拠するためには耐震改修が必要な建物。**不明**：旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行っていない建物。

※2) ○：災害時の避難所に指定されている施設。 ×：災害時の避難所に指定されていない施設。
避難所とは、被災者が一定期間滞在できる「指定避難」と避難行動要支援者など一般の避難所では生活に支障をきたす人向けの「福祉避難所」のことを指す。

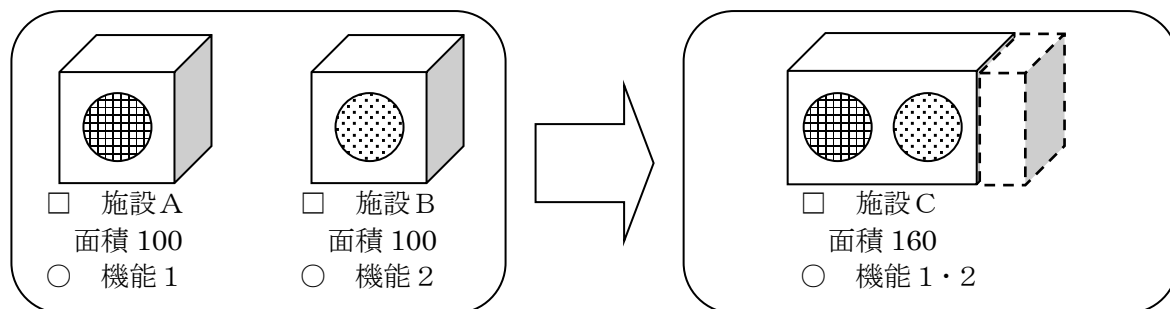
基本方針（方向性）
・施設ごとに「再編等に向けた考え方」に基づき方向性を検討する。

(2) 再編等に向けた考え方（公共施設）

① 複合化

- 既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備します。また、公共施設と民間事業者の持つ施設を統合することもあります。

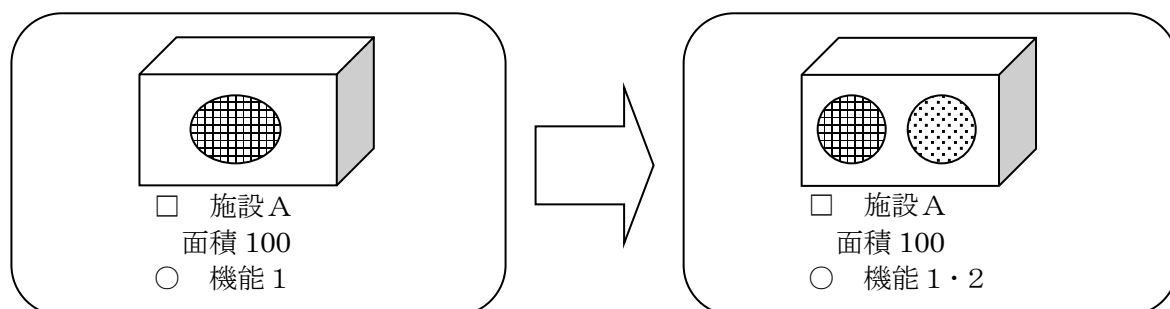
【イメージ図】



② 多機能化

- 従来の機能以外の機能を加え、より多くの機能を有した施設とします。

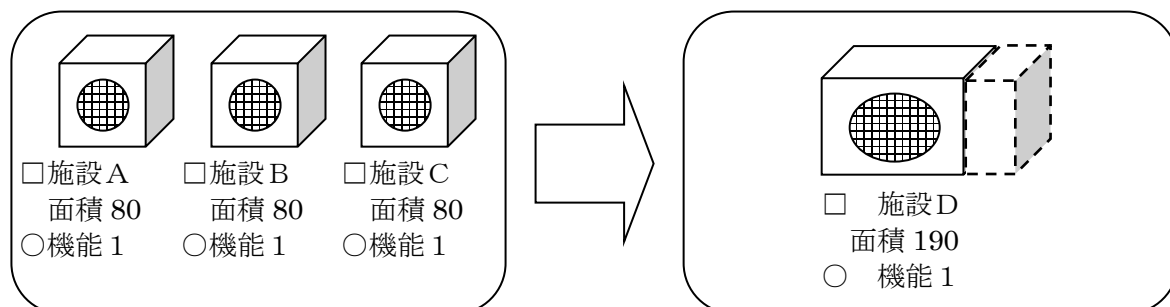
【イメージ図】



③ 集約化・類似機能の統合

- 同一機能・機能が似通っている複数施設を、より少ない施設規模や数にまとめます。

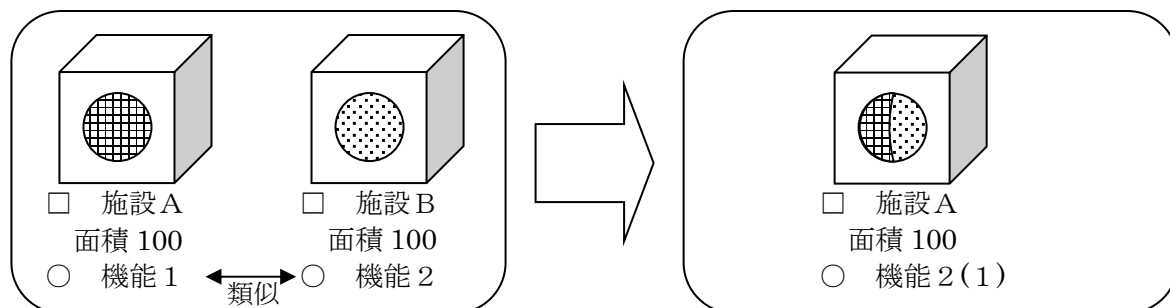
【イメージ図】



④ 統廃合

- ・ 実態が類似している複数の機能を併せ、施設を廃止、合併、統合します。

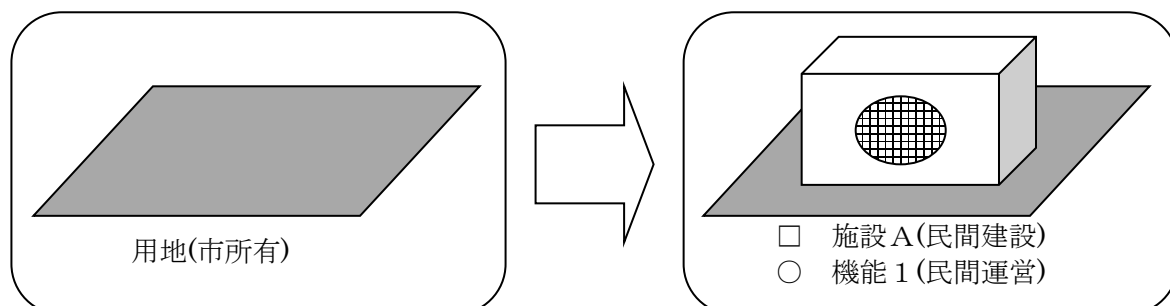
【イメージ図】



⑤ 公民連携 (PPP: Public Private Partnership)

- ・ PFI 方式、指定管理者制度、包括管理委託など、行政と民間がパートナーを組んで、施設建設や事業運営等を実施します。

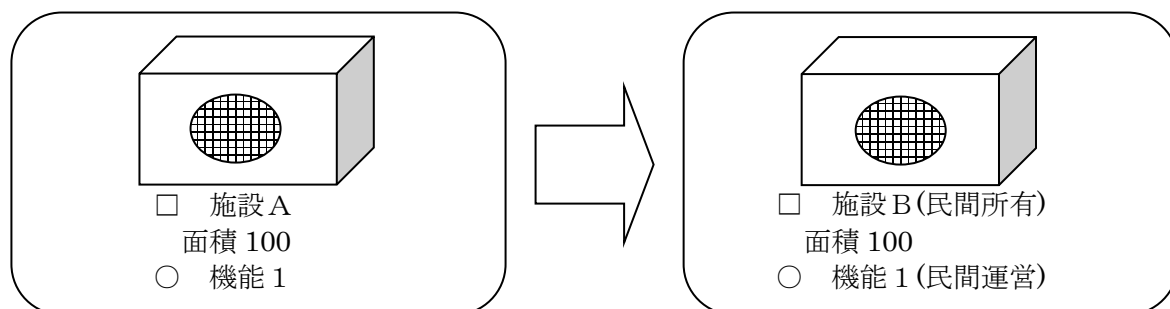
【イメージ図】



⑥ 民営化

- ・ 従来行政が行っていた事業を、全面的に民間資本によって実施します。

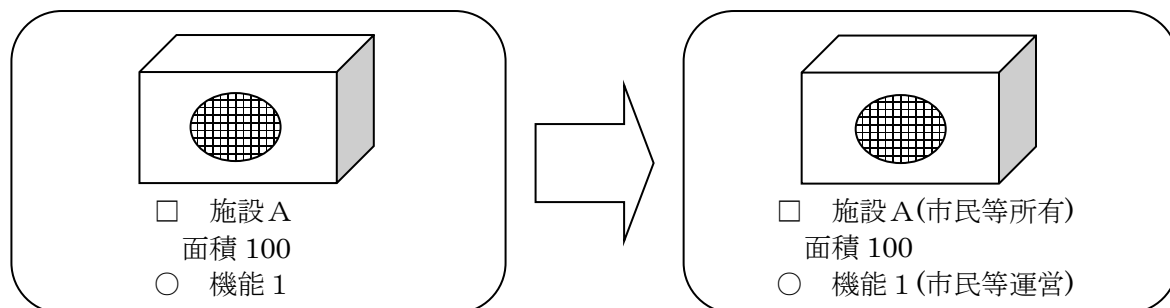
【イメージ図】



⑦ 譲渡

- ・ 施設を市民等に譲渡し、市民等による管理運営を行います。

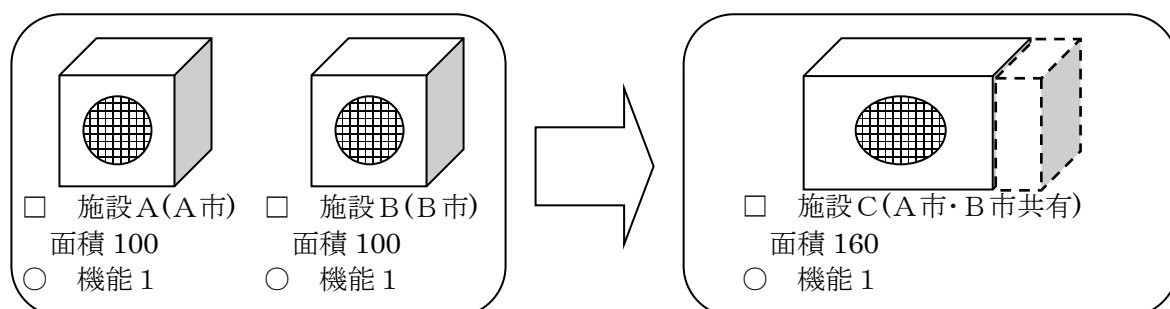
【イメージ図】



⑧ 広域連携

- ・ 施設を周辺自治体で共同所有もしくは役割分担を行うことで負担を軽減します。

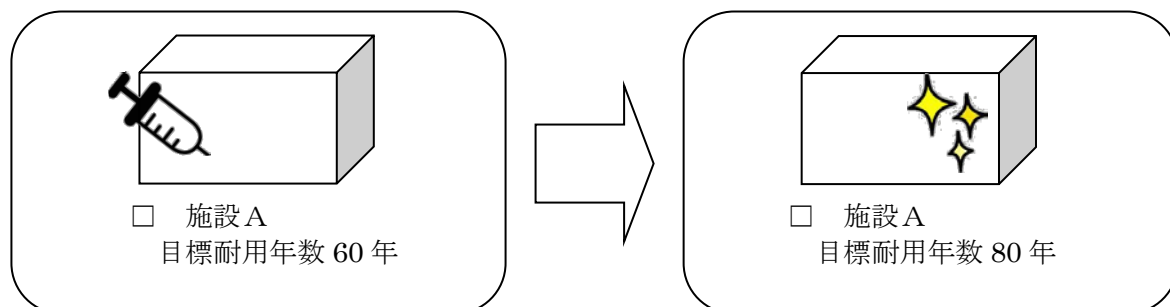
【イメージ図】



⑨ 長寿命化

- ・ 既存の建物の耐久性を高め、劣化の進行を遅らせ、より長く施設を使用します。

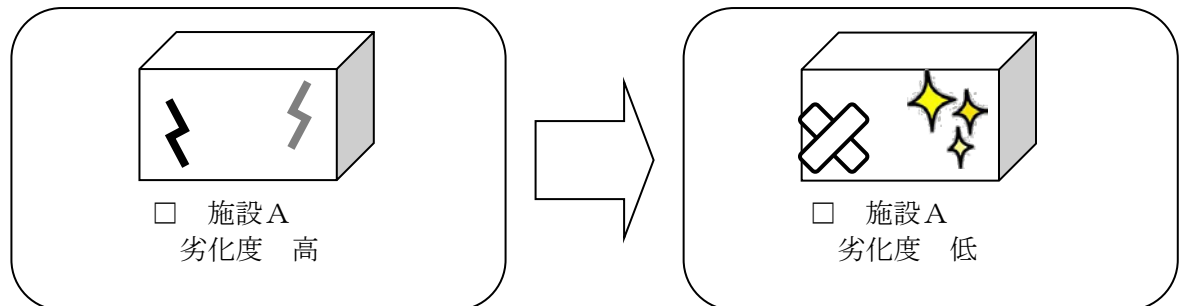
【イメージ図】



⑩ 計画修繕

- ・ 部材・設備の劣化部の修理や取替えを、周期を決めて計画的に行い、性能・機能を回復させます。

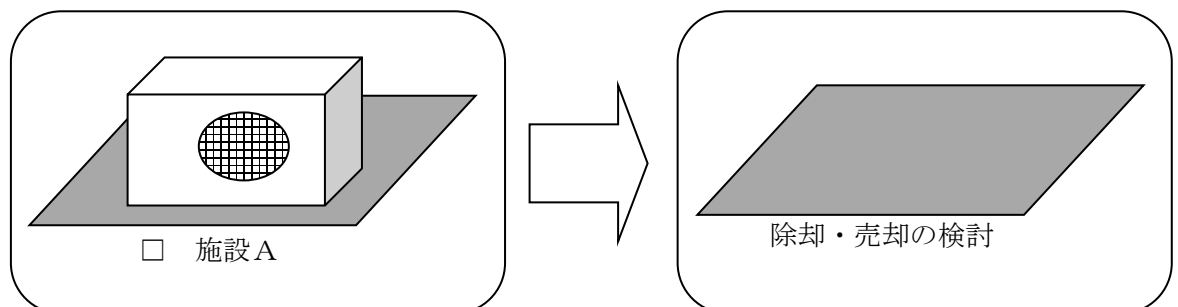
【イメージ図】



⑪ 必要性の検討

- ・ 必要性の低いサービス、目的を達成した施設については、廃止も視野に必要性を検討します。

【イメージ図】



4.2 インフラ

インフラについては、施設類型ごとに個別計画を定め、整備を推進しています。本計画の策定後は個別計画の見直し時期を捉え、本計画との整合を図ります。

また、長期的かつ全庁的な視点から、ニーズの変化により不要となる資産がないかを継続的に確認して総量の最適化を目指すことに加え、公民連携（PPP）の考え方にに基づき民間のノウハウや資金の活用も積極的に検討します。

インフラは、市民生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要なインフラの機能を安全かつ持続的に維持していくことが求められます。財政的制約が強まる中、維持管理作業や調査・点検作業などの合理化を進めるとともに、新設や更新の際には設計段階から維持管理・調査・点検作業に適した設計となっているかを検証し、ライフサイクルコストの削減を目指します。

また、これまでの「事後保全」の考え方から「予防保全」の考え方へとシフトし、更新等に係る予算の平準化を図ります。

（１）道路

「道路整備基本計画」や「舗装長寿命化修繕計画」等に基づき整備を進めます。

維持管理作業や調査・点検作業などの合理化を進めます。また各計画の見直し時期においては、利用需要の変化に応じて計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討します。

打ちかえ工事（オーバー・レイ）については、経年管理から状態管理の考え方へとシフトし、点検等に基づいて計画的に更新を行い、費用の削減を目指します。

（２）橋りょう

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき管理を行います。計画の見直し時期においては、利用頻度が極端に低い橋りょうや維持管理が極めて困難な橋りょう、更新に投下する費用に見合う便益が見込めない橋りょうなどについては、廃止・撤去も併せて検討します。

また、「橋梁長寿命化修繕計画」の対象は主に橋長 15m以上の橋りょうとしているため、対象外の橋りょうがないか点検し、ある場合は計画的な維持管理ができる仕組みを検討します。

（３）トンネル

「トンネル長寿命化修繕計画」等を策定し、計画的な維持管理を実施することで維持管理コストの削減に努めます。

（４）上水道

「水道ビジョン」や「長寿命化計画」等に基づき、公営企業として効率的な経営を目指すとともに、減災等への対応にも努めます。

(5) 下水道

諸計画に基づき上水道事業との統合などの経営の合理化を検討します。

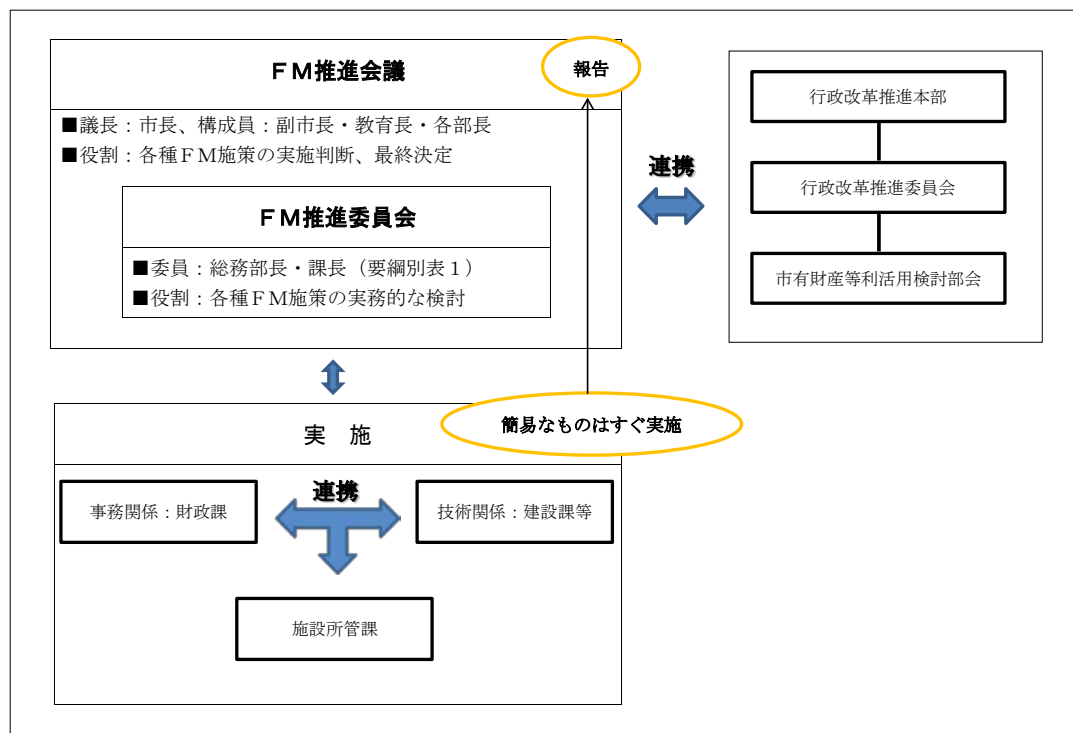
また、他団体における上水道事業との一体経営による合理化やPFI法に基づくコンセッション方式を活用した取り組みなどを参考にしつつ、継続的に管理向上を目指します。

第5章 公共施設マネジメントの推進体制

5.1 全庁的な取組体制の構築

公共施設等の管理に関して、全庁横断的な検討・判断を実施するために、ファシリティマネジメント推進会議（以下「FM推進会議」という）を設置し、施設を効率的に維持管理するための公共施設マネジメントの推進体制を整備します。

図 5.1.1 公共施設マネジメントの推進体制



5.2 情報管理

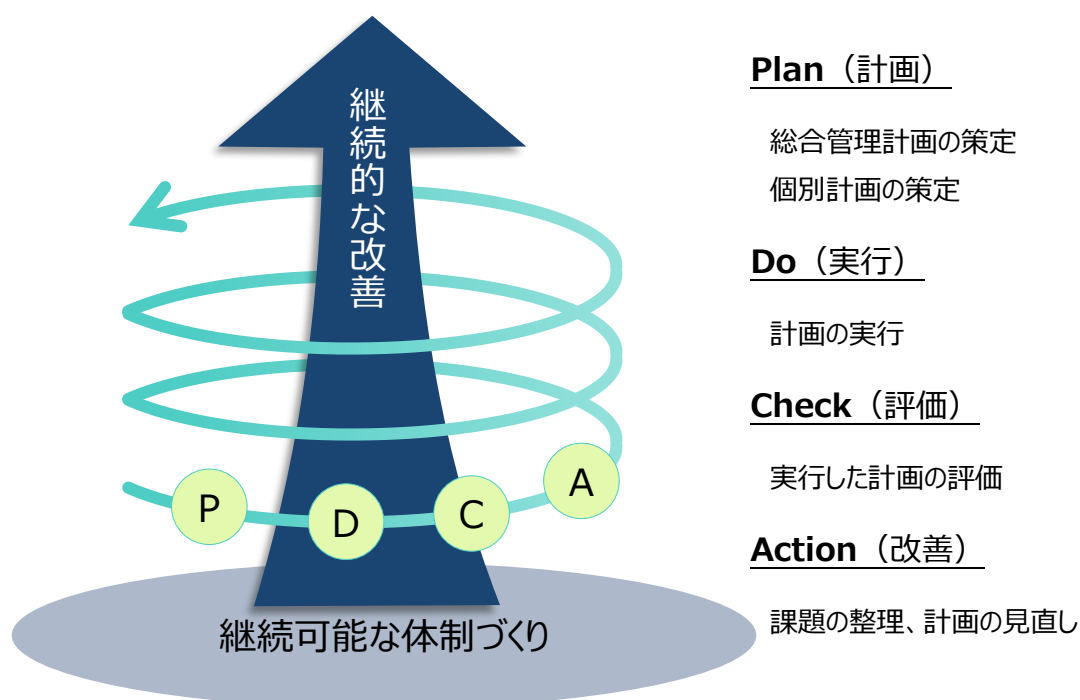
情報管理体制を見直し、各所管課に点在する施設のデータの一元化を目指します。また公会計における補助簿として整備が進む固定資産台帳の活用を検討します。

5.3 情報共有

総合管理計画の進捗状況等についての評価結果並びに評価に基づく（仮）アクションプランの策定、変更及び対策活動については、議会に報告するとともに、市民へは説明会若しくはホームページなどで情報を公開し、市民と行政が、公共施設等に関する情報と問題意識を共有しながら計画を推進できるよう取り組みます。また、市民からの様々な意見を収集する窓口や、それを整理して公共施設等のマネジメントに生かす仕組みについても検討を行います。

5.4 フォローアップの実施方針

全庁横断的な視点で意思決定するしくみを構築しても、検討や判断の材料となる適切な情報が提供されなければ、効果的な方策につなげることはできません。また、更新問題への対応は、今後 10 年、20 年と長期にわたる取り組みになるため、客観的に取り組み状況を検証し、所管部局に対し、必要な行動を促す仕組みを構築することにより、PDCA のマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行います。さらに、取り組みの進捗状況を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて目標や方針の見直しを実施します。



参考 公共施設の統廃合による財政的効果の検証（シミュレーション）

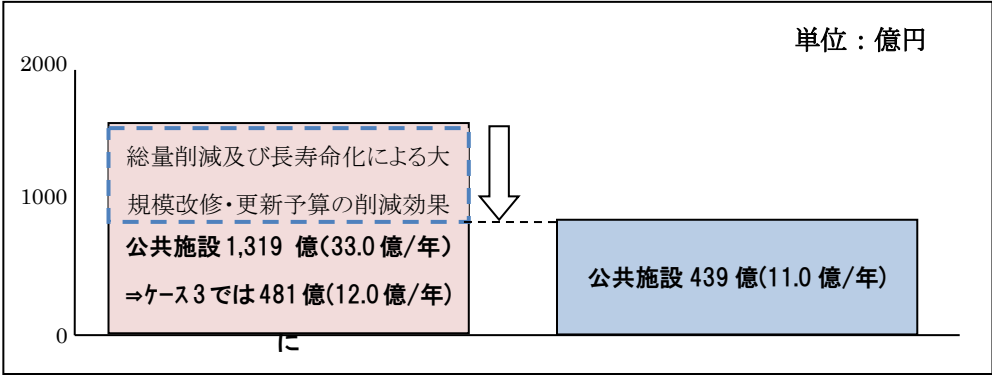
公共施設の統廃合による更新費用の資金ギャップ解消に対する効果を検証するため、いくつかの条件を設定し、40年間の更新費用（大規模改修及び更新費用）を推計し比較しました。

その結果、公共施設の面積を削減することで大きな効果が得られるとの結果となりました。

公共施設の統廃合による財政的効果の検証（シミュレーション）をいくつかの条件で行った結果、耐用年数60年からさらに20年間延長して80年間使用し、更新の際に延床面積を現状から約37%縮減した場合、長寿命化による費用増加を織り込んでも、40年間の更新費用は総額で約481億円、1年当たり約12億円にまで縮減できるとの結果となりました。

この結果は、総面積の減少による維持補修費の縮減効果も考慮すると、現状の予算である1年当たり約11億円とほぼ同水準にまで抑制することができることを示しています。

■公共施設の総量削減効果による資金ギャップの解消イメージ



(1) 推計結果

40年間の推計シミュレーションの結果によれば、施設の延床面積を33.5%～37.1%縮減し、かつ長寿命化を図るケースでは、向こう40年間の公共施設整備資金は481億円～517億円、1年当たりに換算すると12.0億円～12.9億円/年となり、直近5年間の整備資金の実績値（11.0億円）の1.1倍～1.2倍まで縮減できるとわかりました。

■推計結果

	延床面積			通常更新※2での推計額(40年間)			長寿命化※3した場合の推計値(40年間)		
	総延床面積	削減面積 (対全量更新)	削減率 (対全量更新)	総更新費用 (40年間)	更新費用 (年平均値)	直近5年間の 年平均値 11.0億円/年 との差	総更新費用	更新費用 年平均値	直近5年間の 年平均値 11.0億円/年 との差
全量更新※1	289,014.60㎡	—	—	1,319億円	33.0億円/年	3.0倍	889億円	22.2億円/年	2.0倍
ケース1	239,621.06㎡	▲ 49,393.54㎡	▲17.1%	1,029億円	25.7億円/年	2.3倍	697億円	17.4億円/年	1.6倍
ケース2	192,083.28㎡	▲ 96,931.32㎡	▲33.5%	765億円	19.1億円/年	1.7倍	517億円	12.9億円/年	1.2倍
ケース3	181,916.43㎡	▲ 107,098.17㎡	▲37.1%	710億円	17.7億円/年	1.6倍	481億円	12.0億円/年	1.1倍

※1) 既に廃止が決まっている施設は対象外としました。

※2) 大規模改修周期：30年、更新周期：60年

※3) 大規模改修周期：40年、更新周期：80年

(2) 推計条件等

公共施設の統廃合等による更新費用の削減効果を検証するため、いくつかの条件を設定し、40年間の更新費用を推計しました。

施設の長寿命化については、更新周期を80年¹⁰、大規模改修の周期を40年（築40年に大規模改修を行う）と仮定し推計しました。

また、大規模改修費用の考え方としては、築30年で大規模改修を行い、築60年で更新するケースでは、大規模改修費用は更新費用の6割としていましたが、長寿命化を図る本ケースの場合、築40年で大規模改修を行うため、10年間で必要となる改修費用を更新費用の2割と考え、大規模改修費用を更新費用の8割に設定しました。

その他、統廃合で残す施設（機能）は大規模改修を行い、縮減の対象となる施設は、施設の更新を待たずに他施設への集約や廃止等が考えられるため、大規模改修は行わないものとししました。

■長寿命化の周期

大規模改修周期	更新周期	備 考
40 年	80 年 ²	築 40 年で大規模改修を行う

■ケース別統廃合の条件

	①	②	③	④	⑤
施設区分	【公共的サービス】 ・本市の行政に関する業務全般を担う施設 ・学校教育法による設置義務のある施設 ・法律で設置が義務付けられていないが、公衆衛生の確保から市が行うこととされている業務を担う施設	【公共的・選択的サービス】 ・市が義務的に設置するものではないが、民間によるサービス実績も明確でない施設	【市場的サービス】 ・民間によるサービス提供の実績が十分にある施設	【地元への譲渡を検討する施設】	【既に廃止や縮減が決定している施設】
対象施設 類型	学校、庁舎等、消防施設、公営住宅、供給処理施設	集会施設(※1)、文化施設、図書館、博物館等、その他教育施設、保健施設、その他行政系施設、公園	スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設、幼稚園・保育園、児童施設、高齢福祉施設、障害福祉施設、その他社会福祉施設、その他	集会施設(※2)	○市役所(本庁舎、北庁舎) ・3年後に除却
ケース1	全量更新	延床面積を30%縮減して更新	延床面積を50%縮減して更新	更新しない(※3)	除却
ケース2	延床面積を30%縮減して更新	延床面積を50%縮減して更新	延床面積を50%縮減して更新	更新しない(※3)	除却
ケース3	延床面積を30%縮減して更新	延床面積を50%縮減して更新	延床面積を70%縮減して更新	更新しない(※3)	除却

(※1)集会施設のうち、地元密着型の集会施設を除く

(※2)集会施設のうち、地元密着型の集会施設が対象

(※3)施設は除却を想定しているため、大規模改修も行わない。

¹⁰ 更新周期を80年とした根拠としては、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（平成27年4月）文部科学省」の長寿命化に関する基本的な考え方の中で、「適切な管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である。」とされていることから、施設の更新周期を80年と設定した。

■統廃合による総量削減

条件	統廃合のイメージ
延床面積を30%削減	3施設を2施設に統廃合する
延床面積を50%削減	2施設を1施設に統廃合する
延床面積を70%削減	3施設を1施設に統廃合する

■大規模改修の条件

1) 費用の条件

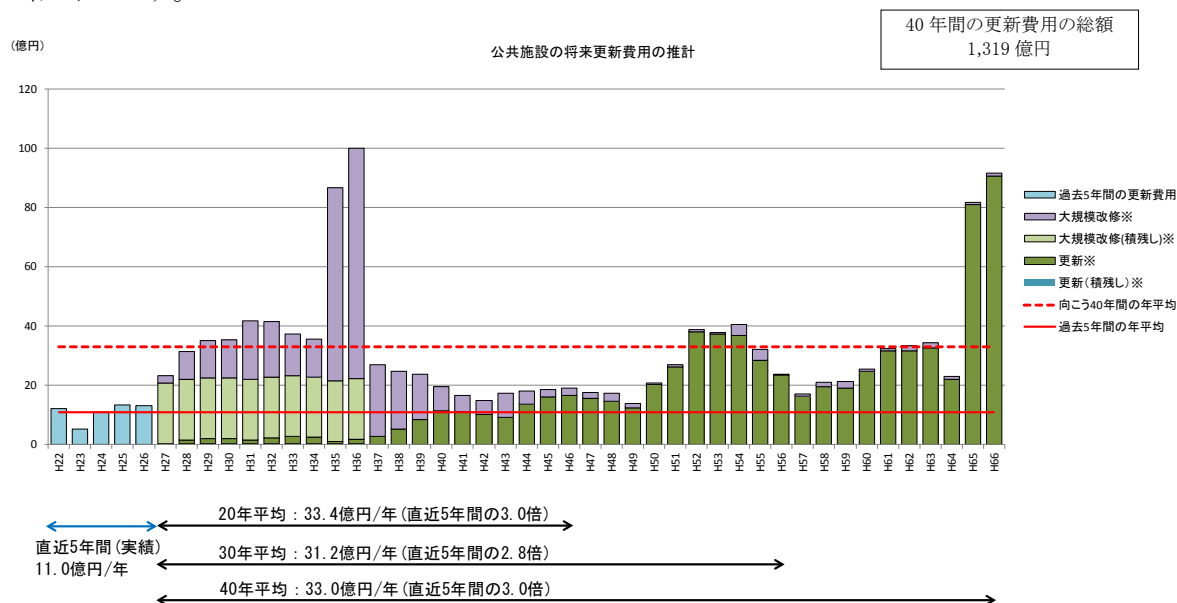
費用の条件	考え方
更新費用の8割とします。	築30年で大規模改修、築60年で更新するケースでは、大規模改修の費用は、更新費用の6割としていますが、築40年で大規模改修を行うケースでは、10年分の費用を更新費用の2割として推計しました。

2) その他の条件

その他の条件	備 考
削減対象となる施設は大規模改修を行わない	グリーンベル21（商業施設）は延床面積を24,216㎡として推計

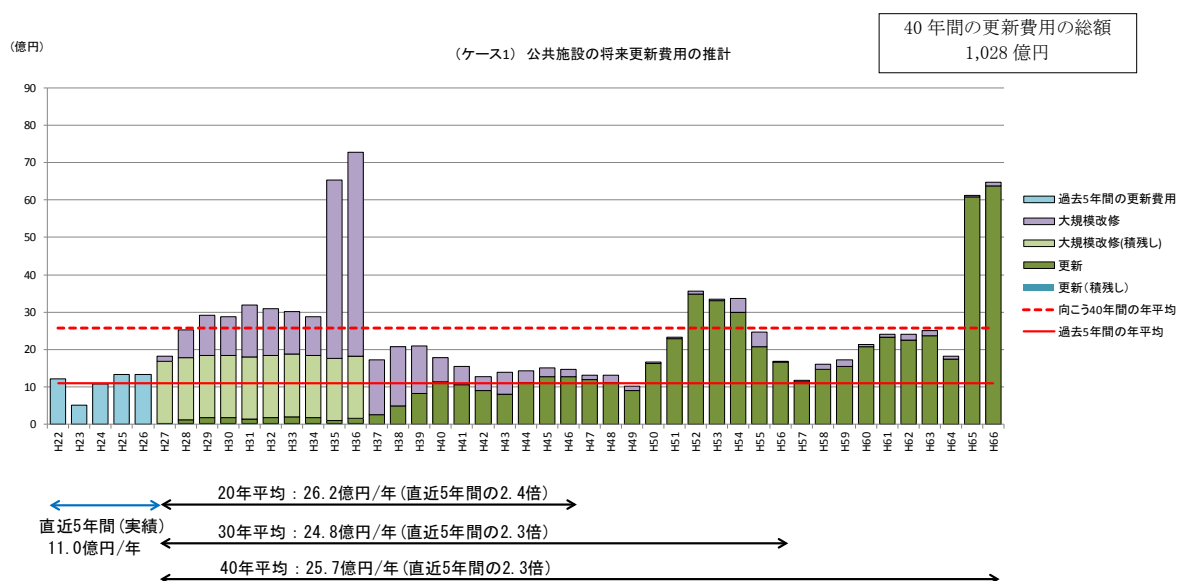
＜全量更新＞

現在保有する公共施設を全て更新する場合の40年間の更新費用は約1,319億円（33.0億円/年）と推計されます。この額は直近5年間の年平均値である11.0億円（実績値）の3.0倍に相当します。



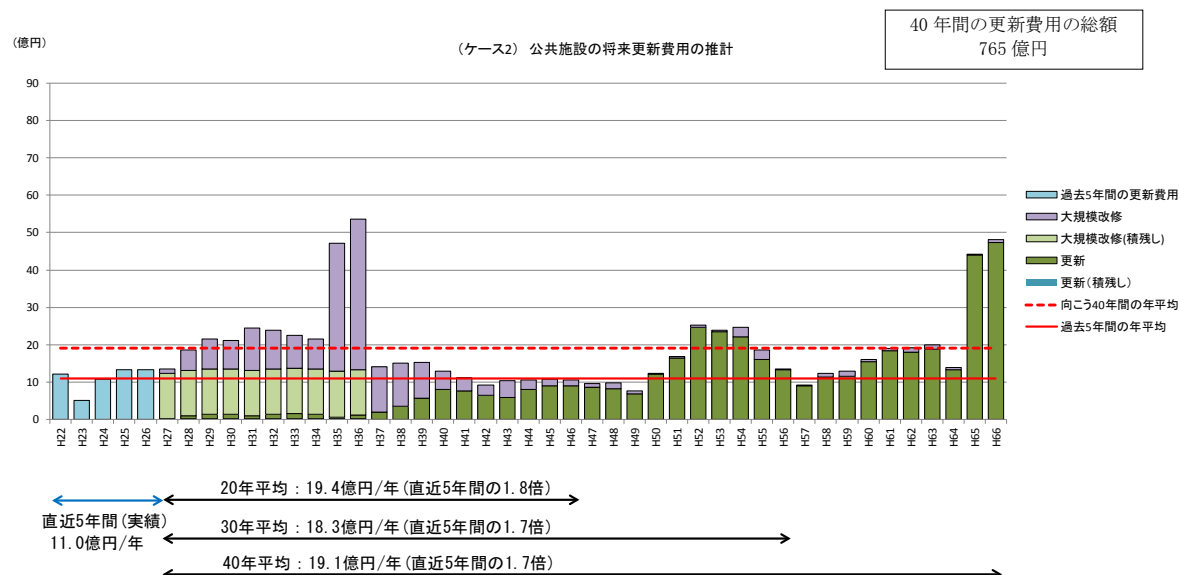
＜ケース1(通常更新)＞

このケースの場合の40年間の更新費用は1,028億円であり、1年当たり25.7億円の経費が必要となります。この金額は直近5年間の年平均値（11.0億円）の2.3倍に相当します。



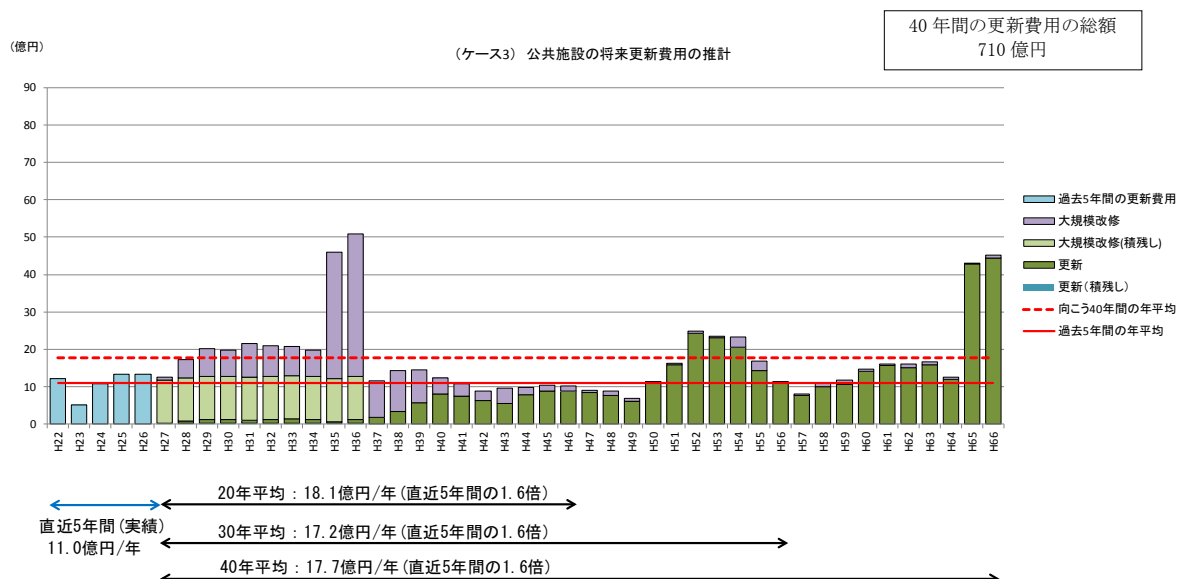
＜ケース2(通常更新)＞

このケースの場合の40年間の更新費用は765億円であり、1年当たり19.1億円の経費が必要となります。この金額は直近5年間の年平均値（11.0億円）の1.7倍に相当します。



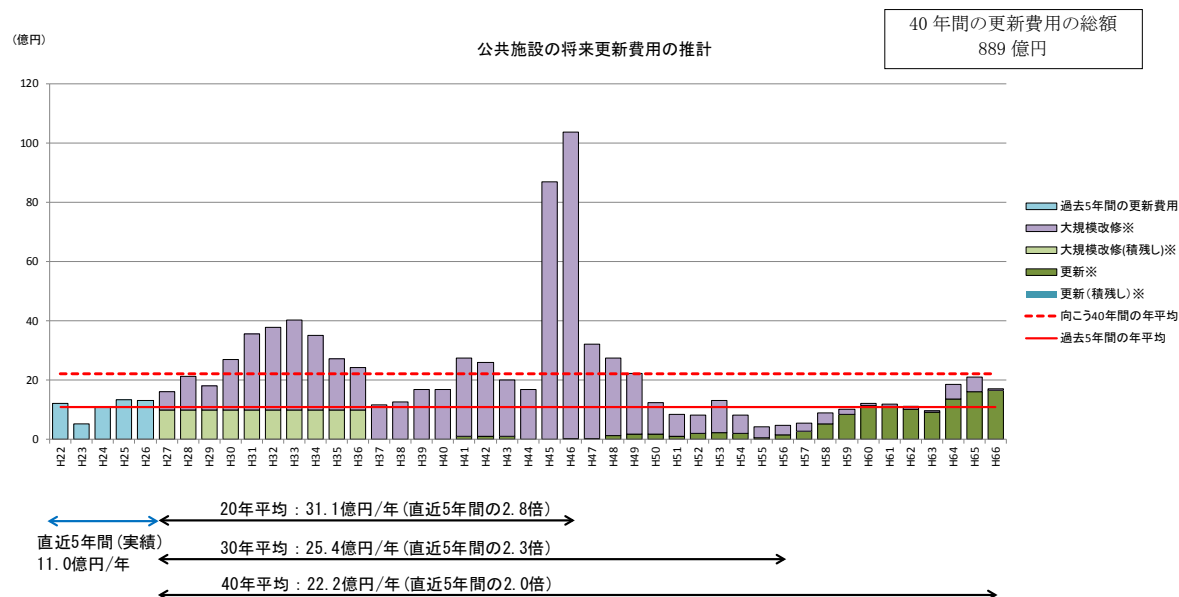
＜ケース3(通常更新)＞

このケースの場合の40年間の更新費用は710億円であり、1年当たり17.7億円の経費が必要となります。この金額は直近5年間の年平均値（11.0億円）の1.6倍に相当します。



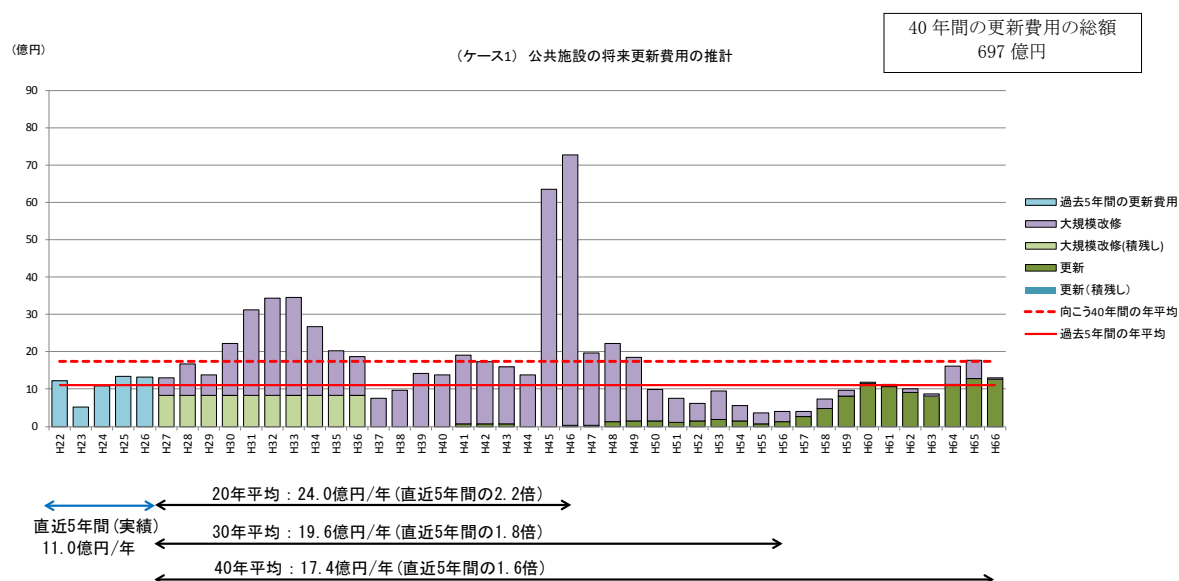
＜全量更新(長寿命化)＞

現在保有する公共施設を全て更新する場合の40年間の更新費用は約889億円(22.2億円/年)と推計されます。この額は直近5年間の年平均値である11.0億円(実績値)の2.0倍に相当します。



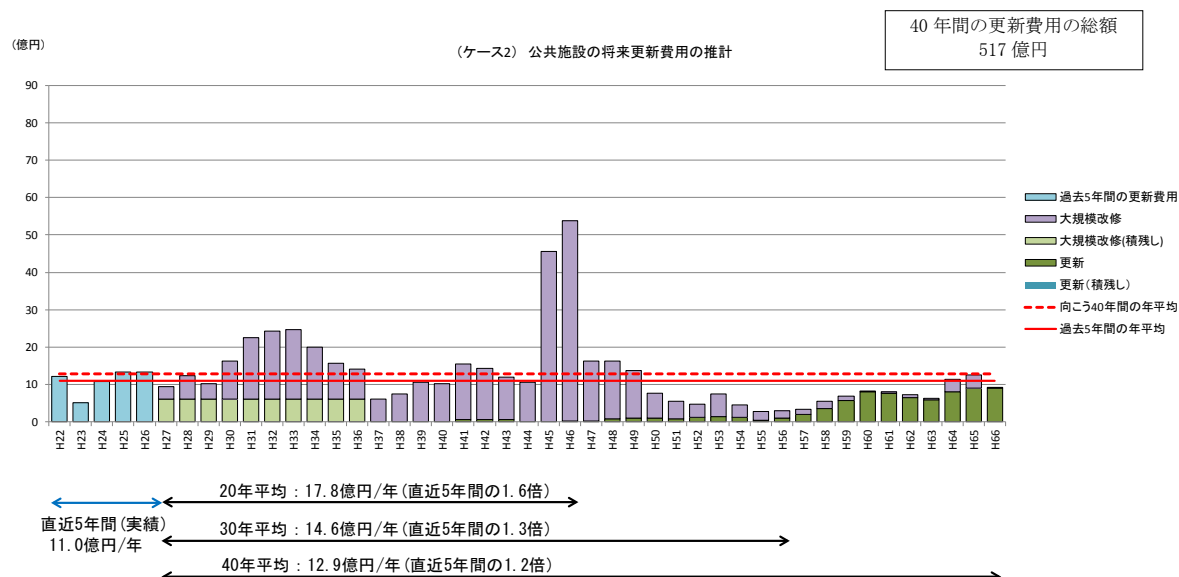
＜ケース1(長寿命化)＞

このケースの場合の40年間の更新費用は697億円であり、1年当たり17.4億円の経費が必要となります。この金額は直近5年間の年平均値(11.0億円)の1.6倍に相当します。



＜ケース2(長寿命化)＞

このケースの場合の40年間の更新費用は517億円であり、1年当たり12.9億円の経費が必要となります。この金額は直近5年間の年平均値（11.0億円）の1.2倍に相当します。



＜ケース3(長寿命化)＞

このケースの場合の40年間の更新費用は481億円であり、1年当たり12.0億円の経費が必要となります。この金額は直近5年間の年平均値（11.0億円）とほぼ同額まで縮減できる結果となりました。

